世羅町一般廃棄物処理基本計画



令和 6 (2024)年 3 月

世羅町

平成 31 (2019) 年 3 月に「世羅町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の実現をめざした取り組みを推進してきました。ごみの排出量については、増加傾向が続いていますが、1 人 1 日当たりのごみの排出量は広島県や全国平均よりも少ない状況です。また、生活排水処理については、下水道や合併処理浄化槽による処理人口が着実に増加し、汚水衛生処理率は上昇しています。

施設面では、平成30 (2018) 年度末をもって固形燃料化 (RDF) 施設における処理が終了したことに伴い、可燃ごみは令和元 (2019) 年度から三原市へ焼却処理委託を開始しました。また、令和2 (2020) 年10月には、ごみの分別を9種15分別から5種9分別に変更し、資源化ごみの品目別収集を開始しました。令和3 (2021) 年度からは、老朽化に伴い新たに整備された不燃物処理工場 (Ecoro) の運用を開始し、引き続き共同処理を行っています。

さらに、平成30(2018)年7月豪雨災害では、膨大な災害廃棄物が発生し、復旧、復興の支障となったことを踏まえ、災害廃棄物対策について取り組むべき事項を整理し、災害対応力の向上に資するため、令和2(2020)年3月に「世羅町災害廃棄物処理計画」を策定しました。

今回、「世羅町一般廃棄物処理基本計画」が策定から5年を経過したことから、15年後の令和20(2038)年度を見据え、本町を取り巻く社会動向や廃棄物をめぐる国内外の社会情勢に応じ、今後更なるごみの減量化や資源化の推進、食品ロスの削減やプラスチックごみの排出抑制に取り組み、生活排水の適正な処理を図るため、内容を見直すとともに、処理実績に応じた新たな目標を設定し、引き続き循環型社会の実現をめざします。

町民の皆さまには、廃棄物の減量化や資源化の推進、不法投棄の防止、ごみ分別の 徹底、清らかな水環境の維持に向けた取り組みなど、これまでと同様、できる取り組 みを行っていただきますよう、お願いいたします。

令和 6 (2024)年 3 月

目 次

はじめに

第	1 部	3 総	論	1
į	第 1	章	計画の基本的事項	1
	1	- 1	計画策定の背景と目的	
	1	- 2	計画の位置づけ	2
	1	- 3	計画の目標年次	3
	1	- 4	計画策定の範囲	3
į	第 2	章	地域の概況	4
	2	- 1	町の概要	4
	2	- 2	自然的概況	5
	2	- 3	社会的概況	10
į	第3	章	上位関連計画・構想等	16
	3	- 1	世羅町第2次長期総合計画(後期基本計画)	16
	3	- 2	脱温暖化せらのまちづくりプラン	18
	3	- 3	世羅町バイオマスタウン産業都市構想	18
	3	- 4	第 4 次循環型社会形成推進基本計画	19
	3	- 5	第 5 次広島県廃棄物処理計画	20
į	第 4	章	一般廃棄物の処理フロー	22
	4	- 1	ごみの分別区分	22
	4	- 2	一般廃棄物処理施設	22
	4	- 3	一般廃棄物の処理フロー	24
第	2 部	3 3	`み処理基本計画	25
į	第1	章	ごみ処理基本計画見直しの背景	25
Ė	第 2	章	ごみ処理の現状	26
	2	- 1	ごみ総排出量(令和4(2022)年度)	26
	2	- 2	1人1日当たりのごみ排出量の推移	27
	2	- 3	分別種類ごとの排出量の推移	28
	2	- 4	1人1日当たりのごみ排出量	31
	2	- 5	リサイクル率の比較(RDF 製品等を除く)	33
	2	- 6	処理フロー	35
	2	- 7	処理経費	36
Ė	第 3	章	ごみ処理の流れ	37
	3	- 1	焼却処理施設(三原市清掃工場)の現況	37

3 - 2	! 不燃物処理工場の現況	38
3 - 3	3 最終処分場の現況	40
第4章	数值目標	41
4 - 1	基本方針	41
4 - 2	数值目標	41
第5章	循環型社会の形成に向けて	44
5 - 1	基本原則(ごみの流れの転換に向けて行うべきこと)	44
5 - 2	! 目標達成のための施策体系	45
5 - 3	8 目標達成のための行動目標	46
	取り組みによる効果	
6 - 1	ごみの減量効果	50
6 - 2	処理経費の削減効果	51
	ごみ処理計画	
	ごみの処理フロー	
	! 分別・収集・運搬計画	
7 - 3	施設整備計画	56
	廃棄物処理に係る防災体制の整備計画	
	- 廃棄物処理に係る防災体制の整備	
	!震災発生時における震災応急対策	
8 - 3	、災害復旧・復興対策	62
第3部 组	生活排水処理基本計画	63
第1章	生活排水処理基本計画策定の背景	63
第2章	生活排水処理の現状	64
2 - 1	汚水衛生処理率(広島県との比較)	64
2 - 2	! 汚水衛生処理率(全国との比較)	65
第3章	生活排水処理の流れ	66
3 - 1	_ 生活排水処理の体系	66
3 - 2	! 生活排水処理形態の区分	66
3 - 3	・生活排水処理施設の特徴	67
3 - 4	生活排水処理形態の区分	69
3 - 5	汚濁負荷量の現況	70
3 - 6	・ し尿・汚泥処理の現況	73
第4章	数值目標	80

第5章	清らかな水環境の維持に向けて	81
5 - 1	取り組みの方針	81
5 - 2	地域別の取り組み	81
5 - 3	住民、事業者、行政の取り組み	84
5 - 4	本町の取り組み支援制度	85
第6章	取り組みによる効果	86
6 - 1	推計の手順	86
6 - 2	推計の結果	87
6 - 3	目標値との比較	90
第7章	処理施設の整備	91
7 - 1	収集運搬計画	91
7 - 2	し尿等の処理計画	92
7 - 3	施設の整備計画	93
資 料	編	
[資料-	1] 施設搬入量、中間処理量、最終処分量の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 1
[資料-	2] 施設搬入量、中間処理量、最終処分量の現状と推計結果の総括(施策前)・・	資料 2
[資料-	3] 施設搬入量、中間処理量、最終処分量の現状と推計結果の総括(施策後)・・・	資料 3
	<u> </u>	資料 4
		資料 5
[資料-		資料 6
[資料-		資料 7
[資料-		資料 8
[資料-	10] 不燃ごみ量(直接搬入)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 10
[資料-	11] 資源化ごみ(家庭系)原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 11
[資料-	12] 資源化ごみ量(事業系)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 12
[資料-	13] 資源化ごみ量(直接搬入)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 13
[資料-	14] 可燃粗大ごみ(家庭系)原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 14
[資料-	15] 可燃粗大ごみ量(事業系)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 15
[資料-	16] 不燃粗大ごみ(家庭系)原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 16
[資料-	17] 集団回収量原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 17
	18] 世羅町の世帯数の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 18
[資料-	19] し尿収集人口の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 19
[資料-	20] ごみ減量化施策(リユース推進<不要品一括査定サービス>)・・・・・・・	資料 20
[資料-	21] ごみ資源化施策(リサイクル推進<使用済みペン回収ボックス>)・・・・	資料 21
[資料-	22] 古紙等資源集団回収奨励金制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 22
[資料-	23] 事業系一般廃棄物の適正処理について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 23
[資料-	24]不燃物処理工場(Ecoro)への搬入方法 ····································	資料 24

第1部

総 論

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられ、その計画には、環境省令で定めるところにより、廃棄物処理法第6条第2項に掲げる事項を定めることとしている。

また、「ごみ処理基本計画策定指針環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部(平成 28(2016) 年9月改定)」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定にあたっての指針について厚生省生活衛生局水道環境部(平成2(1990)年10月)」によれば、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされている。

世羅町(以下、「本町」という。)は、平成31(2019)年3月に「一般廃棄物処理計画」(以下、「現行計画」という。)を策定し、ごみの減量化や資源化、生活排水の適正処理に努めてきたが、現行計画の策定から4年が経過し、本町を取り巻く社会・経済情勢においても著しい変化が見られる。

このため、廃棄物をめぐる今後の社会・経済情勢及び地域特性を考慮し、現行計画の見直しを行ったうえで、新たな一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)を策定するとともに、本町の将来における廃棄物の指針となるべき計画とすることを目的とした。

なお、本町におけるごみ処理は、可燃ごみは三原市で、不燃ごみ、容器包装プラスチック、 びん・缶、ペットボトル、不燃粗大ごみは、本町と三原市で構成する三原広域市町村圏事務組 合で行っている。

廃棄物処理法第6条第2項

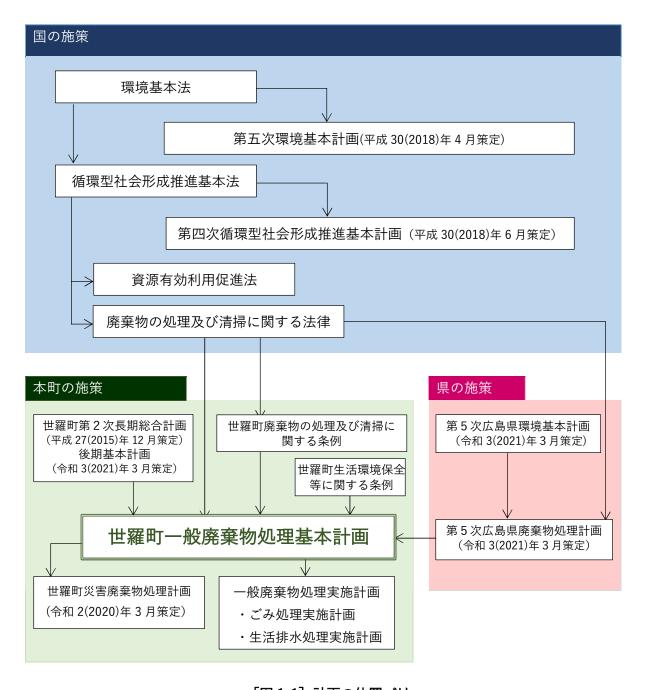
- 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の 一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1-2 計画の位置づけ

本計画と関係法令、諸計画との関係は、[図 1-1]に示すとおりである。

本計画は、国・広島県の上位計画及び本町が策定している「世羅町第2次長期総合計画」等各種条例等と相互の整合を図りながら、本町の地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、循環型社会と低炭素社会との統合的実現に配慮し、中長期的な視点で策定する。

なお、本計画策定に際しては、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平成2(1990)年10月8日旧厚生省)に準じて作成する。



[図 1-1] 計画の位置づけ

1-3 計画の目標年次

本計画の目標年度は、15 年後の令和 20(2038)年とし、中間目標年度は 5 年後の令和 10(2028) 年度とする。

計画目標年度:令和20(2038)年度中間目標年度:令和10(2028)年度

また、本計画の目標年と、国、広島県および本町の関連計画の目標年次は[表 1-1] に示すとおりである。

R6 R7 |R10|R11|R12|R13|R14|R15|R16|R17|R18|R19|R20 R4 | R5 R8 | R9 本計画及び関連計画 2022 2023 2024 2025 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 (国)第4次循環型社会形成推 0 進基本計画 (平成 30(2018)年 6 月策定) (県)第5次廃棄物処理計画 0 (令和 3(2021)年 3 月策定) (世羅町)第2次長期総合計画 (平成 27(2015)年 12 月策定) 0 「後期基本計画] (令和3(2021)年3月策定) \bigcirc 0 計画期間 世羅町一般廃棄物処理 計 間 画 基本計画(本計画) 本 目標年 計 且 標年 画 策 度

[表 1-1] 本計画と関連計画の目標年次

1-4 計画策定の範囲

本計画は、一般廃棄物を対象とした計画である。一般廃棄物とは、廃棄物処理法によると、第2条第2項の規定に「一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。また、計画策定の目的のとおり、廃棄物処理法では、「市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されている。

本町は、町内で発生する一般廃棄物について減量化・資源化、収集運搬、中間処理、最終処分の適正な処理・処分の役割を担っている。

本計画は、循環型社会構築推進のため、減量計画、収集運搬から最終処分に至る過程において計画を策定するが、ごみの広域処理が実施されているため、構成市町との連携・調整のもと整合性を図っていく。

第2章 地域の概況

2-1 町の概要

本町は広島県の中央部に位置し、[図 1-2] に示すとおり、東は府中市、南は尾道市、三原市、西は東広島市、北は三次市と周囲を5市に囲まれている。近隣の中都市である尾道市・三原市・三次市からは20~30km 圏内にあり、また広島空港にも約30km と近い位置にある。

面積は、278.14km²で広島県面積の3.3%を占めており、地形は、通称「世羅台地」と呼ばれる岡山県中央部まで連なる準隆起平原の一部をなし、標高350~450mの台地を形成している。また、瀬戸内海に流れる芦田川水系と、日本海に流れる江の川水系の分水嶺があり、気候は、30年間の平年値(H3(1991)~R2(2020)年)の気温は12.9°C、年間降水量約1,300 mmで、広島市より平均気温で3~4°C低く、年間降水量で約200 mm程度少なくなっている。

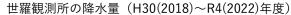


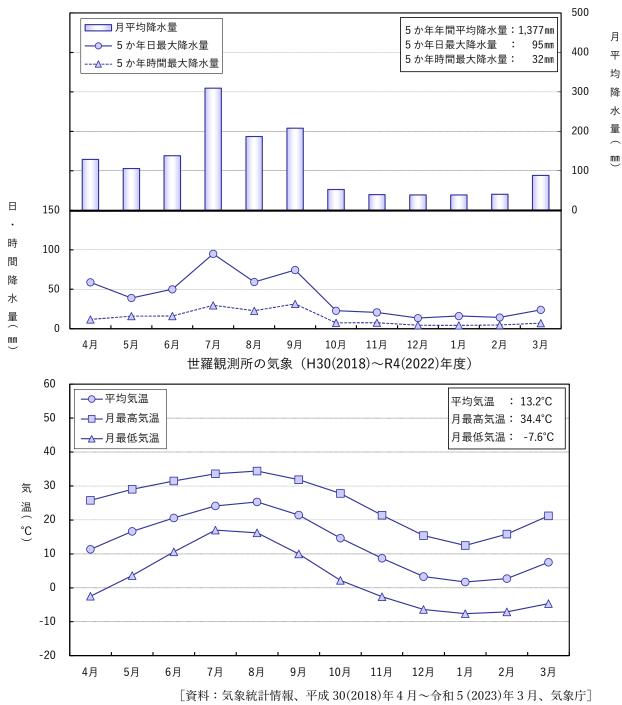
2-2 自然的概況

(1) 気 象

本町の気候は、内陸部に位置するため、比較的冷涼で気温の格差の大きい山間部特有の気候を示しており、過去5か年の年平均気温は13.2℃、年間平均降水量は1,377mmと、広島市等の瀬戸内海式気候に比べると、平均気温で3~4℃低く、年間降水量で200mm程度少ない。

過去5か年の気象の概況は、[図1-3]に示すとおりである。





[図 1-3] 本町の気象の状況

(2)水 象

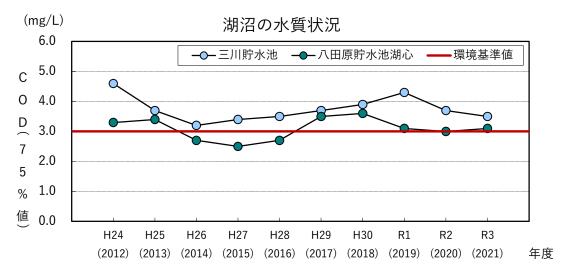
本町を流れる河川の概況は[図1-4]に示すとおりであり、町を二分する形で、瀬戸内海へ流れる一級河川芦田川水系と、日本海に流れる一級河川江の川水系が分水嶺を形成している。また、芦田川流域と美波羅川流域に簡易水道の水源地が存在しており、さらに、下流の市町にも、芦田川、美波羅川、馬洗川に依存している水源地が多数存在している。

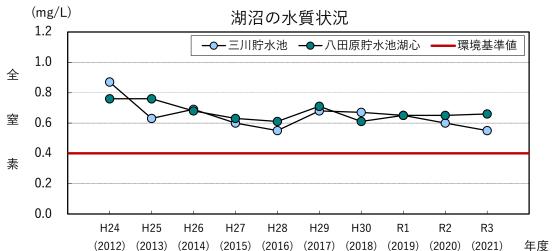
本町を流れる河川のうち、芦田川、美波羅川及び馬洗川が環境基準A類型に、湖沼では、神農湖及び芦田湖がA類型及び窒素及び隣に係る環境基準のⅢ類型に指定されている。この地点の水質状況の推移は[図1-5]、[図1-6]に示すとおりであり、芦田川水系の赤屋川のBODは環境基準を満足している。一方、三川貯水池、八田原貯水池は、COD、全窒素及び全リンが環境基準値を上回っている。

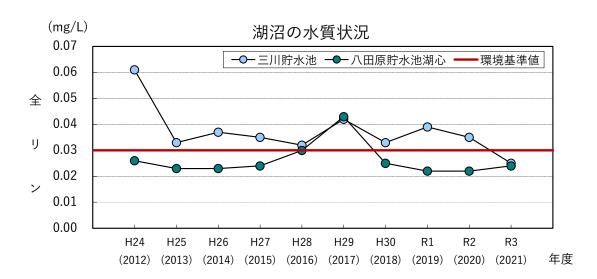


(mg/L)河川の水質状況 6.0 ---◇--- 赤屋川下流 環境基準値 В 5.0 0 4.0 3.0 7 2.0 5 % 1.0 0.0 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 (2012) (2013) (2014) (2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021)

[資料:令和4(2022)年度 広島県環境データ集、広島県] [図 1-5] 河川の水質の状況







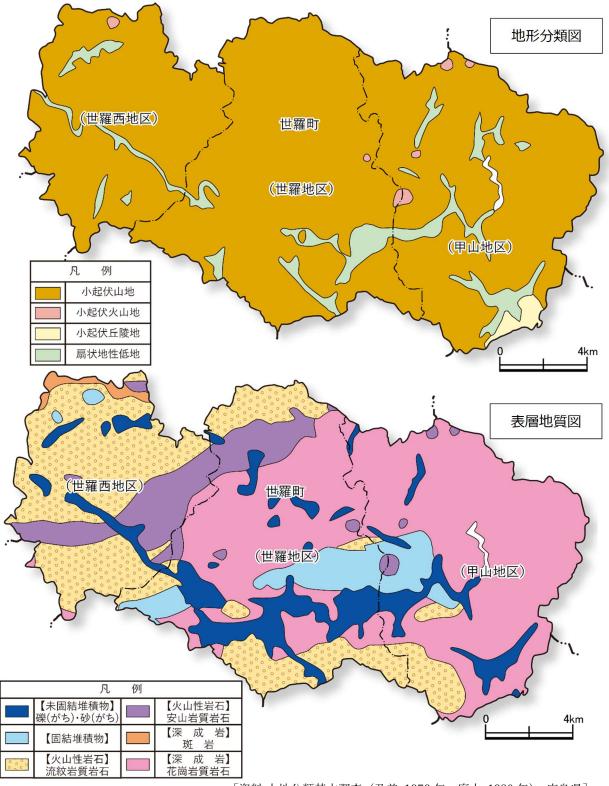
[資料:令和4(2022)年度 広島県環境データ集、広島県]

[図 1-6] 湖沼の水質の状況

(3) 地形・地質

本町の地形及び地質の状況は、[図1-7]に示すとおりである。

地形は、ほとんどの面積を小起伏山地が占め、表層地質は、旧世羅地区及び旧甲山地区は 深成岩(花崗岩質岩石)が、旧世羅西地区は火山性岩石(流紋岩質岩石)が広く分布してい る。なお、本町には活断層は確認されていない。



[資料:土地分類基本調査(乃美 1979 年・府中 1980 年)、広島県]

[図 1-7] 地形分類図・表層地質図

(4) 環境保全地域

本町の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定状況は、[表1-2]、[表1-3] 及び[図1-8] に示すとおりである。

[表 1-2] 自然環境保全地域

(令和4(2022)年4月1日現在)

名 称	面 積 (ha)		指定年月日		
石	総面積	特別地区	普通地区	区域指定	特別地区の指定**1
津田の明神山	66.69	22.54	44.15	S49.11.14	S51.12.24
男 鹿 山	43.71	11.63	32.08	S51.12.24	-
黒川の明神山	19.89	19.89	-	S53.12. 1	-
品 の 滝**2	50.16	49.88	0.28	S57. 7.19	-
計	180.45	103.94	76.51	-	

※1. 特別地区の指定年月日は、区域指定時に特別地区があわせて指定された場合を除くものである。

※2. 品の滝は世羅町と三次市にまたがっており、上記の面積は全域を示す。

[資料:令和4(2022)年度 広島県環境データ集、広島県]

[表 1-3] 緑地環境保全地域

(令和4(2022)年4月1日現在)

名 称	面積(ha)	指定年月日
今高野山	20.47	S60. 3.30

[資料:令和4(2022)年度 広島県環境データ集、広島県]



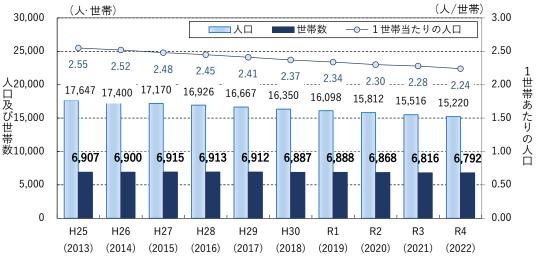
「資料: 令和4(2022)年度 広島県環境データ集、広島県]

[図 1-8] 自然環境及び緑地環境保全地域指定状況

2-3 社会的概況

(1) 人口・世帯数

本町の人口及び世帯数の推移は [図1-9] に示すとおりであり、年々減少傾向にある。



※ 人口は10月1日、世帯数は9月末現在の数値である。

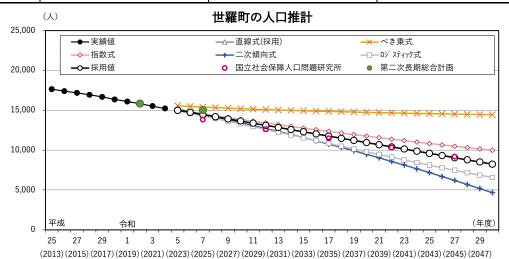
[図 1-9] 人口・世帯数の推移

本町の将来人口の推計結果は、[表1-4]及び[図1-10]に示すとおりであり、推計は、『ごみ処理施設構造指針解説(以下「指針解説」という)』に準拠した方法*で行った。

これによると、本町の人口は年々減少傾向を示し、目標年度である令和20(2038)年度の人口は、10,937人と令和4(2022)年度の約7割となる。

[表 1-4] 人口の推計値

区分	令和 4 (2022)年度	令和 10(2028)年度	令和 20(2038)年度
	[実績]	[中間年度]	[目標年度]
世羅町	15,220 人	13,641 人	10,937 人



※ 現状の推計値であり、予測結果は変動する可能性がある。

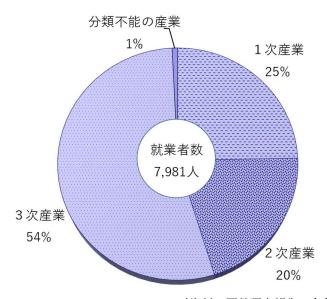
[図 1-10] 人口の推計

[※] 指針解説に準拠した推計方法とは、過去の実績を用いて5法(一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線)により算出する方法

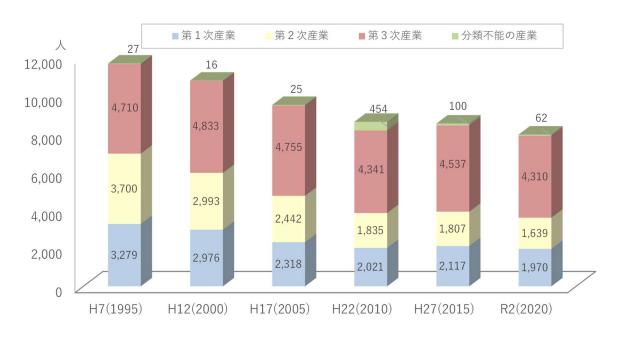
(2) 産業

本町の令和 2 (2020)年の就業者構成は、[図1-11]に示すとおりであり、第 1 次産業25%、第 2 次産業20%、第 3 次産業54%である。本町は、農・林業の従事者が多く、果樹・野菜が主な農産物となっている。次いで製造業、卸売・小売業となっている。

また、本町の産業別人口の推移は、[図1-12] に示すとおりであり、年々、産業別人口及び 1次産業、2次産業ともに減少傾向を示しているものの、第3次産業人口は横ばいで推移し ている。



[資料:国勢調査報告、令和 2 (2020)年、広島県] [**図 1-11**] **産業別人口の割合**



[資料:国勢調査報告、平成7(1995)~令和2(2020)年、広島県]

[図 1-12] 産業別人口の推移

(3) 交 通

本町の主な交通網は、 [図1-13] に示すとおりである。

道路は、東広島市、三次市、府中市、尾道市及び三原市の県内主要都市を結んでおり、国道2路線、主要地方道6路線、広域農道2路線を中心に交通網を形成している。なお、現在、本町を南北方向に縦断する中国横断自動車道尾道松江線が平成27(2015)年3月に全線が開通した。また、鉄道はJR福塩線が運行されている。



[資料:広島県東部建設事務所三原支所管内図、平成25(2013)年10月、広島県東部建設事務所三原支所]

[図 1-13] 主要な交通網

(4) 土地利用

本町の土地利用状況は、 [表1-5] 及び [図1-14] に示すとおりであり、山林の占める割合が多い。また、都市計画区域及び用途地域の指定状況は [図1-15] に示すとおりである。

[表 1-5] 土地利用面積

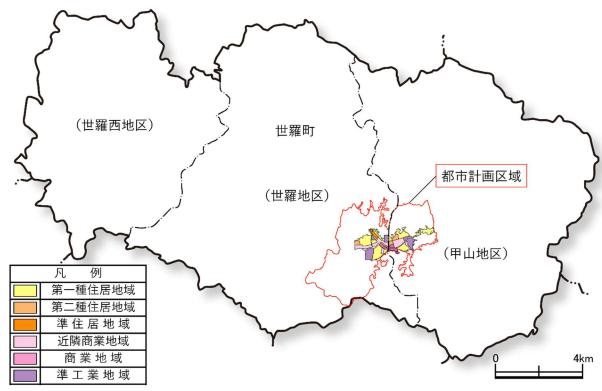
(単位: ha、令和 2(2020)年度)

				, ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	総面積	農用地	宅地	山林	その他
世羅町	27,814	3,768	744	14,397	8,905

[資料:統計データブック、令和3(2021)年12月、世羅町]



[図 1-14] 土地利用面積の割合



[資料:世羅甲山都市計画総括図、令和2(2020)年3月、世羅町 甲山町]

[図 1-15] 都市計画区域及び用途地域指定状況

(5) 上水道及び下水道等

本町の上水道の利用状況は、[表1-6] 及び [図1-16] に示すとおりであり、水道普及率は、58.6%である。

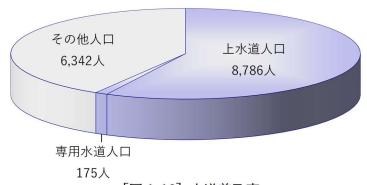
[表 1-6] 世羅町の水道普及率

(令和4(2022)年3月31日現在)

区分	行政区域内人口	現在給水人	その他	普及率	
	(人)	上水道 専用水道			その他
世羅町	15,303	8,786	175	6,342	58.6%

[資料:令和3(2021)年度 広島県の水道の現況、広島県健康福祉局食品生活衛生課]





[図 1-16] 水道普及率

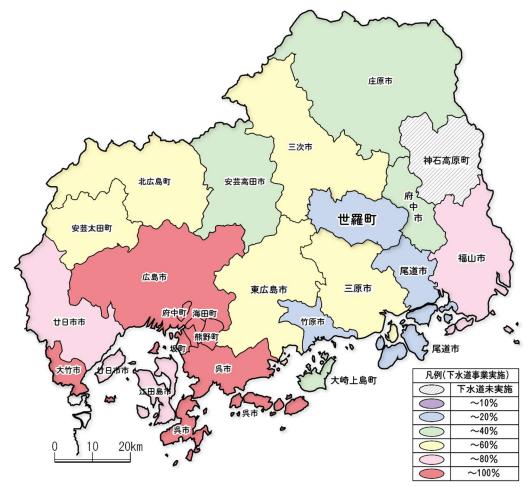
本町の下水道等の整備状況は、 [表1-7] に示すとおりであり、県内の公共下水道人口普及率と比較すると、広島県全体が76.8%で、本町全体人口普及率の10.7%は低い状況である。なお、本町の農業集落排水処理施設の整備状況は、 [図1-18] に示すとおりである。

[表 1-7] 下水道の整備状況

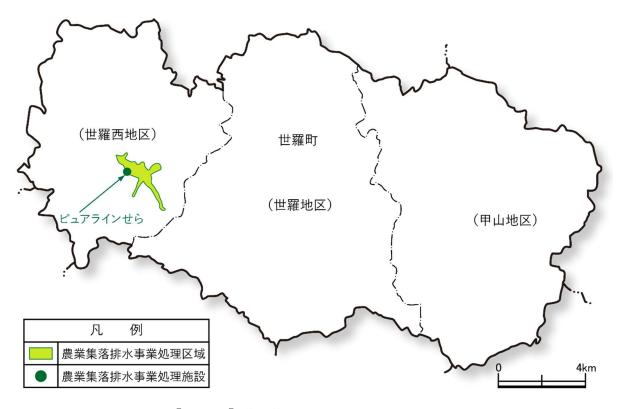
(令和4(2022)年3月31日現在)

	人口	うち処理	人口	全体計画	整備面積	面積	処理面積	面積
区分	(A)	人口(B)	普及率	面積(C)	(D)	整備率	(E)	普及率
	(人)	(人)	(B)/(A)	(ha)	(ha)	(D)/(C)	(ha)	(E)/(C)
世羅町	15,303	1,640	10.7%	271.7	103.0	37.9%	103.0	37.9%

[資料:広島県の下水道、令和 5 (2023)年 3 月、広島県土木建築局都市環境整備課]



[資料:広島県の下水道、令和5(2023)年3月、広島県土木建築局都市環境整備課] [図 1-17] 広島県内の公共下水道人口普及率



[図 1-18] 農業集落排水処理施設の整備状況

第3章 上位関連計画・構想等

本計画に関連する計画の概要とし、世羅町第2次長期総合計画、第4次循環型社会形成推進基本計画及び第4次広島県廃棄物処理計画の概要は、[表1-8]~[表1-12]に示すとおりである。

3-1 世羅町第2次長期総合計画(後期基本計画)

令和3 (2021)年3月に策定した後期基本計画のうち、ごみ及び生活排水処理に関連する計画は、[表 1-8] に示すとおりである。

[表 1-8(1)] 世羅町第2次長期総合計画(後期基本計画)の概要

名 称	長期総合計画	後期基本計画
策定年月	平成 27(2015)年 12 月	令和 3 (2021)年 3 月
計画の期間	平成 28 (2016)年度~令和 7 (2025)年度	令和 3 (2021)年度~令和 7 (2025)年度
目標とする	「いつまでも住み続けたい日本一のふるさ	الح ا
将来像	~ひとと、歴史と、未来をつなぐ、せらのまち~	
	《基本目標4》 安全安心づくり 《施策》循環	
	1) 3R(ごみの減量化・再利用・再資源化) を推進	1)ごみの減量化・資源化の推進
ごみ・し尿の関連施策	① 住民の意識啓発の推進 ア)住民のごみ問題やリサイクルの理解を深めるよう 普及啓発に努める。 イ) ごみのポイ捨てや不法投棄防止の意識啓発を行い、不法投棄の監視・指導体制を強化する。 ② ごみの減量化・リサイクル化の推進 ア) 3R(ごみの減量化・再利用・再資源化)を推進イ)子ども会など地域における住民の自主的なリサイクル活動を促進ウ)マイバッグ運動など、ごみの減量化やリサイクル推進活動を支援・促進エ)可燃ごみの処理は高効率の発電や熱回収などを検討し、循環型社会形成に向けた総合的な取り組み体制の強化を図るとともに「脱温暖化せらのまちづくりプラン」に基づき、二酸化炭素の削減などに努める。オ)「世羅町バイオマスタウン構想」に基づき、下水汚泥のセメントとしての再生利用を継続するほか、畜	などについて、住民の意識啓発に努める。 イ)不法投棄について、住民の意識啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、不法投棄の監視・指導を強化する。 ② ごみの減量化・リサイクル化の推進 ア)「世羅町一般廃棄物処理基本計画」により、循環型社会の形成を図るため、3R(ごみの減量化・再利用・再資源化)を推進 イ)地域における体系的なリサイクルシステムの構
	産業からの排出ふん尿を耕種農業の堆肥として活用 する環境保全型農業の展開を推進	
	2)ごみ処理体制の整備	2) ごみ処理体制の整備
	① 収集体制の充実 ア)ごみの分別収集の徹底を図り、地域住民からの協力を得て、効率的な収集体制を確立する。 イ)家庭ごみの収集運搬のステーション化を計画的に推進 ② ごみの適正処理 ア)「世羅町一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、ごみの適正な処理を推進 イ)既存の最終処分場の残余容量がわずかであることから、新たな最終処分場の整備を検討 ③ 産業廃棄物の適正処理	の協力を得て、適正な収集体制を確立する。

[表 1-8(2)] 世羅町第 2 次長期総合計画(後期基本計画)の概要

		世(俊期基本計画)の概要		
名 称	長期総合計画	後期基本計画		
ごみ・し尿の関連施策	3) し尿・汚泥処理体制の充実 ① 浄化槽の設置の促進 し尿や生活排水の適正処理を図るため、公共下水道事業計画認可区域と農業集落排水処理区域を除く地域において、合併処理浄化槽の設置に関する助成制度を継続して実施 ② し尿・汚泥の適正処理の推進 ア)「世羅町一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、し尿・汚泥の適正な処理を推進 イ)し尿・汚泥収集運搬許可業者との連携により、適切な収集運搬を行う。 ウ)し尿処理施設(世羅町美化センター)の大規模改修や更新整備を図る。	道事業計画認可区域と農業集落排水処理区域を除く地域において、合併処理浄化槽の設置に関する助成制度を継続して実施 ② し尿・汚泥の適正処理の推進ア)「世羅町一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、し尿・汚泥の適正な処理を推進イ)し尿・汚泥収集運搬許可業者との連携により、適切な収集運搬を行う。		
	【指標】再生利用率 13.0%(平成 25(2013)年)→16.0%(令和元(2019)年)	【指標】リサイクル率 16.7%(平成 29(2017)年)→19.6% (令和 7 (2025)年)		
生活排水の関連施策	《基本目標4》 安全安心づくり 《施策》上 1) 下水道の整備 ① 下水道整備の推進 ア) 世羅町全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に実施するため、「世羅町汚水適正処理計画」(仮称)を策定する。 イ) 公共下水道事業に対する理解を高めるよう、加入促進のための啓発活動を推進する。 ウ) 公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及・設置を促進する。 ② 維持管理の充実 ア) 汚水処理施設の適正な維持管理を図るため、老朽化施設の更新整備を計画的に進めるとともに、緊急時対策の充実を図る。 イ) 健全な経営を持続しながら事業を実施するため、適切な使用料金の設定を行う。 【指標】生活排水処理人口の比率 55.3%(平成 26(2014)年)→71.9% (令和 2 (2020)年)	1) 下水道の整備 ① 下水道整備の推進 ア) 世羅町下水道処理施設の整備を計画的・効率的に 実施するため、「世羅町汚水適正処理計画」(仮称)を 策定する。 イ) 公共下水道事業に関して普及率及び加入率を上 げるための啓発活動を町広報誌などで行う。		

3-2 脱温暖化せらのまちづくりプラン

令和 6(2024)年 3 月に策定した第 4 次脱温暖化せらのまちづくりプランのうち、ごみ減量・適正処理に関連する施策は、[表 1-9] に示すとおりである。

[表 1-9] 第4次脱温暖化せらのまちづくりプランの概要

名称		プランの概要					
策定年月	令和 6	5 (2024)年 3 月					
計画の期間	令和 6	6 (2024)年度~令和 12(2030)年度(7 年間)					
基本施策	0	《基本施策4》 循環型社会の形成(ごみの排出抑制、資源化の促進) ○ 一般廃棄物の排出抑制と資源化を推進 ○ 事業連携により、リユース(再使用)やリサイクル(再生利用)を促進 ・不要品のリユース促進(複数のリユース業者による査定サービス) ・家庭用パソコンのリサイクル(無料引取)					
ごみ減量・適正処理	町 民 (家庭)	○ 廃棄物の削減 資源回収への協力などにより、ごみの排出を少なくする。					
に関する施策	事業者	者 ○ 廃棄物の排出量を少なくする。					
CO ₂ 削減目標		令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度)比で <u>57.6%削減</u>					

3-3 世羅町バイオマスタウン産業都市構想

令和 5(2023)年 3 月に策定した世羅町バイオマスタウン産業都市構想のうち、し尿等の処理に関連する計画は、[表 1-10] に示すとおりである。

[表 1-10] 世羅町バイオマスタウン産業都市構想

名 称	構想の概要						
策定年月	令和 5 (2023)年 3 月						
計画の期間	令和 5 (2023)年度~令和 14(2032)年度						
し尿処理に関する 施策	下水汚泥及びし尿処理汚泥の活用 し尿等の処理後に発生する処理汚泥は、						

3-4 第4次循環型社会形成推進基本計画

平成 30(2018)年 6 月に策定した第 4 次循環型社会形成推進基本計画のうち、ごみ減量・一般 廃棄物の適正処理に関連する施策は、[表 1-11] に示すとおりである。

[表 1-11] 第 4 次循環型社会形成推進基本計画の概要

	[表 1-1	1] 第 4 次循環型社会形成推進	基本計画の概要			
名 称	計画の概要					
策定年月	平成 30(2018)年 6 月					
計画の期間	平成:	30(2018)~令和 4 (2022)年度				
		指標	数値目標	目標年次		
	1,	【1日あたりのごみ排出量	約 850g/人/日	2025 年度		
	1人1	日あたりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人/日	2025 年度		
ごみ減量等に関する	-	一般廃棄物の循環利用率	約 28%	2025 年度		
取組指標及び目標値		I I	20 年分 (2017 年度の水準を維持)	2022 年度		
	廃棄物 購入の	の減量化や循環利用、グリーン 意識	約 90%	2025 年度		
	具	体的な3R行動の実施率	20%上昇(2012 年度から)	2025 年度		
国の取り組み (一般廃棄物の適正処理 に関する記述を抜粋)	② 廃野 ③ 地址 ④ 高幅 ⑤ 循环 ⑦ マッ	E的・効率的な処理体制の整備 展物処理システムの地球温暖化 域での新たな価値創出に資する 冷化社会に対応した廃棄物処理 (インコンエスト義務付け拡大 環分野における環境産業全体の (イクロプラスチックを含む海洋 を家対策、空き店舗対策	廃棄物処理施設の整備 体制 建全化、振興			
各主体の役割 (一般廃棄物に関する 記述のみ抜粋)	地方公 共団体 国 民	 廃棄物の分別収集の徹底 一般廃棄物処理の有料化な 廃棄物会計の導入・公表 廃棄物発電等の熱回収やる推進 無駄なものを買わないこと レンタル・リース・シェアリング・ マイバック・マイボトルの(容器包装削減) 食材の使い切りや過度な無減 木材等の再生可能な資源人 物の丁寧な取り扱い、メンによるものを長く大切に使 	生ごみ等からのメタン回り 中古品の売買等のサービスを の利用や簡易包装製品の選挙 鮮度志向の抑制等による食 を利用した製品や再生品の テナンスや修理等のサード	を積極的活用択金品ロスの削り優先的な購ごスの活用等		
	事業者	袋の削減やマイバルルや食品容器、める。 《生産段階》 ①生産量や生産や原材料素材の表る製品への転換、	事業者として、①リユース 極的な販売、②簡易包装の バッグの推奨、④牛乳パッ 小型家電等の店頭回収なる 産時期の最適化、②環境配成 表示、③使い捨て製品から終 ④簡易包装の推進、⑤再 ギー利用の効率化などの取	推進、③レジク、ペットボどの取組を進 を設計の徹底 を関いる。 を関いる。 を対した。 をがした。		

3-5 第5次広島県廃棄物処理計画

令和 3(2021)年 3 月に策定した第 5 次広島県廃棄物処理計画の概要は、[表 1-12] に示すとおりである。

[表 1-12] 第5次広島県廃棄物処理計画の概要

名 称	L表 1-12] 弟 5 次広島県廃棄物処理計画の概要						
策定年月	令和 3 (2021)年 3 月						
計画の期間	令和 3 (2021)~令和 7 (2025)年度						
		指 標	数値目標		目標年次		
 ごみ減量等に関する	1人1日	日あたり排出量	874 g 以了				
取組指標及び目標値		(集団回収含む)	32.5%以上		令和 7 (2025)年度		
		終処分量	12.2%以下				
	※ 再生利用量及	び最終処分量の排出量に」	占める割合を示	す。			
	① 生活系ごみ	の減量化の推進					
	区分	取	組 事	例			
	事業者	レジ袋の使用抑制・有料化, 過					
ごみ(一般廃棄物)の排出抑制・再使用	マイバッグ・マイボトル・マイカップの持参,過剰包装を断る,集団回収の実施,リナブル容器*1等環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択,生ごみ処理等の利用,不用品交換・他用途への活用,エコクッキング*2,水切りの徹底,計画的買い物,リサイクルシステムのある商品を選ぶ 等						
の推進	行 政 マイバッグ運動,マイボトル・マイカップ持参の推進,集団回収の推進,環境教育・環境学習の推進,資源回収推進団体の育成と支援,生ごみ処理機購入補助 等						
	② 事業系ごみの減量化等の推進③ プラスチックごみの排出抑制の推進④ 2 R (リデュース・リユース) の推進						
ごみ (一般廃棄物) の徹底的な資源循環	① 別排出の徹底の推進② プラスチック回収体制の強化③ センサー・通信技術による廃棄物保管・回収の効率化④ 焼却灰のリサイクル⑤ 各種リサイクル法の推進						
生活排水対策 (し尿等)の推進	 下水道等の整備の推進 浄化槽の整備の推進 浄化槽の適正な管理の推進 						
低炭素社会への取り 組みの推進	① ごみ焼却施設等における高効率発電の導入促進② 福山リサイクル発電事業の推進③ 廃棄物処理施設のエネルギー拠点としての活用④ プラスチック資源の利用拡大						
災害廃棄物対策の 推進	_	互協力体制の整備 処理体制の強化					

[表 1-12] 第 5 次広島県廃棄物処理計画の概要(つづき)

名称	大阪 1-12 第 5 次広島県廃棄物処理計画の概要 (うつさ) 計画の概要					
	県 民	① 食品ロスの削減や計画的な買物などごみをできるだけ少なくするライフスタイルの実践② 再生品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用③ ごみの分別や回収ルールの遵守などリサイクルシステムへの協力④ 海岸漂着ごみ清掃など環境保全活動や環境学習等への積極的な参加⑤ 食品包装などのワンウェイプラスチック製品の使用削減と代替品の				
各主体の役割	市町	積極的な使用 ① 住民へのごみ減量化等の取組の普及啓発と支援 ② 一般廃棄物の排出抑制,再使用,再生利用の推進 ③ 一般廃棄物の適正処理の推進 ④ 他市町と連携した処理の推進 ⑤ 一般廃棄物処理施設の確保・維持管理の推進 ⑥ 災害廃棄物処理体制の強化 ⑦ 海洋ごみ回収・処理,発生抑制対策に係る関係者との連携・協力 ⑧ 不法投棄防止対策の実施 ⑨ SDGs の認知向上に貢献する環境関連情報(環境学習・環境教育)の提供の推進 ⑩ 公共事業における環境配慮(廃棄物の発生抑制等)の推進 ⑪ グリーン購入の推進				
	事業者	 ① 廃棄物の排出抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施 ② 新製品・新素材の普及に伴うリサイクル困難物に対応したリサイクル技術の開発, ③ 長寿命製品, 詰替え型製品の製造・販売 ④ 製造・販売した製品の回収や再利用の推進 ⑤ 再生資源の積極的な活用, 廃棄物の減量化や再生利用の推進 ⑥ 電子マニフェストへの加入等による廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底 				
	県	 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の促進 廃棄物の適正処理の推進 処理施設確保に向けた支援及び公共関与による安定的な処理体制の確保 市町に対する一般廃棄物の適正処理等に関する技術的支援 市町における災害廃棄物処理体制整備の技術的支援 広域的な海洋ごみ回収・処理、発生抑制対策の推進 不法投棄防止対策の推進 環境学習・環境教育の推進 環境関連情報の提供の推進 				

第4章 一般廃棄物の処理フロー

4-1 ごみの分別区分

本町のごみは、可燃ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル、不燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみの7区分に分別している。このうち、本計画では、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトルを総称して資源化ごみとする。

ごみの分別区分と出し方は、[表 1-13] に示すとおりであり、可燃ごみは指定袋制を導入している。

[表 1-13]ごみの分別区分と出し方							
形態別	分別区分	ごみの種類	収集回数	排出方法	出し方	備考	
	可燃ごみ	台所ごみ、紙おむつ、ぬいぐ るみ、くつ類・皮革製品類、 紙パック、食用油のペット ボトル、木くず、ふとん・カ	週2回	ステーション	可燃ごみ 指定袋	町指定ごみ袋の価格(税込) (大) 370円/10枚 (中) 250円/10枚 (小) 130円/10枚	
	可燃粗大ごみ	ーペット類、テープ類、布 類、アルミホイル・ラップ、 貝殻類、紙くず類など	月2回	拠点収集	予約制	指定袋に入らないもの	
	容器包装プラスチック	商品の容器・袋 食品トレイ、ペットボトル のラベル・キャップ、シャ ンプーボトル、発泡スチロ ール など	週1回		透明か中身の見える袋		
家庭系ごみ	びん・缶	きれいなびん (色で分けない) スチール缶(飲料缶のみ) アルミ缶(飲料缶のみ)	月2回	ステーション	透明か中身の見える袋	直接搬入可	
	ペットボトル	ペットボトル (ラベル・キャップをはずし た)	月2回		透明か中身の見える袋	(不燃物処理工場)	
	不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶器類、容器包装以外のブラスチック、飲料缶を除く缶類、汚れの落ちないびん・缶、かさ、電化製品 など 発火性危険ごみ、蛍光灯類、電池類、充電式小型家電	月2回		透明か中身の見える袋種類ごとに別々の袋		
	不燃粗大ごみ	1 辺が 50cm を超えるもの	月1回	拠点収集	予約制	直接搬入可 (不燃物処理工場)	
事業系	ごみ		_	直接搬入	家庭系ごみの 分別区分によ り、透明か中 身の見える袋	自己搬入か許可業者に依頼	

「表 1-13] ごみの分別区分と出し方

4-2 一般廃棄物処理施設

本町の一般廃棄物処理施設及び設置位置は、[表 1-14] 及び [図 1-19] に示すとおりである。可燃ごみ及び可燃粗大ごみは三原市の三原市清掃工場で焼却処理し、不燃ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル、不燃粗大ごみは、本町と三原市で構成する三原広域市町村圏事務組合が不燃物処理工場(Ecoro)で共同処理を行っている。

[表 1-14] 本町の一般廃棄物処理施設

(令和5(2023)年4月1日現在)

処理主体	ごみ処理区分	名 称		処理能力	施設の場所	
三原市 (委託)	可燃ごみ 可燃粗大ごみ	三原市清掃	三原市清掃工場(焼却)			
	不燃ごみ 不燃粗大ごみ		不燃・粗大ごみ処理設備 (選別・破砕)	50 t/日		
	容器包装プラスチック	不燃物 処理工場	容器包装プラスチック処理設備	6.4 t/日	三原市八坂町	
三原広域市町村圏事務組合(共同処理)	ペットボトル	(Ecoro)	ペットボトル処理設備 (選別・圧縮)	1.8 t/日	10227 番地	
()(14)(-1)	びん・缶		びん・缶処理設備 (選別・圧縮)	6.8 t/日		
	不燃残渣	三原市一般	廃棄物最終処分場(埋立)	残余容量 61,568m ³		
世羅町	し尿及び浄化槽汚泥	美化センター		35 kL/日	世羅町川尻 10781-11	
世羅町	農業集落排水	ピュアライ	`ンせら	449m³/日	世羅町小国 4691-2	

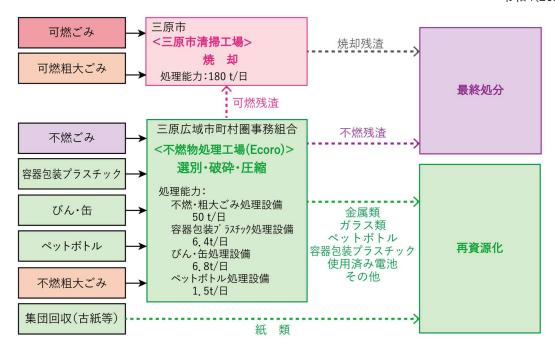


[図 1-19] 一般廃棄物処理施設の位置

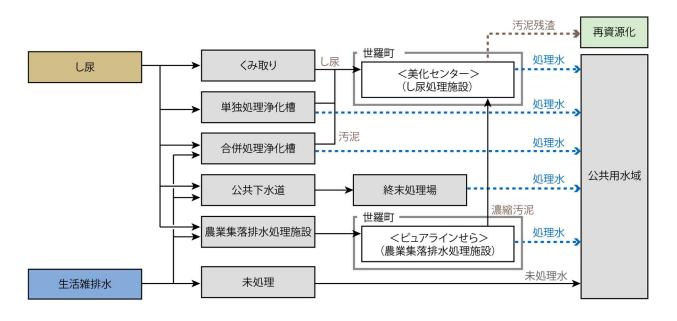
4-3 一般廃棄物の処理フロー

本町の令和 4(2022)年度のごみ処理フローは[図 1-20]、生活排水処理フローは[図 1-21]に示すとおりである。

<令和4(2022)年度>



[図 1-20] ごみの処理フロー



[図 1-21] 生活排水の処理フロー

第2部

ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理基本計画見直しの背景

本町は、平成 31(2019)年 3 月に定めた一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適切な処理を行ってきた。

前計画策定以降、三原市(久井町)、尾道市(御調町)と広域で処理を行っていた甲世衛生組合は、固形燃料化施設での処理を平成30(2018)年度末に終了し、令和元(2019)年度末に解散した。その後、可燃ごみは三原市清掃工場での焼却委託処理を開始し、三原広域市町村圏事務組合で処理してきた不燃系ごみは、不燃物処理工場を更新し、設備を一新しての広域処理が始まった。

本町はこれまでも廃棄物の発生抑制・リサイクルに積極的に取り組んできており、処理施設 や処理方式の変更により、三原市の処理にあわせた新たな枠組みで、資源を循環する仕組みづ くりや、地域の特性を活かした循環型社会の構築が必要とされている。

新たな体制、新施設での処理がスタートし、本町及び三原市を含めた「地域資源循環圏」でのごみ処理体制の課題や、減量化、資源化への取組に対応するため、現在の「ごみ処理基本計画」を見直すこととした。

なお、わが国の一般廃棄物の排出量は、平成 13(2001)年度から減少傾向となっており、本町においても、各種の減量化施策により減少していたものの、近年は増加傾向となっている。引き続きこれまでの施策を継続するとともに、さらなる排出量の削減や、リサイクル率の向上に向けた新たな施策を講じるため、以下の事を住民・事業者・行政の3者が協力して行わなければならない。

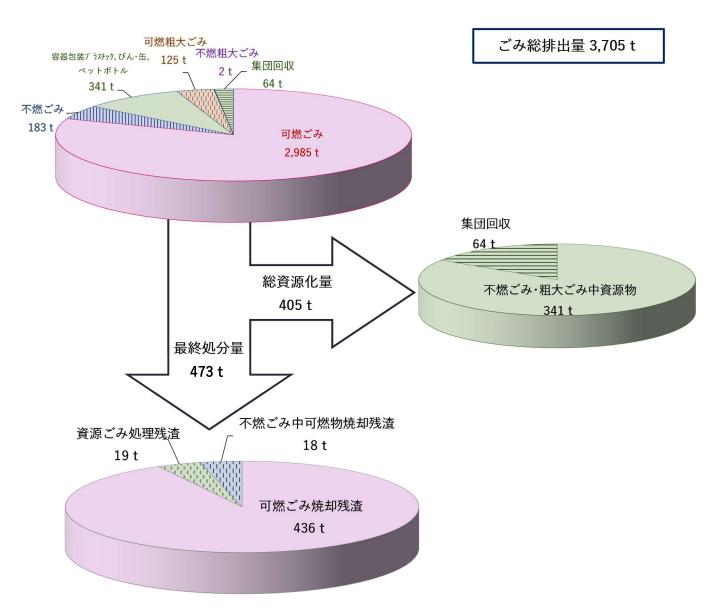
3 Rの推進

- ① ごみにならない工夫と協力を行う ・・・・ (排出抑制=Reduce リデュース)
- ② 一度使ったものを、繰り返し使用する・・・ (再 使 用=Reuse リユース)
- ③ 資源物は、できるだけ回収・再生を行う・・(再生利用 = Recycle リサイクル)

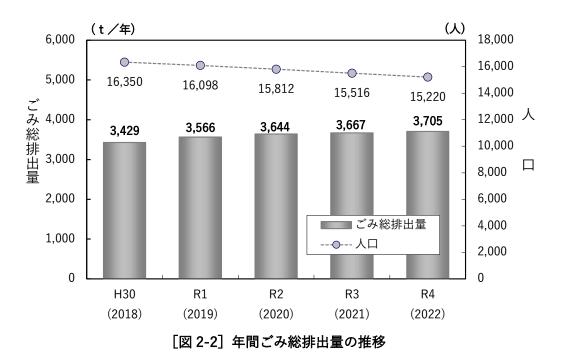
第2章 ごみ処理の現状

2-1 ごみ総排出量(令和4(2022)年度)

本町の令和4 (2022)年度の集団回収量を含むごみ総排出量、総資源化量及び、最終処分量は [図 2-1] に示すとおりである。ごみ総排出量は 3,705t/年であり、そのうち中間処理等により 資源化された量は 405t/年、最終処分量は 473t/年である。本町のごみ総排出量及び人口の推移は [図 2-2] に示すとおりであり、人口は減少傾向であるが、ごみ総排出量は増加傾向である。

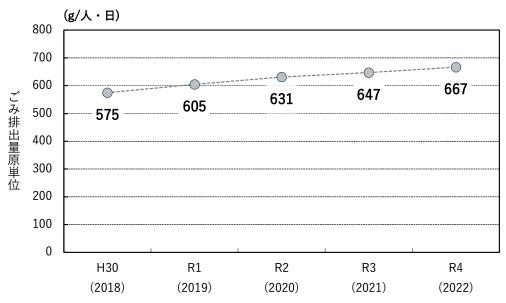


[図 2-1] 令和 4 (2022)年度のごみ総排出量



2-2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

本町の1人1日当たりのごみ排出量の推移は [図 2-3] に示すとおりであり、増加傾向となっている。



※ 1人1日当たりのごみ排出量[原単位](g/人・日)

= [収集量(t)+直接搬入量(t)+集団回収量(t)] ÷収集人口(人)

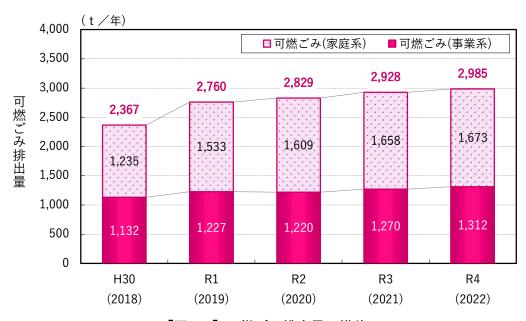
[図 2-3] 1人1日当たりのごみ排出量の推移

2-3 分別種類ごとの排出量の推移

本町の分別種類ごとのごみ排出量の推移は次のとおりである。

(1) 可燃ごみ

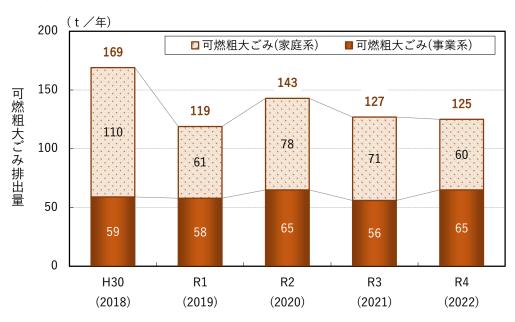
本町から排出される可燃ごみ量の推移は [図2-4] に示すとおりであり、家庭系及び事業系ともに増加傾向を示している。



[図 2-4] 可燃ごみ排出量の推移

(2) 可燃粗大ごみ

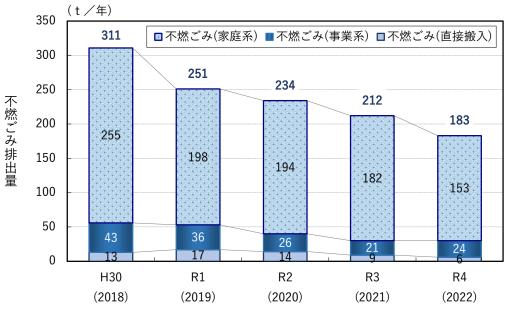
本町から排出される可燃粗大ごみ量の推移は [図2-5] に示すとおりであり、家庭系及び事業系ともに横ばい傾向である。



[図 2-5] 可燃粗大ごみ排出量の推移

(3) 不燃ごみ

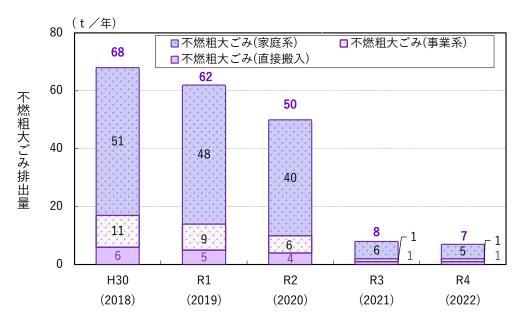
本町から排出される不燃ごみ量の推移は [図2-6] に示すとおりであり、家庭系は減少傾向を、事業系及び直接搬入は横ばい傾向を示している。



[図 2-6] 不燃ごみの排出量の推移

(4) 不燃粗大ごみ

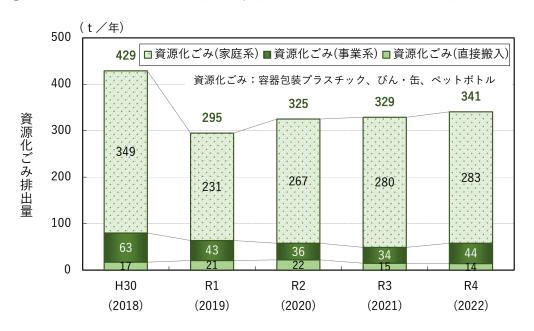
本町から排出される不燃粗大ごみ量の推移は [図2-7] に示すとおりであり、年々減少傾向を示しており、令和3年度の不燃物処理工場 (Ecoro) の稼働に伴い計量方法が変更となったため、排出量が大幅に減少した。



[図 2-7] 不燃粗大ごみの排出量の推移

(5) 容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル(資源化ごみ)

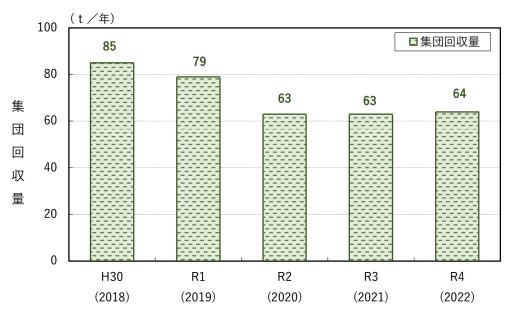
本町から排出される容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル排出量の推移は [図 2-8] に示すとおりであり、家庭系、事業系、直接搬入ともにほぼ横ばい傾向である。



[図 2-8] 容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル(資源化ごみ)の排出量の推移

(6) 集団回収

本町では、古紙等の集団回収を行っており、その推移は [図2-9] に示すとおりであり、横ばい傾向を示している。

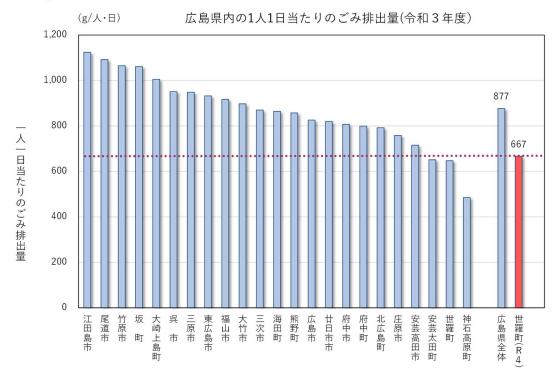


[図 2-9] 集団回収量の推移

2-4 1人1日当たりのごみ排出量

(1) 広島県との比較

本町及び広島県内のごみ排出量の比較は [図2-10] に示すとおりである。本町の1人1日当たりのごみ排出量は、県内では神石高原町に次いで少なく、県平均値と比べても約76%と低い値である。



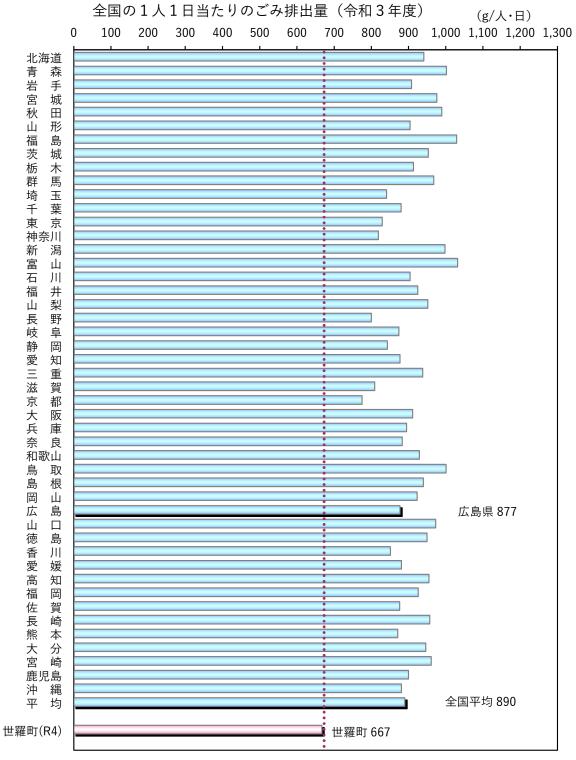
※ 世羅町(R4)は令和 4 (2022)年度の実績値を示し、その他は令和 3 (2021)年度の値である。

[資料:令和3(2021)年度 一般廃棄物処理事業の概況、令和5(2023)年6月、広島県環境環境局循環型社会課]

[図 2-10] 広島県内の1人1日当たりのごみ排出量の比較

(2) 全国との比較

都道府県別のごみ排出量の比較は [図2-11] に示すとおりである。本町の1人1日当たりのごみ排出量は、全国の平均値と比べても約75%と低い値である。



※ 世羅町(R4)は令和4(2022)年度の実績値を示し、その他は令和3(2021)年度の値である。

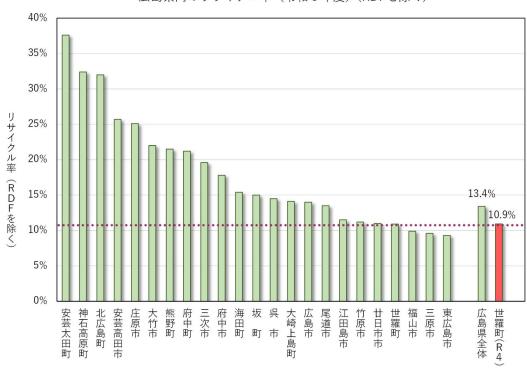
[資料:日本の廃棄物処理(令和3(2021)年度版)、令和5(2023)年3月、環境省]

[図 2-11] 都道府県別、本町の1人1日当たりのごみ排出量の比較

2-5 リサイクル率の比較(RDF製品等を除く)

(1) 広島県との比較

都道府県別のリサイクル率 (RDF製品等を除く)の比較は[図2-12]に示すとおりである。 本町のリサイクル率は、県内では東広島市、三原市、福山市に次いで10.9%と低い値である。



広島県内のリサイクル率(令和3年度)(RDFを除く)

リサイクル率(%)=[総資源化量(t)]÷[計画処理量(t)+直接資源化量(t)+集団回収量(t)]

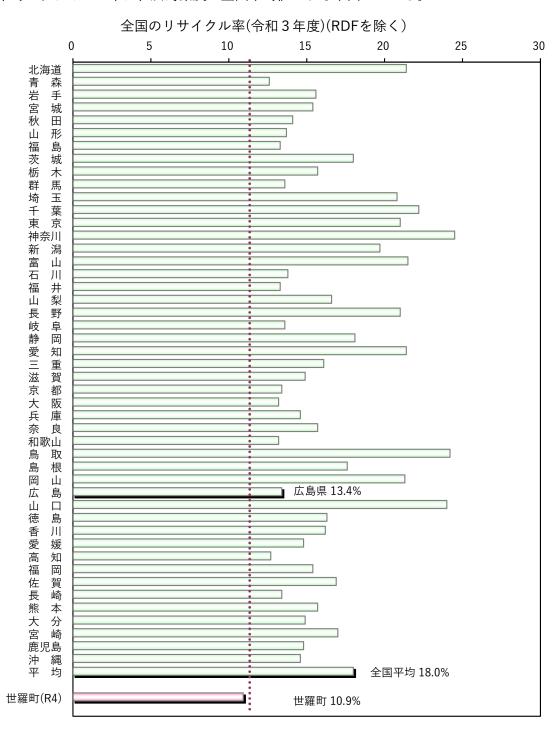
※ 世羅町(R4)は令和 4 (2022)年度の実績値を示し、その他は令和 3 (2021)年度の値である。

[資料:令和3(2021)年度 一般廃棄物処理事業の概況、令和5(2023)年6月、広島県環境環境局循環型社会課]

[図 2-12] 広島県内のリサイクル率 (RDF製品等を除く) の比較

(2) 全国との比較

都道府県別のリサイクル率 (RDF製品等を除く)の比較は[図2-13]に示すとおりである。 本町のリサイクル率は、広島県及び全国平均値よりも下回っている。



リサイクル率(%)=[総資源化量(t)]÷[計画処理量(t)+直接資源化量(t)+集団回収量(t)]

※ 世羅町(R4)は令和4(2022)年度の実績値を示し、その他は令和3(2021)年度の値である。

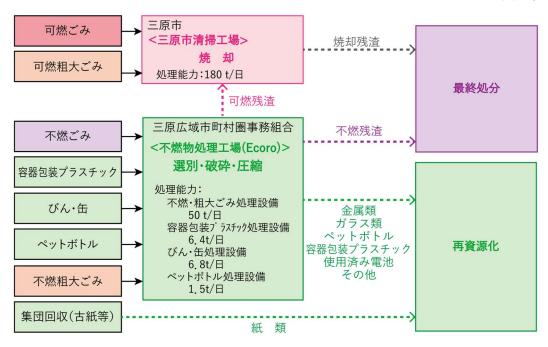
[資料:日本の廃棄物処理(令和3(2021)年度版)、令和5(2023)年3月、環境省]

[図 2-13] 都道府県別、本町のリサイクル率(RDF製品等を除く)の比較

2-6 処理フロー

本町のごみ処理フローは [図 2-14] に示すとおりであり、可燃ごみ及び可燃粗大ごみは三原市清掃工場で焼却処理を、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル、不燃ごみ、不燃粗大ごみは不燃物処理工場 (Ecoro) で資源化を行っている。

<令和4(2022)年度>



[図 2-14] ごみ処理フロー(令和 4 (2022)年度)

2-7 処理経費

本町の一般廃棄物処理施設の過去 5 年の処理経費の内訳は [表 2-1] 及び [図 2-15] に示すとおりである。令和 4 (2022)年度の処理経費は、約 1.65 億円であり、ごみ 1 t 当たりの処理経費は、約 45,000 円/ t である。

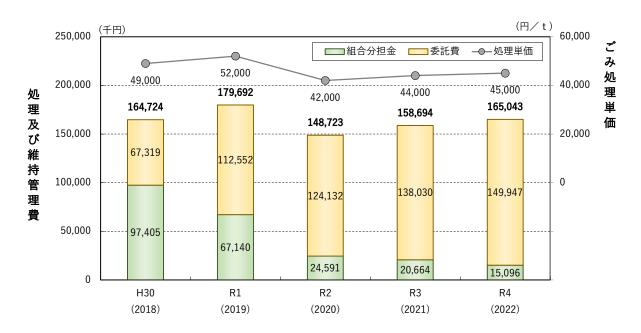
なお、収集運搬は、家庭系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者で行っている。

区分	単位	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
委 託 費	千円	67,319	112,552	124,132	138,030	149,947
組合分担金	千円	97,405	67,140	24,591	20,664	15,096
計	千円	164,724	179,692	148,723	158,694	165,043
搬入量	t/年度	3,344	3,487	3,581	3,604	3,641
1t 当たり 処理経費	円/t	49,000	52,000	42,000	44,000	45,000

[表 2-1] ごみ処理経費の内訳

※ データ:事業系ごみを含む

委託費:収集運搬、施設運転の委託経費(H30年度以前: RDF施設、R元年度以降:可燃ごみ焼却処理委託)



[図 2-15] 処理経費の内訳

第3章 ごみ処理の流れ

3-1 焼却処理施設 (三原市清掃工場) の現況

(1) 焼却処理施設の概要

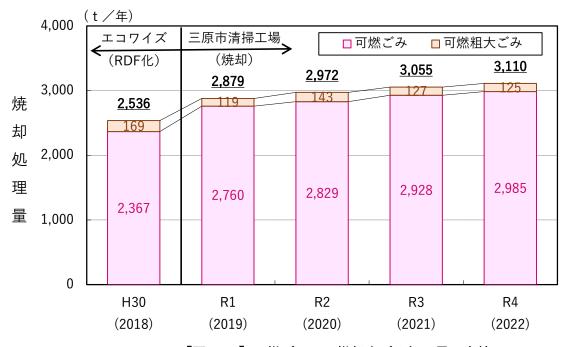
本町の可燃ごみ及び可燃粗大ごみの処理は、平成31(2019)年3月までは、ごみ固形燃料化施設(RDF施設)で行っていたが、現在は三原市清掃工場で焼却処理(委託)を行っている。

名 称	三原市流	青掃工場
所在地	三原市八坂町10227番地	
処理施設	ごみ処理施設	
処理能力	180t/24h(平成31(2019)年4月~)	
処理方式	焼却処理	
竣工年	平成11(1999)年3月	



(2) 焼却処理量の実績

本町の可燃ごみ・可燃粗大ごみ処理量の実績は [図2-16] に示すとおりである。本町では令和元(2019)年度からごみ固形燃料化から三原市の清掃工場での焼却処理(委託)に変更した。変更前の処理量は2,500tであったが、令和4(2022)年度には約500 t 増加し、3,110tとなった。



[図 2-16] 可燃ごみ・可燃粗大ごみ処理量の実績

3-2 不燃物処理工場の現況

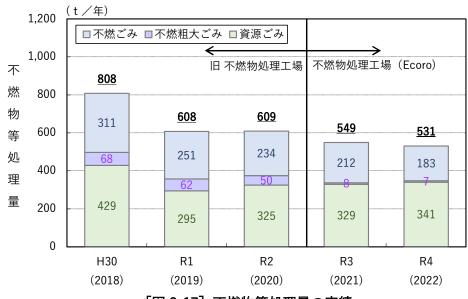
(1) 不燃物処理工場の概要

本町の不燃ごみの処理及び容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトルの資源化は、不燃物処理工場(Ecoro)で行っている。

名 称	三原広	齿域市町村圏事務組合	不燃物処理工場(Ec	oro)
所 在 地	三原市八坂町	叮10227番地		
処理能力	20 t	:/日		5
処理方式	選別、破砕、	圧縮、保管		
竣工年	令和 3 (20	21年)2月		Mills of the state
処理対象物	不燃・粗大ごみ 処理設備	びん・缶処理設備	容器包装プラスチック 処理設備	ペットボトル処理 設備
処理能力	5.0t/日	6.8 t /日	6.4t/日	1.8 t /日
	不进-祖大之み	▼	可燃物 焼却施設(不燃物 最終処分場(地	是立処分)
施設の状況	ひん・飲料在	●●● 破袋 ●●● びん・缶 選別	ステール缶	提品化)
	容器包装プラスチック	・・▶ 破袋 ・・▶ 手選別・・▶ 圧縮梱包	正 榕相包品	提品化)
	ヘットボトル	••▶ 破袋 ••▶ 手選別 ••▶ 圧縮相包	再生工場(要	具品化)

(2) 不燃物処理量の実績

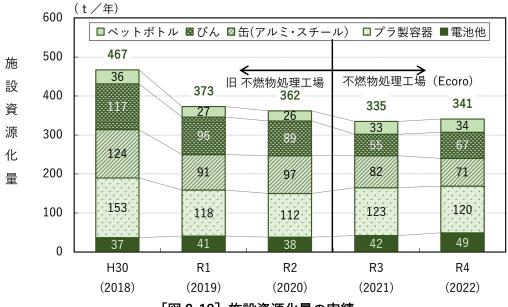
本町の不燃物等処理量の実績は[図2-17]に示すとおりであり、不燃物処理工場(Ecoro)が稼働後、減少傾向を示している。



[図 2-17] 不燃物等処理量の実績

(3) 施設資源化量の実績

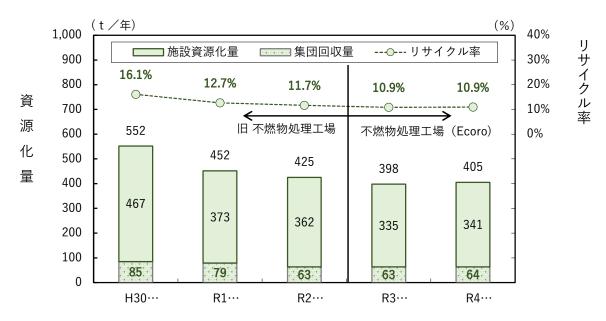
本町の施設資源化量の実績は [図2-18] に示すとおりであり、不燃物処理工場への搬入量の減少に伴い、資源化量も年々減少している。



[図 2-18] 施設資源化量の実績

(4) リサイクル率の実績

本町のリサイクル率の実績は [図2-19] に示すとおりであり、近年は約11~12%で推移している。



[図 2-19] リサイクル率の実績

3-3 最終処分場の現況

(1) 最終処分場の概要

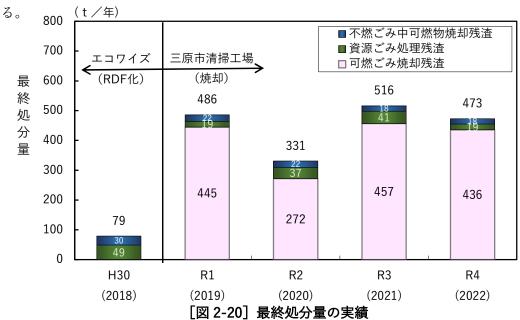
ごみ固形燃料化施設からの処理残渣は、平成28(2016)年6月まで甲世衛生組合一般廃棄物最終処分場で埋立処分していたが、それ以降、三原市清掃工場の焼却残渣は、(一財)広島県環境保全公社の出島処分場で埋立処分している。また、不燃物処理工場からの処理残渣は、三原市一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

名 称	出島処分場
所 在 地	広島市南区出島4丁目地先
受入期間	20年間(平成26年度~令和16年度)
埋立面積	166,000 m ²
埋立容量	1,900,000 m ³
竣工年	平成26(2014)年3月

名 称	三原市一般廃棄物最終処分場				
所 在 地	三原市八坂町10227番地				
処 理 施 設	一般廃棄物最終処分場 浸出水処理施				
埋立面積	22,000 m² (拡張後)	50m³/日			
埋立容量	163,000 m³ (拡張後)	50ш, П			
竣工年	平成10(1998)年3月	平成10(1998)年3月			

(2) 最終処分量の実績

本町の最終処分量の実績は [図2-20] に示すとおりである。令和元(2019)年度以降三原市清掃工場の焼却処理が開始されたため焼却残渣が年間約270~460 t /年増えた。一方これまでの不燃ごみ中可燃物焼却残渣が18~30t/年、資源ごみ処理残渣は、19~49t/年で推移してい



第4章 数值目標

4-1 基本方針

地球環境保全の視点から、『ごみの排出抑制』を中心課題として位置づけ、住民、事業者、行政が一体となって循環型社会システムの構築を目指すものとする。

具体策として、住民、事業者、行政の3者の役割分担を明確にし、行動目標を掲げてごみの 削減に取り組むこととする。

4-2 数値目標

本町の数値目標のうち、1人1日当たりのごみ排出量は[表 2-2] に示すとおりであり、現状のまま推移した場合に増加することを踏まえ、現状の排出量の 667g/人・日以下を目標値として設定した。また、リサイクル率は、世羅町第2次長期総合計画(後期基本計画)と同じ 19.6%以上を目標値として設定した。

[表 2-2] 本計画の数値目標

区分	現状	将	来
計画目標年度	令和 4 (2022)年度	令和 10(2028)年度	令和 20(2038)年度
前 四日保平及	(現状)	(中間)	(目標)
1人1日当たりごみ排出量	667 g/人・日	667 g/人·日以下	667 g/人·日以下
リサイクル率*1	10.9%	18.1%以上	19.6%以上

^{※1} リサイクル率は、ごみ総排出量に占める割合

国及び広島県で示される目標値(参考)

区 分	国	広島県
計画の名称	第四次循環型社会形成推進 基本計画 (平成 30(2018)年 6 月策定)	第 5 次広島県廃棄物 処理計画 (令和 3 (2021)年 3 月策定)
計画目標年度	令和 7 (2025)年度	令和 7(2025)年度
1人1日当たりごみ排出量	850 g/人・日以下	874 g/人・日以下
リサイクル率 **2	28%以上	32.5%以上
最終処分量 ※2	_	12.2%以下

※2 リサイクル率及び最終処分量は、ごみ総排出量に占める割合

(1) ごみの減量化目標

本町のごみの減量化目標は、以下のとおり設定した。

ごみの減量化目標

1人1日当たりのごみ排出量(原単位)を現状以下とすることを目標とする。

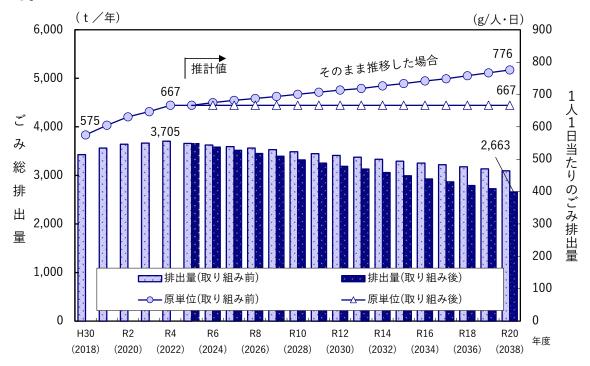
現状(令和 4 (2022)年度) 667 g/人·日



目標(令和 20(2038)年度) 667 g/人・日以下

※ 中間目標年度の令和 10(2028)年度も同様に、667g/人·日以下を目標とする。

本町の1人1日当たりのごみ排出量は [図2-21] に示すとおりであり、現状で667 g/人・日であるが、このまま推移した場合、令和20(2038)年度には776 g/人・日に増加すると推計される。本町では、新たな減量化等の取り組みを行い、現状の667 g/人・日以下とすることを目標とする。



[図 2-21] ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の実績及び推計値

(2) リサイクルの目標

本町のリサイクルの目標は、以下のとおり設定した。

リサイクルの目標

リサイクル率を19.6%以上にすることを目標とする。

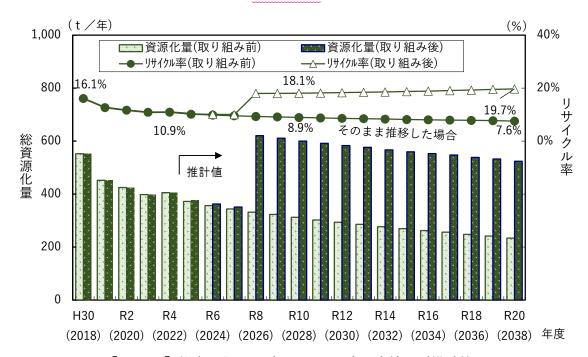
現 状(令和4(2022)年度) リサイクル率:10.9%



目 標(令和 20(2038)年度) リサイクル率: 19.6%以上

※ 中間目標年度の令和 10(2028)年度は、18.1%以上を目標とする。

本町のリサイクル率は [図2-22] に示すとおりであり、現状で10.9%であるが、このまま推移した場合、令和20(2038)年度には7.6%になると推測される。本町では、新たなリサイクル等の取り組みを行い、リサイクル率を19.6%以上とすることを目標とする。

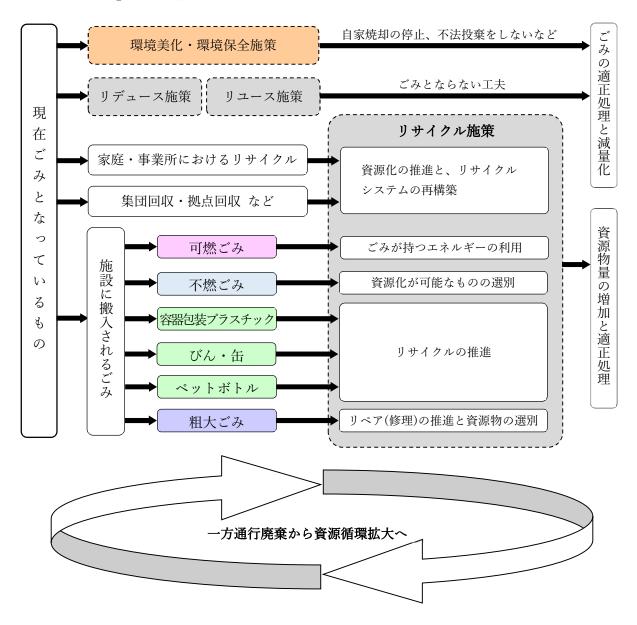


「図 2-22〕総資源化量及びリサイクル率の実績及び推計値

第5章 循環型社会の形成に向けて

5-1 基本原則(ごみの流れの転換に向けて行うべきこと)

目標を達成するため、町民、事業者、行政の3者が協力して[図2-23]に示すとおり、「循環型社会システム」*1を目指すこととする。



[図 2-23] 3 Rの取り組み

- ※1 循環型社会システム:生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され環境への負荷が少ない社会のシステムのこと
- ※2 3 Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの、取組が遅れているリデュース、リユースを特に 抜き出して『2 R』としてまとめて呼称しているもの

5-2 目標達成のための施策体系

計画目標達成のため、①環境美化・環境保全、②リデュース(発生抑制)、③リユース(再使 用)、④リサイクル(再生利用)の施策体系を次のとおりとする。

環境美化・環境保全 ●環境美化活動に参加する ●不法投棄をしない 事 業 者 ●環境美化活動に参加する ●不法投棄をしない 政 行 ●環境美化を推進する ●不法投棄防止の啓発を行う

リデュース(発生抑制)

民

- ●ごみになる物を家庭に持ち込まない
- ●物を大切に使う
- ●食品ロスの削減
- ●生ごみ(食品廃棄物)の減量対策
- ●プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)

事 業 者

- ●ごみになる物を作らない
- ●物を大切に使う(自社内での取組み)
- ●食品ロスの削減
- ●生ごみ(食品廃棄物)の減量対策
- ●プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)

- ●ごみになる物を作らない、購入しないための住民・ 事業者への啓発活動
- ●食品ロスの削減
- ●生ごみ(食品廃棄物)の減量対策
- ●プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)



リユース(再使用)

住 民

- ●不要品の有効利用
- ●ごみにならず繰り返し使用できる容器に入った
- ■プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)
- ●再使用への協力

事 業 者

- ●ごみにならず繰り返し使用できる容器に入った 商品の利用
- ●繰り返し使用できる容器の開発・製造
- ●プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)
- ●再使用への協力

行 政

- ●ごみにならず繰り返し使用できる容器に入った 商品の利用(庁舎内での取組み)
- ●住民、事業者にリユース推進の啓発活動を行う
- ●プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)
- ●再使用の推進

リサイクル(再生利用)

住 民

- ●再生品や適正処理しやすい製品の購入
- ●分別回収の理解・協力
- ●集団回収の推進
- ●再生利用に協力する
- ●資源回収(古紙など)の推進(新規施策)

事業者

- ●リサイクルや適正処理しやすい製品の製造・販売
- ●拠点回収の推進
- ●再生利用に協力する
- ●プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)
- ●資源回収(古紙など)の推進(新規施策)

政

- ●分別回収の理解・協力
- ●集団回収の推進
- ●再生利用の推進
- ●イベントによる啓発・普及
- ●地域コミュニティーでの普及・啓発 ●プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)
- ●資源回収(古紙など)の推進(新規施策)



5-3 目標達成のための行動目標

住民・事業者・行政が一体となって、目標とする減量化を達成するための行動目標は次のと おりとする。

(1) 環境美化・環境保全

住民・事業者・行政が一体となって、環境美化・環境保全活動に積極的に参加する。

<住民が行うこと>

- 1 環境美化活動に参加する
 - ○地域の一斉清掃など、地域の美化活動に積極的に参加する
 - ○ごみステーションの当番清掃など共同管理に協力する
- 2 不法投棄をしない
 - ○ごみの排出ルールに従い、みだりにごみを捨てない

<事業者が行うこと>

- 1 環境美化活動に参加する
 - ○一斉清掃など、地域美化活動へ協力する
- 2 不法投棄をしない
 - ○ごみ処理のルールに従い、みだりにごみを捨てない

<行政が行うこと>

- 1 環境美化を推進する
 - ○環境美化キャンペーン等を推進する
 - ○事業者、収集業者の協力体制を構築させ指導する
- 2 不法投棄防止の啓発を行う
 - ○広報や看板等で啓発活動を行う
 - ○不法投棄しにくい環境づくりに向けた活動を行う

環境美化•環境保全

(2) リデュース(発生抑制)

生産段階で長期間使用可能(修理による継続使用可能等)な製品を生産したり、消費者は 購入段階で出来るだけごみになりにくいものを購入する。また、ごみになる物を持ち込まな いなど、ごみを出さないようにする。

<住民が行うこと>

1 ごみになる物を家庭に持ち込まない

- ○過剰包装を拒否する
- ○マイバッグを持参してレジ袋使用を削減する
- ○買い物メモ等を持参して計画的に購入する
- ○贈答品の簡易包装を促進する
- ○使い捨て商品をなるべく購入しない
- ○レンタル商品を利用する

2 物を大切に使う

- ○物を大切にし、長く使用する
- ○修理(リペア)できるものは修理する
- ○耐久性のものを選び、故障しても修理して使う ○プラスチック使用製品は必要な分だけ使用する (自転車等)
- ○不要品は他の活用方法を考える (タオルをぞうきんにする等)

3 食品ロスの削減

- ○賞味期限切れ等で廃棄する商品を削減する
- ○必要最小限の食材等を購入する
- ○料理を工夫し、ごみに出す物を少なくする
- ○エコクッキングを実践する
- ○冷蔵庫の整理・整頓を定期的に行う

4 生ごみ(食品廃棄物)の減量対策

- ○三角コーナーを利用して水切りを徹底する
- ○堆肥化を行う

5 プラスチック使用製品^{※1}の使用の合理化(新規施策)

<事業者が行うこと>

1 ごみになる物を作らない

- ○過剰包装を抑制する
- ○マイバッグの持参を推奨する レジ袋使用を削減する
- ○贈答品の簡易包装を促進する
- ○使い捨て商品をなるべく作らない

2 物を大切に使う(自社内での取組み)

- ○物を大切に使用する
- ○修理できるものは修理する
- ○耐久性のものを選び、故障しても修理して使う
- ○不要品は他の活用方法を考える (タオルをぞうきんにする等)

3 食品ロスの削減

- ○食品の量り売りや小分け販売の実施する
- ○宴会等における食べ残し削減の呼びかけ
- ○食べ残しの持ち帰りの対応

4 生ごみ(食品廃棄物)の減量対策

- ○水切りを徹底する(事業所での実践)
- ○旅館・飲食店頭での堆肥化を行う

5 プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)

- ○消費者に提供する特定プラスチック使用製品※2を 有償で提供する
- ○薄肉化、軽量化により工夫されたプラスチック製品を

<行政が行うこと>

1 ごみになる物を作らない、購入しないための住民・事業者への啓発活動

- ○イベントで啓発活動を行う
- ○パンフレットを作成し、住民や事業者に配布する
- ○広報等で定期的に啓発活動を行う

2 食品ロスの削減

- ○飲食や旅館の事業者に対し、30·10 運動^{※3}や、小盛メニューの設定等を啓発する
- ○小売業の事業者に対し、食品の見切り、値引き販売を推進し、食品ロスの削減に向けた取り組みを啓発する

3 生ごみ(食品廃棄物)の減量対策

○家庭から排出される生ごみの減量化等を促進する

4 プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)

- ○プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制を啓発する
- ※1 プラスチック使用製品 :プラスチックが使用されている製品(容器包装プラスチックを含む)
- ※2 特定プラスチック使用製品:商品の販売等に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品として政令で定めるもの (スプーン、ストロー、くし、歯ブラシ、衣類用ハンガーなど 12 製品) ※3 30・10 運動:宴会の最初の 30 分と最後の 10 分は自席で料理を楽しみ食べ残しを減らそうという運動のこと

リデュース(発生抑制)

(3) リユース (再使用)

一度使ったものを繰り返し使用する。

<住民が行うこと>

1 不要品の有効利用

- 3 プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)

- ○レンタルショップを利用する
- 4 再使用への協力
- ○不要品の交換・販売会を利用する○不要品の一括査定サービスを利用する

2 ごみにならず繰り返し使用できる容器に入った商品の利用

- ○詰め替え商品を優先利用する
- ○リターナブルびん商品を利用する
- ○過剰包装を断る

<事業者が行うこと>

1 ごみにならず繰り返し使用できる容器に入った商品の利用

- ○詰め替え商品の製造・販売を積極的に行う
- ○リターナブルびん等の製造・販売を積極的に進める
- ○商品納入に通い箱を使用する(自社内での取組み)

2 繰り返し使用できる容器の開発・製造

- ○安全性を確保した上で、繰り返し使用可能な商品を開発する
- ○再使用を推進する販売活動を行う

3 プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)

- ○消費者に提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促す
- ○プラスチック使用製品について繰り返し使用を促す

4 再使用への協力

○不要品の一括査定サービスを利用する

<行政が行うこと>

- 1 ごみにならず繰り返し使用できる容器に入った商品の利用(庁舎内での取組み)
 - ○詰め替え商品を優先利用する
 - ○リターナブルびんを利用する

2 住民、事業者にリユース推進の啓発活動を行う

- ○イベントで啓発活動を行う
- ○パンフレットを作成し、住民や事業者に配布する

3 プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)

○プラスチック使用製品廃棄物の再使用を啓発する

4 再使用の推進

○不要品の一括査定サービスの利用を推進する

リユース(再使用)

(4) リサイクル(再生利用)

できるだけたくさんの使用済みの製品を回収し、もう一度原材料として利用するなど、形 を変えて使用する。

<住民が行うこと>

1 再生品や適正処理しやすい製品の購入

○エコ商品、再生品(トイレットペーパー、 再生紙等)を積極的に使用する

2 分別回収の理解・協力

- ○ごみ収集表に基づく分別収集へ協力する
- ○資源化ごみは徹底して分別する
- ○料理を工夫し、ごみに出す物を少なくする
- ○容器などは、購入店の回収ボックス等へ戻す ○使用済みペン回収ボックスを利用する

3 集団回収の推進

○子供会等が実施する集団回収に積極的に 参加する

4 再生利用に協力する

- ○家電、自転車、家具の修理再生利用に協力する
- ○再生紙・再生品を積極的に利用する
- ○修理された商品を積極的に利用する

5 資源回収(古紙など)の推進(新規施策)

○古紙などの資源回収に協力する

<事業者が行うこと>

1 リサイクルや適正処理しやすい製品の

製造・販売

- ○商品ラベル等をはがしやすくするための 開発や製造を行う
- ○トレイや不燃ビニールの製造をなるべく 行わないようにする
- ○再生可能物で作られたトレイを販売する

2 拠点回収の推進

○拠点ステーションの設置(食品トレイ、 牛乳パック等)

3 再生利用に協力する

○再生紙・再生品で作られた商品(エコ商品)を 積極的に販売する

4 プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)

- ○再生プラスチックを原材料として使用するなど 夫されたプラスチック使用製品を製造・販売する
- ○自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主 回収・再資源化を行う

5 資源回収(古紙など)の推進(新規施策)

○古紙などの資源回収に協力する

<行政が行うこと>

1 分別回収の理解・協力

- ○わかりやすい分別収集表を作成する
- ○分別排出の指導を行う
- ○廃家電製品の分別回収を指導する
- ○住民説明会を開催する
- ○資源化ごみ分別指導を行う

2 集団回収の推進

- ○子供会等が実施する集団回収のPRを行う
- ○古紙等資源集団回収奨励金制度を継続する

3 再生利用の推進

○家電、自転車、家具の修理再生を行う (シルバー人材・ボランティアの活用)

4 イベントによる啓発・普及

- ○各種イベントへの参加
- 5 地域コミュニティーでの普及・啓発
 - ○ごみステーションの管理・指導を行う

6 プラスチック使用製品の使用の合理化(新規施策)

- ○家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物 の分別収集・再商品化など、必要な措置を講じる
- ○使用済みペン回収ボックスを利用する

7 資源回収(古紙など)の推進(新規施策)

○一時的に古紙などを保管する回収ボックスの設置 を支援し、資源回収を推進する

リサイクル(再生利用)

第6章 取り組みによる効果

取り組みの実行により、ごみの処理に必要な経費の削減を図る。

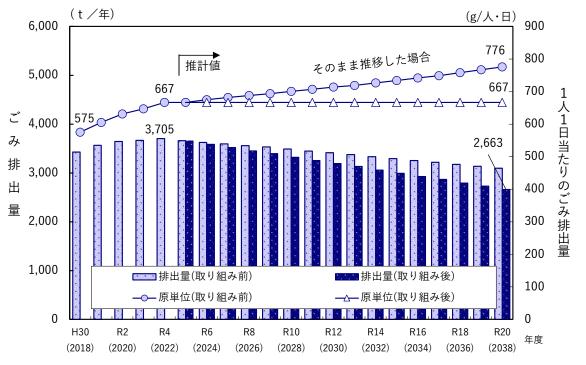
6-1 ごみの減量効果

本町が減量化目標を達成した場合のごみの減量効果は [表 2-3] 及び [図 2-24] に示すとおりであり、令和 20(2038)年度に 667 g/人・日の目標を達成させる予定である。なお、ごみの削減効果は、本町の人口が減少するためで、ごみ総排出量が約 20%削減する予定である。

[表 2-3] 本計画の目標値及びごみの減量効果

項目	目 標 値	ごみの減量効果
1人1日当たりのごみ排出量	667g/人・日以下 (令和 20(2038)年度目標)	3,705 t/年(令和 4 (2022)年度) ↓ 約 28%削減 2,663 t/年(令和 20(2038))年度)

※ なお、中間目標年度の令和 10(2028)年度についても 667g/人・日の目標を達成する予定である。



[図 2-24] ごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の実績及び推計値(再掲)

6-2 処理経費の削減効果

本町で1年間にかかるごみ処理経費から、1人あたりのごみ処理経費を算出した場合、減量化等の取り組みを実行しなかった場合の令和20(2038)年度には約12,600円/人・年となる。

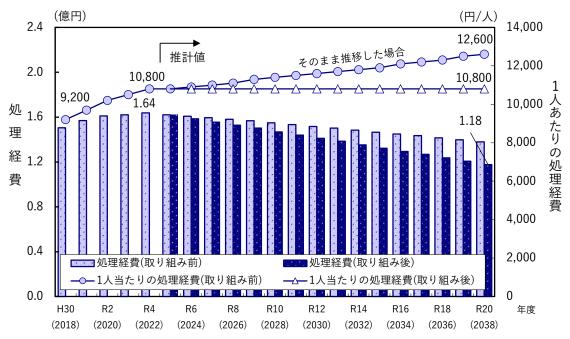
本計画の取り組みを実施した場合、処理経費は約 10,800 円/人・年で、差額は 1,800 円/年となり、3 人家族に換算すると年間約 5,400 円/世帯・年、総額では約2千万円の経費削減が可能となる。

区分			現状	実行前	実行後
	分		(令和 4 (2022)年度)	(令和 20(2	2038)年度)
計画	収集人	.П	15,220 人	10,937 人	
年間のご	年間のごみ処理量**1		3,641 t	3,062 t 2,617 t	
年間処理	総	額	約 1.64 億円	約 1.38 億円 約 1.18 億円	
経費※2	1人	あたり	約 10,800 円	約 12,600 円	約 10,800 円

[表 2-4] 処理経費等(現状及び取り組みの実行前と実行後)

※1:年間のごみ処理量は、集団回収量を除く。

※2:年間処理経費は、1t 当たり処理経費(45,000 円/t、表 2-1)より算定した。



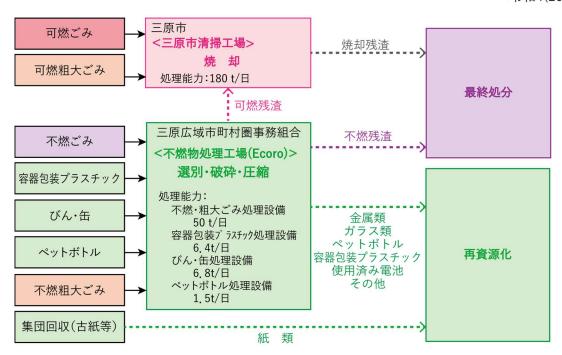
[図 2-25] 減量化等取り組みを行った場合(処理コストの比較)

第7章 ごみ処理計画

7-1 ごみの処理フロー

本町の令和 4(2022)年度以降のごみの処理フローは [図 2-26] に示すとおり、現行からの変更はない。

<令和4(2022)年度>



[図 2-26] ごみの処理フロー(令和 4 (2022)年度~)

7-2 分別・収集・運搬計画

(1) 分別計画

① 基本方針

三原広域市町村圏域事務組合が整備したリサイクル施設にあわせ、混載を防止し品目ごとに効率的かつ経済的な処理を目指して、分別種を変更した。

② 現行のごみ分別区分

ごみ分別区分は[表2-5]に示すとおり、現行からの変更はない。

[表 2-5] 現行のごみ分別区分

T/AKE!	0 545 0	% WT	.l= 44 = 111	10.1.1.1.1	.1.1.1	/4L -1.
形態別	分別区分		収集回数	排出方法	出し方	備 考
	可燃ごみ	台所ごみ、紙おむつ、ぬいぐるみ、くつ類・皮革製品類、紙パック、食用油のペットボトル、木くず、ふとん・カ	週2回	ステーション	可燃ごみ 指定袋	町指定ごみ袋の価格(税込) (大) 370円/10枚 (中) 250円/10枚 (小) 130円/10枚
	可燃粗大ごみ	ーペット類、テープ類、布 類、アルミホイル・ラップ、 貝殻類、紙くず類など	月2回	拠点収集	予約制	指定袋に入らないもの
	容器包装 プラスチック	商品の容器・袋 食品トレイ、ペットボトル のラベル・キャップ、シャ ンプーボトル、発泡スチロ ール など	週1回		透明か中身の見える袋	
家庭系ごみ	びん・缶	きれいなびん (色で分けない) スチール缶(飲料缶のみ) アルミ缶(飲料缶のみ)	月2回		透明か中身の見える袋	直接搬入可
~	ペットボトル	ペットボトル (ラベル・キャップをはずし た)	月2回	ステーション	透明か中身 の見える袋	(不燃物処理工場)
	不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶器類、容器包装以外のプラスチック、飲料缶を除く缶類、汚れの落ちないびん・缶、かさ、電化製品 など 発火性危険ごみ、蛍光灯類、	月2回		透明か中身の見える袋種類ごとに	
	不燃粗大ごみ	電池類、充電式小型家電 1 辺が 50cm を超えるもの	月1回	拠点収集	別々の袋 予約制	直接搬入可 (不燃物処理工場)
事業系	ごみ		_	直接搬入	家庭系ごみの 分別区分によ り、透明か中 身の見える袋	自己搬入か許可業者に依頼

(2) 収集・運搬計画

① 基本方針

ごみの収集運搬は、住民生活に密接に関係する重要なサービスであるため、安定的で確 実な業務の履行に努める。

② 収集区域

収集区域は、本町全域とする。

③ 収集・運搬

家庭系ごみの収集はステーション方式で行う。収集運搬体制については、今後も民間活力の継続的利用を基本とし、今後見込まれる人口減少やごみの排出量に応じた適切な収集 運搬とするなど、より効率的な体制の構築を検討、整備していくものとする。

なお、民間活力の利用に当たっては、法令等で定める委託基準を厳守し、安定的で確実 な業務に資する受託者の財政的基礎、実績、規模等に係る要件を考慮しつつ、総合的に判 断するものとする。

事業系ごみは、家庭系ごみと同様の分別とし、自ら処理施設に搬入するか、本町が許可 した一般廃棄物(固形)収集運搬許可業者に依頼するものとする。

分別区分 収集頻度 収集形態 収集方式 排出容器 可燃ごみ 週2回 可燃ごみ指定袋 容器包装プラスチック 週1回 びん・缶 ステーション方式 月2回 透明又は中身の ペットボトル 月2回 民間委託 見える袋 不燃ごみ 月2回 可燃粗大ごみ 月2回 拠点収集 拠点収集場所へ (予約制) 搬入 不燃粗大ごみ ※ 月1回

[表 2-6] 収集・運搬の概要

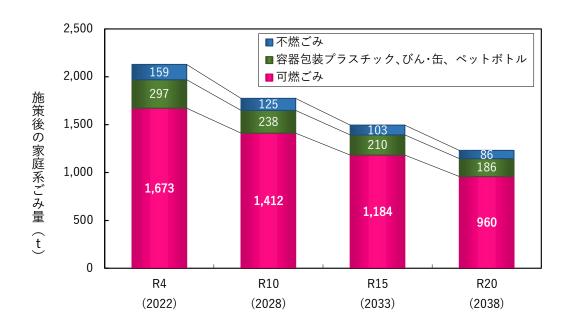
[※]不燃粗大ごみは、不燃物処理工場(Ecoro)へ直接搬入が可能。

④ 家庭系ごみの収集・運搬量の推計結果

減量化等施策実施後の家庭系ごみの収集・運搬量の推計結果は [表2-7] 及び [図2-27] に示すとおりであり、中間目標年度の令和10(2028)年度は1,775t、目標年度の令和20(2038)年度は1,232tと見込まれる。

「表 2-7] 減量	は化等施策実施後の家庭系ごみ収集	• 運搬量	(単位:	t /年度)
			\ + \(\dots \\ \dots \dots \\ \dots	·/ —/×/

区 分	令和 4 (2022)	令和10(2028)	令和15(2033)	令和20(2038)
可燃ごみ	1,673	1,412	1,184	960
容器包装プラスチック				
びん・缶	297	238	210	186
ペットボトル				
不燃ごみ	159	125	103	86
合 計	2,129	1,775	1,497	1,232



[図 2-27] 減量化等施策実施後の家庭系ごみ収集・運搬量

7-3 施設整備計画

(1) 可燃ごみ処理施設の計画

本町の可燃ごみは、三原市清掃工場で焼却処理を行っており、当面は、この処理形態を継続する予定である。

名 称	三原市清掃工場
所 在 地	三原市八坂町10227番地
処理対象物	可燃ごみ・可燃粗大ごみ
処理能力	180t/24h(令和元(2019)年4月~)
処理方式	焼却処理
竣工年	平成11(1999)年3月
基幹改良	平成26(2014)年度~平成28(2016)年度

(2) 不燃・資源化ごみ等処理施設の計画

本町の不燃ごみ及び粗大ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトルは、三原 広域市町村圏事務組合の不燃物処理工場で処理及び資源化を行っており、当面は、この処理 形態を継続する予定である。

名 称	三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場								
所 在 地	三原市八坂町10227番地								
処理対象物	不燃・粗大ごみ 処理設備	びん・缶処理設備	容器包装プラスチッ ク処理設備	ペットボトル処理 設備					
処理能力	5.0t/日	6.8 t /日	6.4t/日	1.8 t /日					
処理方式	破砕•選別	選別·圧縮	手選別·圧縮梱包	手選別·圧縮梱包					
竣工年	令和 3 (2021)年 2 月								
施設の状況	不然・相大ご びん・飲料缶 容器包装フラスチ ペットボトル	● 破袋・・ びん・缶 選別・・ 破袋・・ 手選別・・ な袋・・ 手選別・・	可燃物	焼却施設(焼却) 再生工場(製品化) 再生工場(製品化) 再生工場(製品化) 再生工場(製品化) 再生工場(製品化) 再生工場(製品化) 再生工場(製品化) 再生工場(製品化)					

(3) 一般廃棄物最終処分場の計画

本町が所有する一般廃棄物最終処分場は埋立を終了し、廃止した。

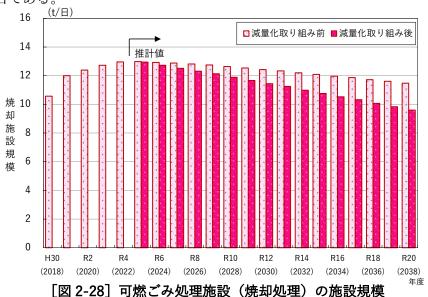
三原市清掃工場で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却残渣や、不燃物処理工場から 処理に伴って発生する処理残渣は、三原市が処分している。

当面は、この処理形態を継続する予定である。

(4) 中間処理施設の必要規模

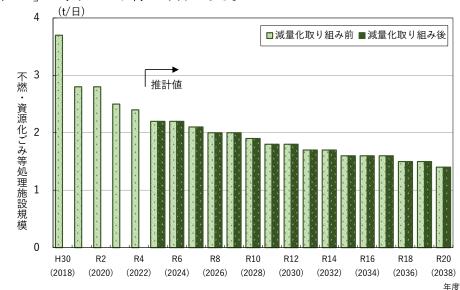
① 可燃ごみ処理施設

将来、本町分の可燃ごみを焼却処理する場合の必要規模は、[図2-28]に示すとおりである。減量化の取り組みにより、令和 5(2023)年度の必要規模は約13t/日、令和20(2038)年度は約10t/日である。



② 不燃ごみ及び容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル処理施設の施設規模

不燃ごみ及び容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル処理施設の必要規模は、 [図2-29] に示すとおり約1.4t/日である。



[図 2-29] 不燃ごみ及び容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル処理施設の施設規模

(5) 最終処分場の施設規模

① 埋立物の発生量

本町の埋立物の発生量は [表2-8] 及び [図2-30] に示すとおりであり、減量化の取り組み前は約 $408\sim471t$ /年で、取り組み後の令和10(2028)年度は430t/年、令和20(2038)年度は346t/年である。

取り組み前(t) 取り組み後(t) 区分 不燃物中可 埋立物 不燃物 不燃物中可 埋立物 不燃物 焼却残渣 焼却残渣 処理残渣 処理残渣 燃焼却残渣 燃焼却残渣 合計 合計 2018(H30) 2019(R1) 2020(R2) 2021(R3) 2022(R4) 2023(R5) 2024(R 6) 2025(R7) 2026(R8) 2027(R9) 2028(R10) 2029(R11) 2030(R12) 2031(R13) 2032(R14) 2033(R15) 2034(R16) 2035(R17) 2036(R18) 2037(R19) 2038(R20)

[表 2-8] 埋立物の発生量

※ 焼却残渣率は可燃ごみ量の 14%とし、焼却残渣の体積換算係数は 0.77 m³/t、不燃物残渣は 1.16 m³/t とした。



[図 2-30] 埋立物の発生量

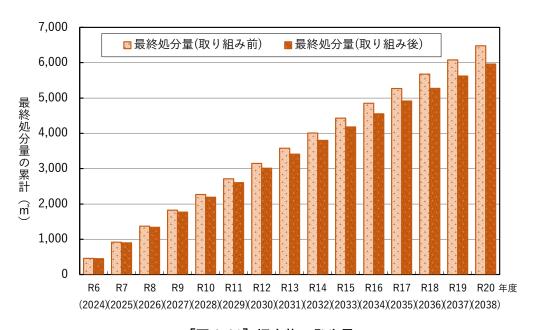
② 最終処分場の施設規模

本町の最終処分場の施設規模は[表2-9]及び[図2-31]に示すとおりである。令和 6 (2024) 年度から令和20(2038)年度までの15年間を埋め立て期間とした場合の覆土を含む施設規模は、減量化の取り組み前は約6,480 m³で、取り組み後は約5,962 m³である。

	取り組み前						取り組み後					
区分	埋立物		覆土		合計	最終処分場 施設規模	焼透		覆土		合計	最終処分場 施設規模
	重量 (t)	容量 (m³)	重量 (t)	容量 (m³)	容量 (m³)	累積容量 (m³)	重量 (t)	容量 (m³)	重量 (t)	容量 (m³)	容量 (m³)	累積容量 (m³)
2023(R 5)	471	369	157	94	463	463	471	369	157	94	463	463
2024(R 6)	468	367	156	94	461	461	462	362	154	92	454	454
2025(R7)	464	364	155	93	457	918	453	355	151	91	446	900
2026(R8)	462	362	154	92	454	1,372	446	350	149	89	439	1,339
2027(R9)	458	359	153	92	451	1,823	438	343	146	88	431	1,770
2028(R10)	454	355	151	91	446	2,269	430	337	143	86	423	2,193
2029(R11)	450	352	150	90	442	2,711	421	330	140	84	414	2,607
2030(R12)	445	348	148	89	437	3,148	413	323	138	83	406	3,013
2031(R13)	442	346	147	88	434	3,582	406	318	135	81	399	3,412
2032(R14)	435	340	145	87	427	4,009	395	309	132	79	388	3,800
2033(R15)	432	338	144	86	424	4,433	388	304	129	77	381	4,181
2034(R16)	427	333	142	85	418	4,851	379	297	126	76	373	4,554
2035(R17)	422	330	141	85	415	5,266	371	290	124	74	364	4,918
2036(R18)	417	326	139	83	409	5,675	362	283	121	73	356	5,274
2037(R19)	412	322	137	82	404	6,079	354	277	118	71	348	5,622
2038(R20)	408	318	136	82	400	6,479	346	271	115	69	340	5,962

[表 2-9] 最終処分場の施設規模

※ 覆土量は埋立量の 1/3 とし、焼却残渣の体積換算係数は 0.77 m³/t、不燃物残渣は 1.16 m³/t、覆土は 0.6 m³/t とした。



[図 2-31] 埋立物の発生量

第8章 廃棄物処理に係る防災体制の整備計画

8-1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

災害によるライフライン等の被害に伴い、通常のごみ処理が困難となることが予想される。 本町では、震災により発生した廃棄物の処理を迅速かつ的確に行うための、施設の耐震化や防 災体制を整備する。

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

地震及び水害に強い廃棄物処理施設とするため、既存の施設については耐震診断を実施し、 煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図り、新設の処理施設は耐震性・浸 水対策等に配慮した施設づくりを行う。

また、施設における災害時の人員計画・連絡体制、復旧対策などをあらかじめ検討しておく。 なお、施設に被害がない場合であっても、水道等ライフラインの断絶により稼働が困難に なる場合があるため、廃棄物処理施設へのライフラインの耐震性の向上や、必要に応じ施設 の運転に必要な薬剤などの確保、再稼働時に必要な非常用発電機の設置等を検討する。

① 可燃ごみ処理施設

本町の可燃ごみは、令和元(2019)年度から三原市が所有する三原市清掃工場で焼却処理を行っている。したがって、耐震化等や施設の延命化に向けた調整を三原市と行うこととする。

② 不燃ごみ等処理施設

本町の不燃ごみ、粗大ごみ及び容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトルは、令和3(2021)年度に三原広域市町村圏事務組合の不燃物処理工場を一新して処理を行っている。この施設は、地震対策を考慮した各種の設計及び施工を行っている。

③ し尿処理施設

美化センターは、新耐震基準に準拠しているものの、稼働年数が30年を超える施設で水槽等の主要構造物の老朽化が進んでいる。したがって、災害時にこれら主要構造物が被災し、施設が稼働できなくなることが想定されるため、施設を調査し、計画的な補強・補修を行うこととする。

(2) 震災時応急体制の整備

廃棄物処理施設が被災した場合、適正な処理及び管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼす可能性が高くなる。そのため、日頃から応急復旧のために必要な機材や予備品等の資機材や、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。また、被害状況の把握・点検マニュアルの整備や、施工業者等との緊急連絡・協力体制を整備しておくこととする。

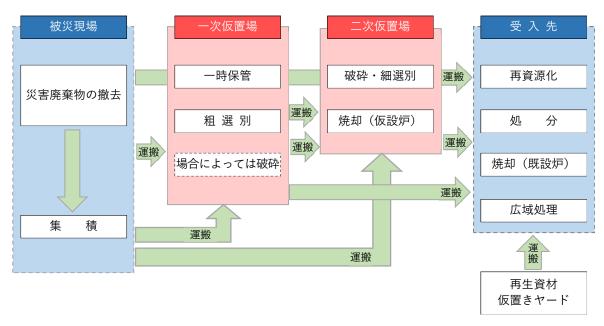
8-2 震災発生時における震災応急対策

(1) 被災地の状況把握

被災直後に速やかに廃棄物処理施設(し尿処理施設)の破損状況を把握するとともに、本町から発生すると考えられる震災廃棄物(ごみ・し尿)の量を予測する。また、処理を委託している三原市及び三原広域市町村圏事務組合の廃棄物処理施設の破損状況も合わせて把握するとともに、廃棄物の収集運搬ルートとなる道路の被災状況も把握する。

(2) 震災による廃棄物の処理

震災による廃棄物は、震災当日から発生するため、被災地の状況を踏まえ、適切な場所に 災害廃棄物の仮置き場を設置することとする。また、災害廃棄物の収集運搬・処理・処分方法 の検討を行い、災害廃棄物処理実行計画の策定に取りかかる。



- ※ 被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。
- ※ 再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として 一時保管する場所のこと。

[資料:災害廃棄物対策指針【技術資料18-1】(環境省、平成31年4月改訂版)]

[図 2-32] 災害廃棄物の流れ

(3) 仮設便所等のし尿処理

仮設便所等し尿は、設置後から定期的な回収が必要となるため、仮設便所等のし尿を収集 する車両を手配し処理施設へ運搬する。また、本町のし尿処理施設が被災し、処理が困難な 場合は、周辺市町への委託処理も検討する。

(4) 生活ごみの処理

震災で発生する災害廃棄物とは別に、通常の生活ごみも発生するため、既存の処理能力では処理が間に合わなくなる可能性が高い。したがって、速やかに処理の委託先である三原市及び、三原広域市町村圏事務組合と処理に関する協議を実施することとする。

(5) 災害廃棄物

震災で発生する災害廃棄物の項目別割合は、以下のとおりと予想されており、不燃物及びコンクリートがらが全体の70%で大半を占める予定である。これらのがれき等の処理は、既存の処理能力では処理が間に合わなくなる可能性が非常に高い。処理の委託先である三原市及び、三原広域市町村圏事務組合や、周辺市町、産業廃棄物処理業者等と処理に関する協議を実施することとする。

[表 2-10] 災害廃棄物項目の割合

項目	割合
可燃物	18.0%
不 燃 物	18.0%
コンクリートがら	52.0%
金属	6.6%
柱 角 材	5.4%

※広島県災害廃棄物処理計画策定に係る調査検討業務報告書(2017(平成29)年3月)

8-3 災害復旧・復興対策

(1) 一般廃棄物処理施設の復旧

本町の一般廃棄物処理施設が被災した場合は、最優先で処理機能の復旧を目指す。また、 委託先の処理施設が同じく被災し、復旧の目処が立たない場合は、県や周辺市町と協議し、 新たな受け入れ先の確保を検討する。

(2) 震災に伴って発生した廃棄物の処理

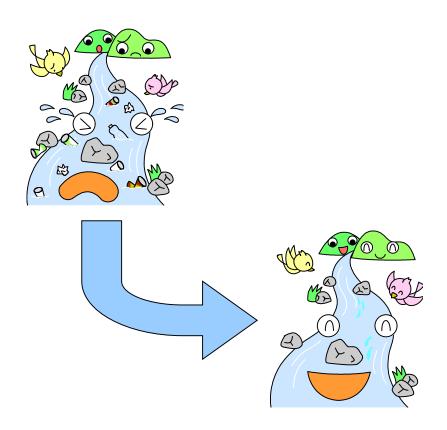
震災発生後に策定する廃棄物処理実行計画に基づいて処理を行うとともに、県へ定期的に 災害廃棄物の発生状況や処理状況を報告する。 第3部

生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理基本計画策定の背景

私たちは著しい経済の発展により快適で豊かな生活を得たが、その反面、トイレ以外の台所 や風呂などの生活雑排水が依然として公共用水域を汚染している状況にあり、水生生物も年々 汚れた水環境の生態系へ変化している状況にある。

このような状況を少しでも改善するため、さらには近い将来に各河川で釣り人や子どもたちが集い、また夜には蛍が舞う姿が頻繁に見られるよう本生活排水処理基本計画を策定し、より効果的な排水処理を推進する。



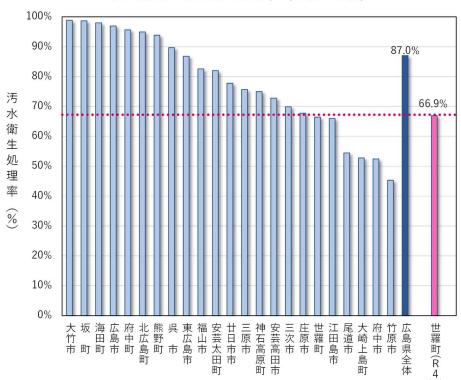
第2章 生活排水処理の現状

本町の生活排水は、市街地を中心とした地域では公共下水道、その他の地域では合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設等により処理を行っているが、一部の生活排水は未処理のまま排出している状況である。

下水道や合併処理浄化槽などで生活排水(トイレ・台所・風呂等からの排水)を処理している人の割合は、汚水衛生処理率といい、本町と、広島県内や全国レベルでの比較は、以下に示すとおりである。

2-1 汚水衛生処理率 (広島県との比較)

本町及び広島県内の汚水衛生処理率は [図 3-1] に示すとおりである。本町の令和 4 (2022)年度の汚水衛生処理率は約 66.9%であり、広島県全体の平均値 87.0% (令和 3 (2021)年度)と比較しても低い状況である。



広島県内の汚水衛生処理率(令和3年度)

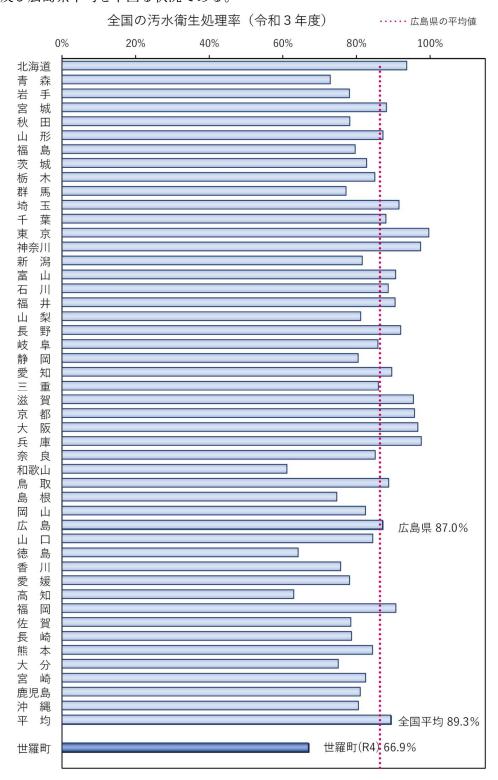
- ※ 汚水衛生処理率とは,下水道や合併処理浄化槽で生活雑排水を処理している人の割合を示す。
- ※ 世羅町(R4)は令和 4 (2022)年度の実績値を示し、その他は令和 3 (2021)年度の値である。

[資料:令和3(2021)年度 一般廃棄物処理事業の概況、令和5(2023)年6月、広島県環境環境局循環型社会課]

[図 3-1] 広島県内の汚水衛生処理率の比較

2-2 汚水衛生処理率 (全国との比較)

都道府県別の汚水衛生処理率は [図 3-2] に示すとおりである。本町の汚水衛生処理率は、全国平均及び広島県平均を下回る状況である。



※ 世羅町(R4)は令和 4 (2022)年度の実績値を示し、その他は令和 3 (2021)年度の値である。

[資料:日本の廃棄物処理(令和3(2021)年度版)、令和5(2023)年3月、環境省]

[図 3-2] 都道府県別の汚水衛生処理率の比較

第3章 生活排水処理の流れ

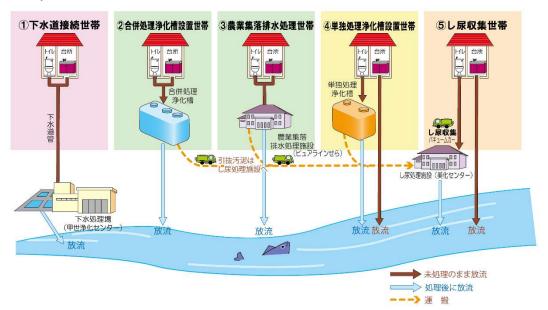
3-1 生活排水処理の体系

一般的な生活排水処理の流れは「図 3-3」に示すとおりである。

家庭や一部事業所から排出される生活排水は、し尿及び生活雑排水(台所、洗濯、風呂等からの排水)があり、これらは、下水処理場や農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿収集の形態で処理を行っている。

このうち、台所等からの排水(生活雑排水)を未処理のまま排出している処理形態は単独処理浄化槽設置世帯、し尿収集世帯である。

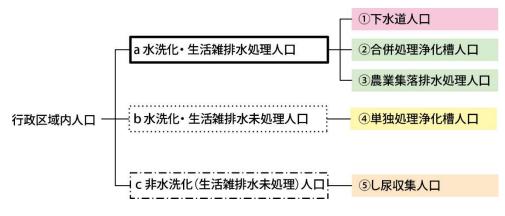
また、浄化槽から発生する汚泥や収集世帯からのし尿は、し尿処理施設に搬入して処理を行っている。



[図 3-3] 生活排水処理の流れ

3-2 生活排水処理形態の区分

本町の生活排水処理形態の区分は「図 3-4] に示すとおりである。



「図 3-4〕生活排水処理形態

3-3 生活排水処理施設の特徴

本町の生活排水処理施設には、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設があり、各施設の特徴は[表 3-1] に示すとおりである。

[表 3-1] 生活排水処理施設の特徴

項目	①下 水 道	②合併処理浄化槽	③農業集落排水処理施設 (大型合併処理浄化槽)
処理方法	大規模集中型処理 管渠により汚水を集 め、処理場で一括処理	個別処理 各家庭の敷地に浄化槽を 設置し、排水を個別処理	小規模分散型処理 管渠により汚水を集め、処理 場で一括処理
(人口密集地域) ・既成都市の中心部 ・都市の住宅等の開発が 進められている地域 ・下水道の幹線が敷設さ れている都市		が適当な地域	(人口分散地域) ・農業振興地域に集落が発達 している地域
対象とする 生活排水	市街地全体の排水 (家庭,事業所)	戸別の排水	主に農業集落の家庭排水
維持管理者	町(公共、特環)	町及び個人等	町及び個人等
敷地	広大な敷地が必要	各戸及び町の敷地内	数千㎡程度
経済性	市街地など人口密度 の高い地域ではスケ ールメリットがあり、 経済効果が高い	民家の点在した集落の場合でも、長い管渠を敷設する必要がないため、集 合処理よりも経済効果が 高い	人口がまとまった集落では スケールメリットがあり、経 済効果が高い
供用開始 期間	5~20 年程度 末端部は供用開始が 遅れる	7~10 日程度 早期に効果が現れる	2~4 年程度 比較的早く供用開始が可能

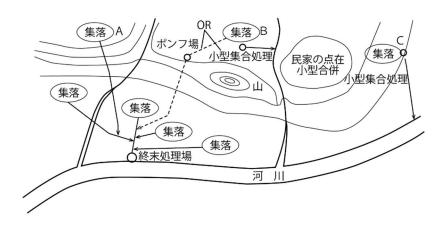
『生活排水処理のイメージ』

下水道の整備には多大な費用と時間がかかる。特に、都市部以外の広い範囲に民家が点在している地域では、下水道の管渠敷設にかかる費用が非常に大きく、全区域の供用開始にもかなり時間がかかり、効率的でない。

これに対して、農業集落排水施設等の大型合併処理浄化槽は、処理区域が小さいため設置費用も比較的安価であり効率的である。

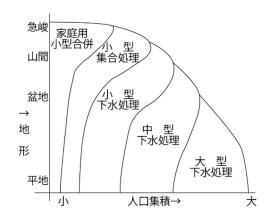
さらに、民家が点在している区域では、家庭用小型合併処理浄化槽を設置することが最も効率的である。

したがって、生活排水処理施設の整備において、地域特性や処理方式の特長を勘案して、 効率的な処理を行うことや、補助制度等を十分に検討することで、行政及び住民にとって 経済的な負担が最小限となるように計画を行う。



- 1)集落が近く、地形的に終末処理場へ向かって下りの場合は中・大型下水道処理を行う。
- 2)集落Bで下水道に接続する場合には、途中にポンプ場が必要である。
- 3)集落 C は小型集合合併処理とする。
- 4)民家が点在している所は、家庭用小型合併処理を行う。

[図 3-5] 生活排水処理の地域的イメージ



[図 3-6] 処理方式のイメージ

3-4 生活排水処理形態の区分

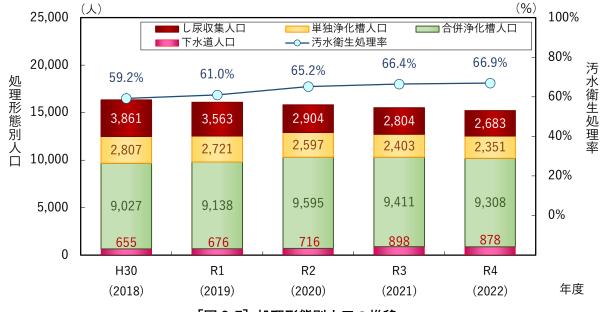
本町の処理形態別人口の推移は[表 3-2]及び[図 3-7]に示すとおりである。

- A 行政区域人口は、①下水道人口、②合併処理浄化槽人口、③農業集落排水処理人口、④単独処理浄化槽人口、⑤し尿収集人口の合計である。
- a 水洗化・生活雑排水処理人口(①下水道人口+②合併処理浄化槽人口+③農業集落排水 処理人口)は、近年増加しており、令和4(2022)年度で全体の約67%を占めている。
- b 水洗化・生活雑排水未処理人口(④単独処理浄化槽人口)は、全体の約15%を占め、ほぼ横ばい傾向にある。
- c 非水洗化人口(⑤し尿収集人口)は、近年減少しており全体の約18%である。

区分	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
A 行政区域内人口(a+b+c)	16,350	16,098	15,812	15,516	15,220
a 水洗化·生活雑排水処理人口(①~③)	9,682	9,814	10,311	10,309	10,186
下水道人口(①)	655	676	716	898	878
合併処理浄化槽人口(②)	8,290	8,468	8,872	8,756	8,685
農業集落排水処理人口(③)	737	670	723	655	623
b 水洗化·生活雑排水未処理人口	2,807	2,721	2,597	2,403	2,351
単独処理浄化槽人口(④)	2,807	2,721	2,597	2,403	2,351
c 非水洗化人口	3,861	3,563	2,904	2,804	2,683
し尿収集人口(⑤)	3,861	3,563	2,904	2,804	2,683
汚水衛生処理率(a÷A)	59.2%	61.0%	65.2%	66.4%	66.9%

[表 3-2] 処理形態別人口の推移 (本町、単位:人)





[図 3-7]処理形態別人口の推移

3-5 汚濁負荷量の現況

(1) 汚濁負荷量の算定方法

汚濁負荷量の算定は、一般的な汚濁の指標である生物化学的酸素要求量(BOD)と、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて目標値が定められている、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N)及びリン含有量(T-P)において行った。算定方法は、[表3-3]に示すとおりであり、各処理形態別の排出原単位に人口を乗じて算出を行った。

発生原単位 排出原単位 世帯種別 処理形態 項目 除去率 し尿 雑排水 し尿 雑排水 BOD 18g/人·日※ 40g/人⋅日** 90% 1.8g/人・日 4g/人·日 COD 10g/人·日※ 17g/人⋅日** 80% 2g/人·日 3.4g/人⋅日 【し尿・雑排水】 ①下水道接続世帯 下水処理場 3.6g/人·日 0.8 g/人・日 T-N 9g/人·目** 2g/人·日** 60% T-P 0.9g/人·∃* 0.4g/人·日※ 60% 0.36 g/人・日 0.16 g/人・日 BOD 18g/人·日※ 40g/人·日※ 10.9g/人·日※ COD 10g/人⋅目** 17g/人·日** 7.7g/人·日※ 【し尿・雑排水】 ②合併処理浄化槽 設置世帯 合併処理浄化槽 T-N 9g/人·日** 2g/人·日** 6.5g/人·日※ 0.9g/人⋅日** T-P 0.4g/人·日※ 0.75g/人・日** BOD 18g/人·∃* 40g/人·日※ 4.9g/人·日※ 【し尿・雑排水】 COD 10g/人⋅日** 17g/人·日** 5.0g/人·日※ ③農業集落排水 農業集落排水 処理世帯 T-N 9g/人·日** 2g/人·日** 6.1g/人·日※ 処理施設 T-P 0.9g/人·日※ 0.4g/人⋅日** 0.63g/人·日※ BOD 18g/人·∃* 40g/人·∃※ 4.3g/人⋅日※ 40g/人⋅目** 【し尿】 ④単独処理浄化槽 单独処理浄化槽 COD 10g/人⋅日** 17g/人·日** 4.7g/人・日* 17g/人·日* 設置世帯 【雑排水】 T-N 9g/人· 日** 2g/人·日** 5.9g/人·∃* 2g/人·日** 直接排水 0.4g/人⋅日* T-P 0.9g/人·日※ 0.63g/人・日* 0.4g/人・日* BOD 18g/人·∃* 40g/人⋅日** 90% 1.8g/人・日 40g/人・日* 【し尿】 し尿処理施設 COD 10g/人·日※ 17g/人·日** 80% 2g/人·日 17g/人·日* ⑤し尿収集世帯 【雑排水】 T-N 9g/人· 目※ 3.6g/人·日 2g/人·日** 60% 2g/人·目** 直接排水 T-P 0.36 g/人・日 0.4g/人・日* 0.9g/人・日** 0.4g/人・日** 60%

「表 3-3] 汚濁負荷の発生原単位及び排出原単位

^{※1※}印の値は、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説、平成20(2008)年9月、(社)日本下水道協会」より設定

^{※2}下水道接続世帯の排出原単位は、発生原単位に除去率を乗じて算出した。

なお、除去率は施設により異なるが、一律に一般的な数値を設定するものとした。

^{※3}単独処理浄化槽設置世帯、し尿収集世帯の雑排水の排出原単位は、発生原単位と同一とした。

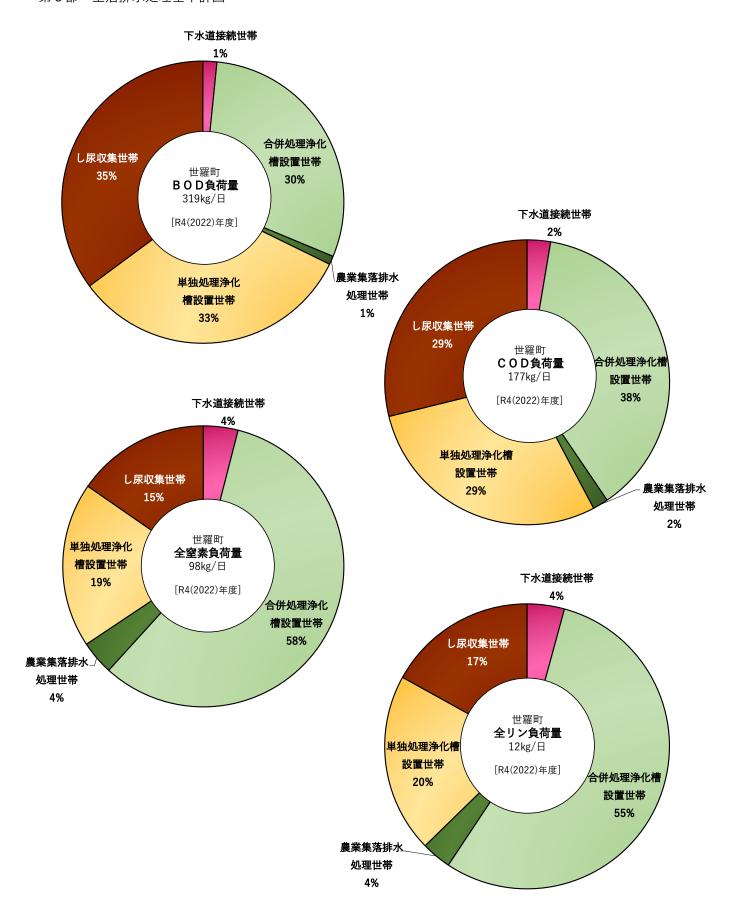
^{※4}し尿収集世帯のし尿の排出原単位は発生原単位に除去率を乗じて算出した。

(2) 汚濁負荷量の算定結果

本町の生活排水の汚濁負荷量算定結果は [表3-4] 及び [図3-8] に示すとおりである。④単独処理浄化槽設置世帯、⑤し尿収集世帯から発生する汚濁負荷量の合計はBODで約216kg/日であり、全体の汚濁負荷量の約68%におよぶ。また、これらの世帯から放流されるCOD、全窒素、全リンの汚濁負荷量についても6割以上を占めており、未処理の雑排水による負荷が大きい。そのため、「し尿収集及び単独処理浄化槽」から、「下水処理や合併処理浄化槽」への転換など、雑排水の処理対策が急務である。

[表 3-4] 生活排水の汚濁負荷量(本町、令和 4 (2022)年度)

区分	処理形態	単位	処理人口	計	
	① 下水道接続世帯		878		
	② 合併処理浄化槽設置世帯		8,685		
人口	③ 農業集落排水処理世帯	人	623	15,220	
	④ 単独処理浄化槽設置世帯		2,351		
	⑤ し尿収集世帯		2,683		
区分	処理形態	単位	汚濁負荷量	計	
	① 下水道接続世帯		5.1		
	② 合併処理浄化槽設置世帯		94.7		
BOD	③ 農業集落排水処理世帯	kg/∃	3.1	319.1	
	④ 単独処理浄化槽設置世帯	1	104.1		
	⑤ し尿収集世帯		112.1	<u> </u>	
区分	処理形態	単位	汚濁負荷量	計	
	① 下水道接続世帯		4.7		
	② 合併処理浄化槽設置世帯		66.9		
COD	③ 農業集落排水処理世帯	kg/∃	3.1	176.7	
	④ 単独処理浄化槽設置世帯		51.0		
	⑤ し尿収集世帯		51.0		
区分	処理形態	単位	汚濁負荷量	計	
	① 下水道接続世帯		3.9		
	② 合併処理浄化槽設置世帯		56.5		
全窒素	③ 農業集落排水処理世帯	kg/∃	3.8	97.8	
	④ 単独処理浄化槽設置世帯		18.6		
	⑤ し尿収集世帯		15.0		
区分	処理形態	単位	汚濁負荷量	計	
	① 下水道接続世帯		0.5		
	② 合併処理浄化槽設置世帯		6.5		
全リン	③ 農業集落排水処理世帯	kg/∃	0.4	11.8	
	④ 単独処理浄化槽設置世帯		2.4		
	⑤ し尿収集世帯		2.0		



[図 3-8] 生活排水の汚濁負荷量の割合(令和 4 (2022)年度)

3-6 し尿・汚泥処理の現況

(1) 施設の概要

現在、本町のし尿及び浄化槽汚泥(農業集落排水処理施設からの汚泥を含む)の処理は、 美化センター(し尿処理施設)で処理している。また、小国地域では、ピュアラインせら(農 業集落排水処理施設)で生活排水を処理している。処理施設の位置は[図3-9]に示すとおりで ある。



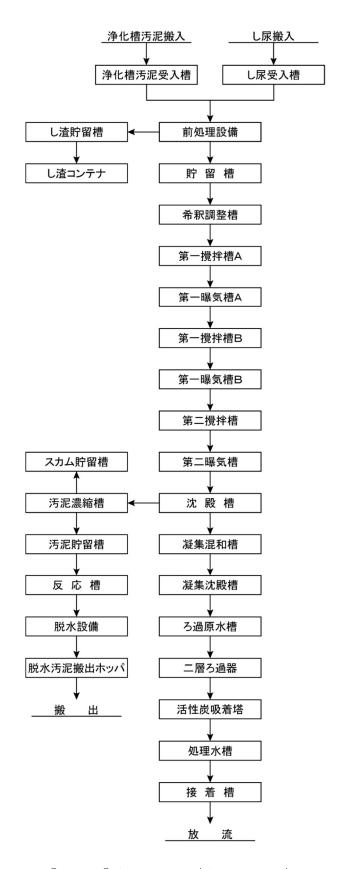
[図 3-9] 処理施設位置図

(2) 美化センター(し尿処理施設)の概要

処理に伴って発生する脱水汚泥は、当初は焼却処理していたが、現在はセメント工場の原料としてリサイクルしている。また、平成21(2009)及び平成28(2016)年度に、汚泥処理設備の改造、電気・計器類の更新を行っている。

[表 3-5]	施設の概要
---------	-------

施設名称	美化センター(し尿処理施設)
施設所管	世羅町
施設所在地	世羅町大字川尻10784-32
計画処理能力	35kL/日
竣工	昭和61(1986)年12月
処 理 方 式	低希釈二段活性汚泥処理方式 基幹改良を実施(平成21(2009)及び平成28(2016)年度)



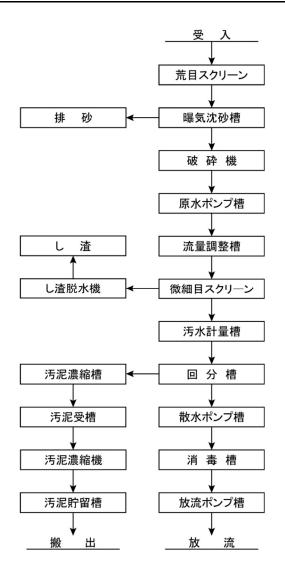
[図 3-10] 処理フロー(美化センター)

(3) ピュアラインせら (農業集落排水処理施設) の概要

ピュアラインせらでは、令和 4 (2022)年度に小国地域の623人分の生活排水を処理している。なお、処理に伴って発生した濃縮汚泥は、美化センターで処理を行っている。

[表 3-6] 施設の概要

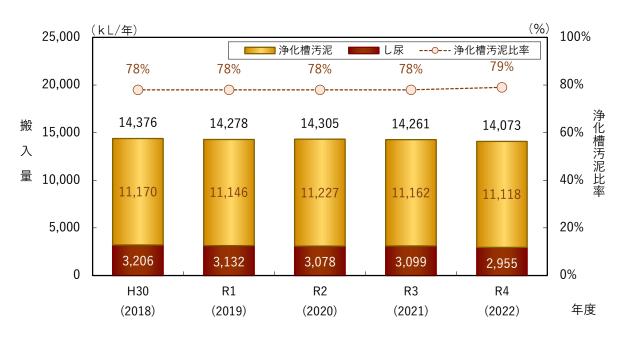
施設名称	ピュアラインせら (農業集落排水処理施設)
施設所管	世羅町
施設所在地	世羅町大字小国4691-2
計画処理能力	449 m³/ ⊟
竣工	平成12(2000)年4月
処 理 方 式	回分式活性汚泥方式



[図 3-11] 処理フロー(ピュアラインせら)

(4) 搬入量の実績

本町のし尿等搬入量実績の推移は [図3-12] に示すとおりである。令和4(2022)年度のし 尿搬入量は2,955kL/年、浄化槽汚泥搬入量は11,118kL/年、浄化槽汚泥比率は79%であり、ほ ぼ横ばいで推移している。

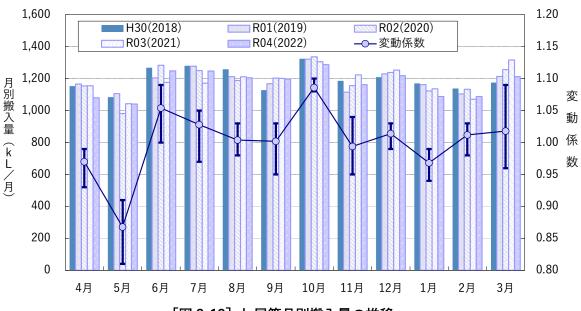


[図 3-12] し尿等搬入量の推移

(5) 月別搬入量の実績

美化センターの過去4年間の月別搬入量と、施設全体の平均搬入量を1.0とした場合の月別平均搬入率を示した変動係数の推移は[図3-13]に示すとおりである。

これによると、搬入量のピークは10月で、平成30(2018)年~令和4(2022)年までの変動係数の最大値は1.10(令和2(2020)年10月)であった。



「図 3-13] し尿等月別搬入量の推移

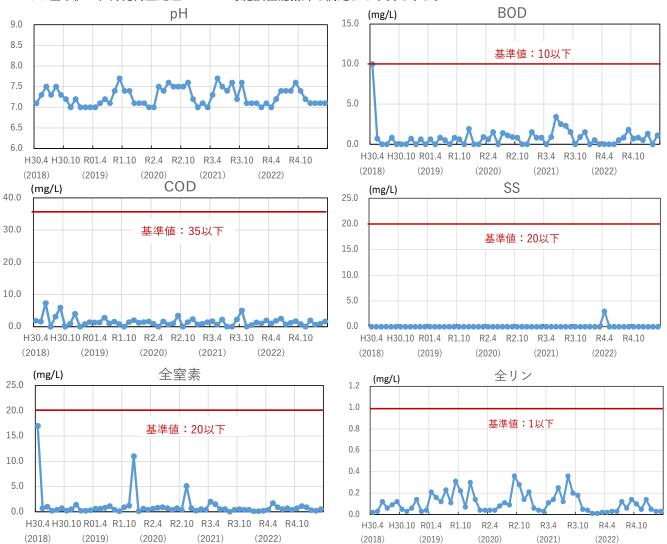
(6) 放流水質

美化センターの処理水は河川放流を行っている。放流水質は[表3-7]及び[図3-14]に示すとおりであり、すべての項目において基準値を満足している。

[表 3-7] 放流水質濃度の推移

区	分	単位	H30(2018)	R01(2019)	R02(2020)	R03(2021)	R04(2022)	基準値
рН	平均值	_	7.2	7.2	7.3	7.3	7.3	_
pri	最小~最大	_	7.0~7.5	7.0~7.7	7.0~7.6	7.0~7.7	7.0~7.6	
BOD	平均值	mg/L	1.1	0.5	0.8	1.1	0.6	10以下
ВОБ	最小~最大	mg/L	0.0~10	0.0~1.9	0.0~1.5	0.0~3.4	0.0~1.8	1014
COD	平均值	mg/L	2.2	1.4	1.2	1.4	1.2	35以下
	最小~最大	mg/L	0.0~7.3	0.0~2.8	0.0~3.4	0.0~5.0	0.0~2.5	3314
SS	平均值	mg/L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.25	20以下
(浮遊物質)	最小~最大	mg/L	0.0~0.0	0.0~0.0	0.0~0.0	0.0~0.0	0.0~3.0	2015
T - N	平均值	mg/L	1.9	1.5	1.0	0.6	0.7	20以下
(全窒素)	最小~最大	mg/L	0.2~17	0.1~11	0.2~5.1	0.0~2.0	0.2~1.7	2014
T - P	平均值	mg/L	0.07	0.16	0.12	0.12	0.07	1以下
(全リン)	最小~最大	mg/L	0.02~0.14	0.04~0.31	0.03~0.36	0.01~0.36	0.02~0.14	14/

※ 基準値は、汚泥再生処理センター等施設性能指針を満足する水質を示す。



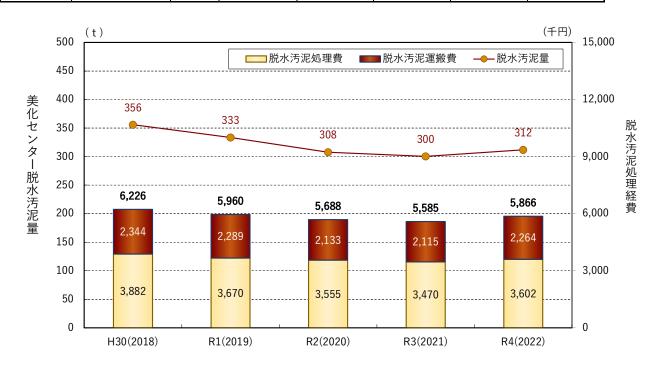
[図 3-14] 放流水質の推移

(7) 脱水汚泥量

美化センターの脱水汚泥は民間業者で処理しており、脱水汚泥量及び処理に係る経費は[表 3-8] 及び [図3-15] に示すとおりである。

×	分	単位	H30(2018)	R01(2019)	R02(2020)	R03(2021)	R04(2022)
脱力	く汚泥量	t	356	333	308	300	312
	運搬費		2,344	2,289	2,133	2,115	2,264
脱水汚泥 処理経費	処理費	千円	3,882	3,670	3,555	3,470	3,602
/ = =/=30	小 計		6,226	5,960	5,688	5,585	5,866

[表 3-8] 美化センター脱水汚泥量及び処理経費の推移



[図 3-15] 美化センター脱水汚泥量及び処理経費の推移

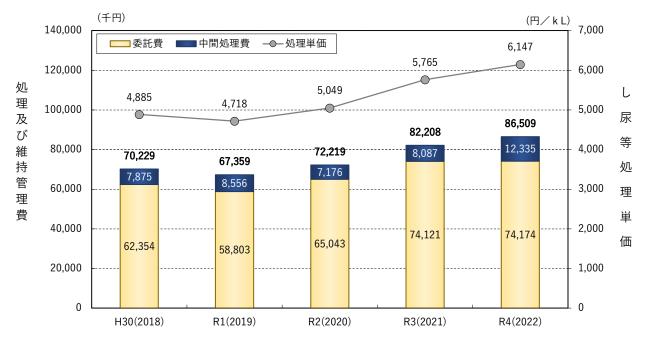
(8) 処理経費

本町のし尿及び浄化槽汚泥処理施設の過去5年の処理経費の内訳は[表3-9]及び[図3-16] に示すとおりである。令和4(2022)年度の処理経費は約8,700万円、し尿1kL当たりの処理経費は約6,100円/kLと、電気代が高騰したため、昨年度から高くなっている。

区分	単位	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
中間処理費	千円	7,875	8,556	7,176	8,087	12,335
委 託 費	千円	62,354	58,803	65,043	74,121	74,174
組合分担金	千円	_	_	_	_	_
計	千円	70,229	67,359	72,219	82,208	86,509
搬入量	kL/年度	14,376	14,278	14,305	14,261	14,073
1kL 当たり処理経費	円/kL	4,885	4,718	5,049	5,765	6,147

[表 3-9] 処理経費の内訳

※ 中間処理費:処理施設の燃料費、光熱水費、委託費:施設運転の委託経費、水質検査等の経費



[図 3-16] 処理経費の内訳

第4章 数值目標

本章では、第2章の生活排水処理の課題を受け、解決していくために以下の数値目標を掲げることとする。

令和3 (2021)年度末の全国の汚水衛生処理率は89%であり、本町は近年上昇傾向にあるが、現在67%である。そこで、生活排水処理の目標値として、生活排水処理率を中間目標年度の令和10(2028)年度は72%、目標年度の令和20(2038)年度は78%以上とする。

なお、目標年度は、ごみ処理基本計画と同様に、令和 4 (2022)年度を初年度とし、5 年後の令和 10(2028)年度を中間目標年度、15 年後の令和 20(2038)年度を計画目標年度とする。



※ 必要な場合は5年ごとに見直しを行う。また、施設整備の計画目標は別途定めるものとする。 汚水衛生処理率(%)=(現在水洗便所設置済人口)÷(収集区域内人口)×100 現在水洗便所設置済人口には、下水道整備区域であっても接続されていない人口及び、単独処理浄化槽を 設置している人口は除く

第5章 清らかな水環境の維持に向けて

第4章の数値目標を達成するために、清らかな水環境の復活に向け、以下の取り組みを実施する。

5-1 取り組みの方針

未処理の生活排水による水質汚濁が問題であり、社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されている。

そのため、生活排水を適正に処理することを、住民に対して啓発していく。

生活排水処理の目標については、次のとおりとするが、水質の改善を図ることにとどまらず、 清らかな水環境の復活を目指すものとする。

- ・汚水衛生処理率を78%以上まで向上させる。
- ・未処理の生活排水による汚濁負荷を重点的に削減し、清らかな水環境を復活する。

5-2 地域別の取り組み

地域特性をふまえ、人口密集地域及び人口分散地域別に施策を定めることとする。 地域特性別の分類は [図 3-17] に、地域特性別の取り組みは [表 3-11] に示すとおりであり、 人口密集地域では下水道整備・計画区域、未計画区域別に施策の展開を図ることとする。

(1) 人口密集地域

人口密集地域においては、集合型の生活排水処理施設を整備する。

【下水道の整備・計画区域】

本町では [表3-10] に示すとおり下水道が整備され、計画が進行中である。引き続き、面的整備を進め、供用区域の拡大を図るとともに供用開始区域内の接続率の向上を図るものとする。

下水処理施設名備 考甲世浄化センター公共下水道特定環境保全公共下水道

「表 3-10〕本町の下水処理施設

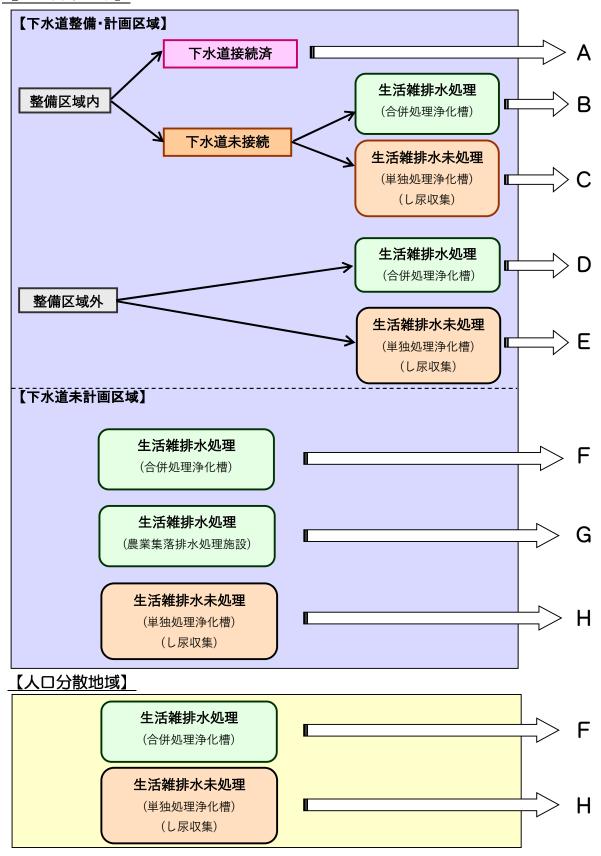
【下水道未計画区域】

下水道未計画区域では、浄化槽の整備を進める。

(2) 人口分散地域

分散して立地している家屋については、各戸で合併処理浄化槽の設置を推進する。

【人口密集地域】



[図 3-17] 地域特性別の分類

[表 3-11] 地域特性別の取り組み

		[4天 2-11] では利力にかったり配か						
分類	生活雑排 水の処理	対策	具 体 策					
A	0	_	_					
В	0		・未水洗化家屋・未水洗事業所への戸別訪問や啓発チラシ配 布による水洗化の勧奨を行う。					
С	×	① 下水道への接続促進	・パンフレットを用いて水洗化の普及啓発を図る。 ・広報誌、新聞、ホームページ等により普及啓発を図る。 ・各種助成制度の活用を P R し、水洗化の促進を図る。					
D	0	① 合併処理浄化槽維持管理指導	・パンフレットなどを用いて合併処理浄化槽の適正使用の 指導を行い、公共用水域への負荷量の削減を図る。					
	O	② 下水道整備促進	・早期に水洗化が図られるよう効率的な下水道整備を行う。					
		① 合併処理浄化槽設置の啓発	・パンフレットなどを用いて新築及び増改築の際に合併処 理浄化槽を設置するよう啓発する。					
E		② 下水道整備促進	・早期に水洗化が図られるよう効率的な下水道整備を行う。					
E	×	③ 単独処理浄化槽の維持管理指導	・パンフレットなどを用いて単独処理浄化槽の適正な維持 管理の指導をする。					
		④ 家庭における汚濁負荷削減対策 の指導	・台所対策や洗剤の適正使用など、家庭でできる汚濁負荷削 減対策の指導を行う。					
F	0	① 合併処理浄化槽の維持管理指導	・パンフレットなどを用いて合併処理浄化槽の適正管理を 指導する。					
G	0	① 農業集落排水処理施設への接続 指導	・農業集落排水処理施設と連携を図りながら早期接続を促 進する。					
		① 合併処理浄化槽の設置指導	・パンフレットなどを用いて合併処理浄化槽の整備に向けて説明・啓発活動を行う等、設置を推進する。					
Н	×	② 単独処理浄化槽の維持管理指導	・パンフレットなどを用いて単独処理浄化槽の適正管理に ついて指導するほか、合併浄化槽への転換を促す。					
		③ 家庭における汚濁負荷削減対策の指導	・台所対策や洗剤の適正使用など、家庭でできる汚濁負荷削 減対策の指導を行う。					

※ 生活雑排水の処理・・・・〇:処理、×:未処理

5-3 住民、事業者、行政の取り組み

清らかな水環境を目指し、[表 3-12]に示すとおり、住民・事業者・行政が一体となって取り組みを推進する。

[表 3-12] 住民・事業者・行政の取り組み

項目	住 民	事業者	行 政
下水道	・下水道供用開始区域内に居住・事業所がある場合は速 やかに下水道接続の手続きを実施		・下水道普及の広報・下水道区域内の住民、事業者へのお知らせ配布
合併処理 浄化槽	・浄化槽の維持管理、放 流水質維持・汚濁負荷の低減・汚濁負荷に見合った浄 化槽への更新	・浄化槽、グリストラップ等の 維持管理、放流水質維持・汚濁負荷の種類に適した浄 化方法、新技術導入の検討	・適切な維持管理の指導・啓発
単独処理 浄化槽	・合併処理浄化槽または	・単独処理浄化槽から合併処理 浄化槽への切替の啓発・推進	
し尿収集	・合併処理浄化槽または	・し尿収集世帯への合併処理浄 化槽設置の啓発・推進	
不法投棄	・河川や放流水の異常、に通報	・継続的な水質監視 ・水質異常時の緊急対策	
清掃活動	・学校、地区、公衆衛生推動、啓発キャンペーン	・学校、地区、団体等で実施す る活動への支援	



5-4 本町の取り組み支援制度

(1) 世羅町浄化槽設置整備事業補助金交付制度

合併処理浄化槽への転換を啓発するとともに、「世羅町浄化槽設置整備事業補助金交付制度」により、合併処理浄化槽設置者への補助も継続して行う。

「世羅町浄化槽設置整備事業補助金]

净化槽区分	居住面積	補助限度額		
并记信区 力	(延べ床面積)	新築等	改築※	
5 人槽	130m ² 以下	222,000円	450,000円	
7人槽	130m²を超えるもの	276,000円	600,000円	
10人槽	2世帯住宅	366,000円	800,000円	

[※]改築とは、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を合併処理浄化槽に設置替えすることをいう。

(2) 世羅町浄化槽維持管理費補助金交付制度

住宅等に設置されている合併処理浄化槽の維持管理に要した費用の一部を助成することにより、適正な維持管理を行うことを目的とする「世羅町浄化槽維持管理費補助金交付制度」を、継続して行う。

[世羅町浄化槽維持管理費補助金]

保守点検・清掃・法定検査料金の合計額から、世帯構成員の人数を基に算定する「年間農業集落排水処理施設使用料額」を差し引いた額で、上限を50,000円とする。

なお、算定の結果、法定検査料金以下となった場合は、法定検査料金相当額が補助金額となる。

世帯構成員数	年間標準農業集落排水 処理施設使用料額	世帯構成員数	年間標準農業集落排水 処理施設使用料額
1人	26,400円	6人	59,400円
2人	33,000円	7人	66,000円
3人	39,600円	8人	72,600円
4人	46,200円	9人	72,600円
5人	52,800円	10人以上	72,600円

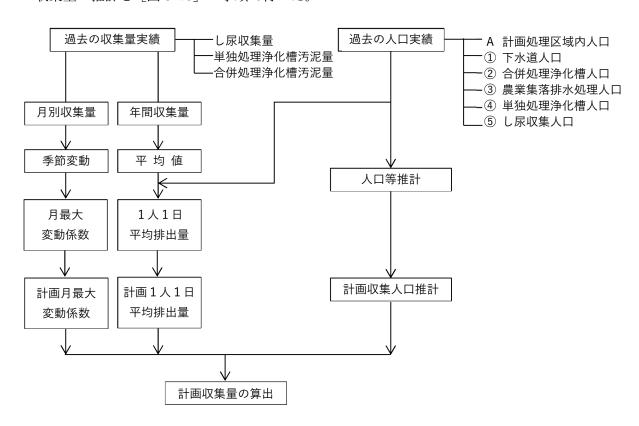
※対象となる区域:公共下水道供用開始の告示済区域と農業集落排水処理区域を除く町内全域

第6章 取り組みによる効果

本章では、取り組み方針を受けて、目標年度における人口及び収集量の推計を行い、目標値 との比較を行った。

6-1 推計の手順

本町の処理形態別人口及び収集量などの実績値、計画資料に基づき将来の処理形態別人口、収集量の推計を [図 3-18] の手順で行った。



[図 3-18] 処理計画の予測手順

6-2 推計の結果

(1) 処理形態別人口の推計結果

処理形態別人口の実績及び推計結果は [表3-13] 及び [図3-19] に示すとおりである。計画目標年度(令和20(2038)年度)の処理形態別人口は、以下のとおりで、汚水衛生処理率は79% に増加する。

A 行政区域内人口・・・・・・・・ 現状の約28%減の約1万1千人

a 水洗化・生活雑排水処理人口・・・・・ 現状の約85%程度まで減少

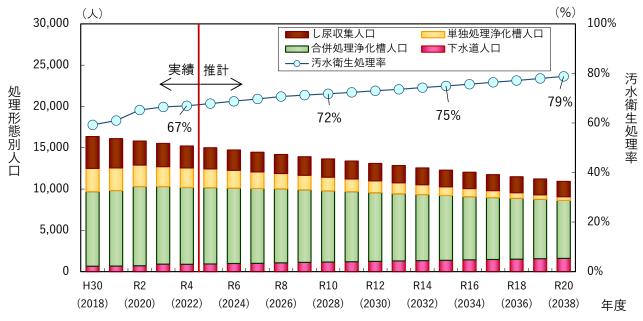
b 水洗化・生活雑排水未処理人口・・・・ 現状の約18%程度まで減少

c 非水洗化人口・・・・・・・・ 現状の約70%程度まで減少

B 汚水衛生処理率・・・・・・・・・ 現状の約67%から79%まで増加

[表 3-13] 処理形態別人口の実績及び推計結果(単位:人)

区分	現状	将来			
	2022(R4)	2028(R10)	2033(R15)	2038(R20)	
A 行政区域内人口 (a+b+c)	15,220	13,641	12,289	10,937	
a 水洗化·生活雑排水処理人口(①+②+③)	10,186	9,792	9,207	8,622	
下水道人口(①)	878	1,148	1,373	1,598	
合併処理浄化槽人口(②)	8,685	8,039	7,244	6,449	
農業集落排水処理人口 (③)	623	605	590	575	
b 水洗化·生活雑排水未処理人口	2,351	1,645	1,070	432	
単独処理浄化槽人口(④)	2,351	1,645	1,070	432	
c 非水洗化人口	2,683	2,204	2,012	1,883	
し尿収集人口(⑤)	2,683	2,204	2,012	1,883	
B 汚水衛生処理率(a÷A)	67%	72%	75%	79%	



[図 3-19] 処理形態別人口の実績及び推計値

(2) B O D 汚濁負荷量等の推計結果

下水道の進捗や合併処理浄化槽の設置を進めることにより、BOD汚濁負荷量のうち大半を占めている生活雑排水の負荷が大幅に減少する。

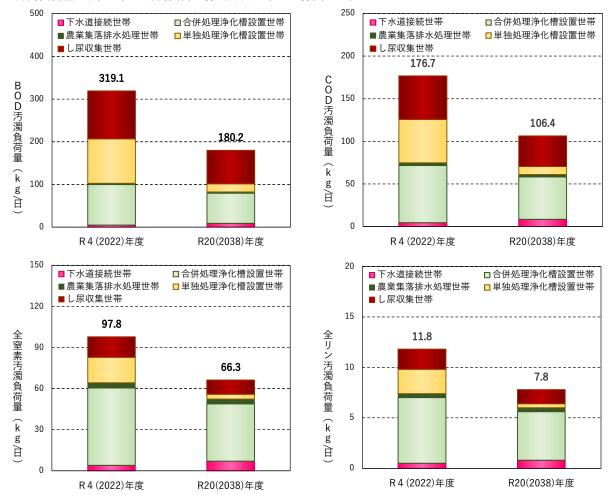
この結果、令和20(2038)年度の全体のBOD汚濁負荷量は、[表3-14] 及び [図3-20] に示すとおりであり、令和4(2022)年度比で約44%の削減となる。

「表 3-14〕汚濁負荷量と削減率の推計結果

(単位:kg/日)

	BOD		COD		全窒素		全リン	
区分	現状	目標年度	現状	目標年度	現状	目標年度	現状	目標年度
	R4(2022)	R20(2038)	R4(2022)	R20(2038)	R4(2022)	R20(2038)	R4(2022)	R20(2038)
① 下水道接続世帯	5.1	9.3	4.7	8.6	3.9	7.0	0.5	0.8
② 合併処理浄化槽設置世帯	94.7	70.3	66.9	49.7	56.5	41.9	6.5	4.8
③ 農業集落排水処理世帯	3.1	2.8	3.1	2.9	3.8	3.5	0.4	0.4
④ 単独処理浄化槽設置世帯	104.1	19.1	51.0	9.4	18.6	3.4	2.4	0.4
⑤ し尿収集世帯	112.1	78.7	51.0	35.8	15.0	10.5	2.0	1.4
計	319.1	180.2	176.7	106.4	97.8	66.3	11.8	7.8
削減率	_	44%	_	40%	_	32%	_	34%

※ 汚濁負荷量は、第3章4.汚濁負荷の算定方法に準じて算出した。



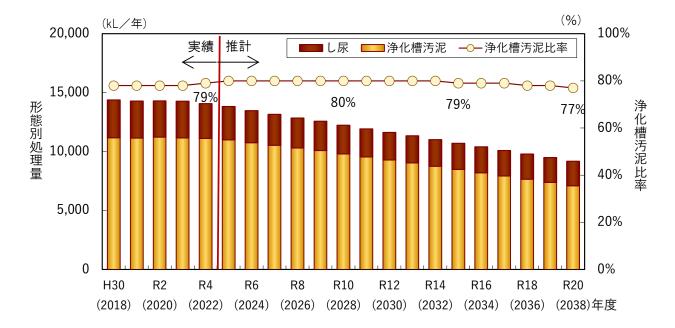
「図 3-20〕汚濁負荷量と削減率の推計結果

(3) 処理量の推計結果

し尿等発生量の実績及び推計結果は [表3-15] 及び [図3-21] に示すとおりである。し尿等発生量はゆるやかに減少し、年間発生量は9,179 kL/年となる。なお、浄化槽汚泥比率は現状と同じくほぼ横ばい傾向を示す。

[表 3-15] 目標年度におけるし尿等発生量の実績及び推計結果(単位:kL/年)

区分	現状	将 来			
	R4(2022)	R10(2028)	R15(2033)	R20(2038)	
し尿収集量	2,955	2,430	2,218	2,076	
浄化槽汚泥量	11,118	9,802	8,482	7,103	
合 計	14,073	12,232	10,700	9,179	
浄化槽汚泥比率	79 %	80 %	79 %	77 %	



[図 3-21] し尿等発生量の実績及び推計値

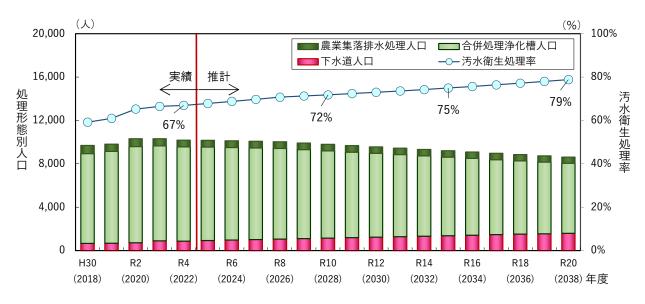
6-3 目標値との比較

汚水衛生処理率は、行政区域内人口(A)に対する水洗化・生活雑排水処理人口(a)の割合 $(a \div A)$ である。

令和4(2022)年度の汚水衛生処理率は [表 3-16] 及び [図 3-22] に示すとおり 67%であったが、下水道の進捗や合併処理浄化槽の設置を推進することにより中間目標年度の令和 10(2028)年度には72%、計画目標年度の令和 20(2038)年度には79%となり、それぞれ目標値を達成する見込みである。

区分	現状		将 来	
	R4(2022)	R10(2028)	R15(2033)	R20(2038)
A 行政区域内人口	15,220	13,641	12,289	10,937
a水洗化·生活雜排水処理人口(①+②+③)	10,186	9,792	9,207	8,622
① 下水道人口	878	1,148	1,373	1,598
② 合併処理浄化槽人口	8,685	8,039	7,244	6,449
③ 農業集落排水処理人口	623	605	590	575
汚水衛生処理率(a÷A)	67%	72%	75%	79%

[表 3-16] 汚水衛生処理率の実績及び推計結果(単位:人)



[図 3-22] 生活排水処理率の実績及び推計値

第7章 処理施設の整備

7-1 収集運搬計画

本町では許可業者がし尿等の収集運搬を行っており、今後もこの現行体制を継続する。

(1) 収集区域及び収集対象

収集区域は[表3-17] に示すとおり本町全域とし、収集対象は、家庭から発生するし尿及び浄化槽汚泥(集合住宅の浄化槽引抜汚泥、農業集落排水処理施設からの汚泥を含む)とする。

[表 3-17] 収集区域及び収集対象(現行)

収集区域	世羅町全域		
	し 尿(汲み取りし尿)	原則として許可業者による月1回の定期収集	
	単独処理浄化槽(引抜汚泥)	・原則として年1~2回以上引抜実施**	
収集対象	合併処理浄化槽 (引抜汚泥)		
	農業集落排水処理施設 (処理に伴い発生する汚泥)	定期的に引き抜きを実施	

[※] 各浄化槽で定められた浄化槽汚泥の引抜を実施する。

(2) 円滑な、し尿・浄化槽汚泥収集への対応

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の処理水は、河川等へ放流されているが、浄化槽の能力を超えた汚泥が蓄積した場合、河川等へ汚泥があふれたり、浄化槽の処理性能の低下を招き、公共用水域を汚染する原因となる。

このため、定期的なし尿の汲み取りや、浄化槽の清掃、汚泥収集作業による「適正な維持管理」が環境保全上不可欠である。

事業所や住民への指導を実施し、適正な維持管理を推進する。

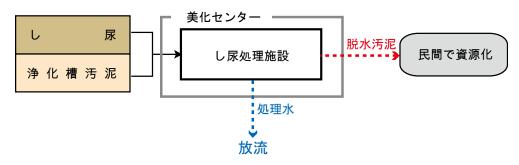
(3) 下水道及び農業集落排水処理施設供用区域での収集

下水道等供用区域に指定された後も、下水道等への接続が遅れる場合がある。その場合は、 下水道等供用開始後も一定期間、し尿収集世帯及び浄化槽設置世帯が残るものと予想される。 収集効率の低下、サービスの低下等が生じないように、引き続き、し尿等の円滑な収集を 行う。

7-2 し尿等の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

し尿処理施設の処理の流れは [図3-23] に示すとおりである。し尿処理施設に搬入されるものは、し尿と浄化槽汚泥であり、排出されるものは処理水のほか、し渣、脱水汚泥、沈砂である。今後も引き続き、現状の流れにより処理を行うものとする。



「図 3-23]し尿処理施設の処理の流れ

(2) 中間処理計画

本町のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、美化センターで行っており、現有施設で、し尿 及び浄化槽汚泥の処理を適正に行う計画とする。

なお、本施設は平成21(2009)年度に汚泥処理設備等の改造、平成28(2016)年度に電気設備 及び計器類の更新を行ったが、構造物は昭和61(1986)年度に築造されたものであり、長期使 用にあたっては処理水槽等の大規模補修が今後必要となる。また、浄化槽汚泥比率の増加に 伴い、処理方法の見直しも必要となることも想定される。現有施設の延命化を図りつつ、更 新も考慮して検討を行う。

7-3 施設の整備計画

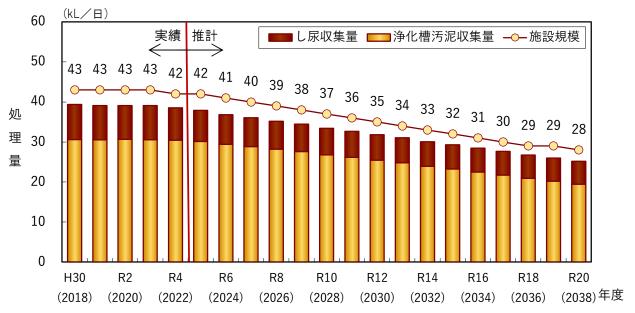
(1) 処理施設の必要規模の算定

現有のし尿処理施設の処理能力は、35 kL/日である。目標年度の処理施設の必要規模は[表3-18] 及び[図3-24] に示すとおり28 kL/日である。なお、必要規模は、し尿等の発生量推計結果を1.10倍*(月別変動係数)した値とした。

 区 分
 現有施設の規模
 必要規模 (令和 20(2038)年度)
 収集区域

 し尿処理施設
 35 kL/日
 28 kL/日
 世羅町内

[表 3-18] 処理施設の必要規模等



- ※ 処理施設必要規模=し尿等の発生量×1.10[※](月別変動係数)
- ※ 変動係数とは、年間処理量が季節によって変動するため、これに対応できる処理施設の規模を決定するために必要な数値である。一般的には過去5カ年以上の実績の月最大変動係数を設定する場合と、1.15を標準として用いる2通りがある。本町の変動係数の最大値が1.10であることから、1.10を用いることとした。

「図 3-24〕処理量及び必要規模の実績及び推計値

現状 将 来 区分 R4(2022) R10(2028) R15(2033) R20(2038) し尿収集量 8 7 6 6 浄化槽汚泥量 30 23 19 27 計 38 34 29 25 施設規模(計×1.10) 32 28 42 37

[表 3-19] 将来のし尿等の発生量と必要規模(単位:kL/日)

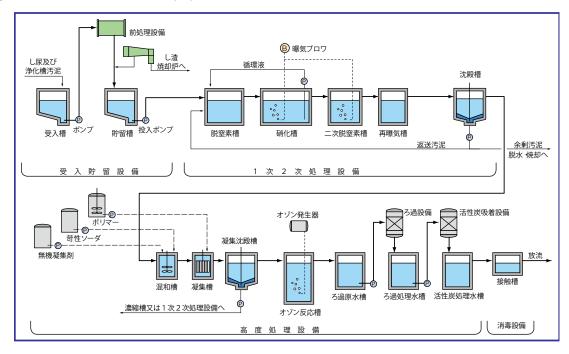
(2) 水処理設備の方式

汚泥再生処理センターの水処理設備については、実績が多く循環型社会形成推進交付金の 交付対象である『生物学的脱窒素処理方式』の採用が一般的である。生物学的脱窒素処理方 式には[表3-20]に示すとおり4種の処理方式があるが、希釈水の確保の容易性や、放流水 の状況を踏まえ、どの方式にするかを今後、検討する。

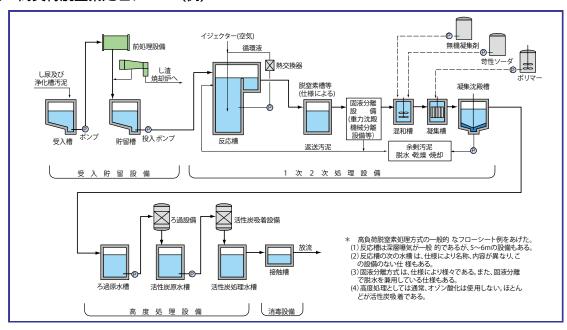
[表 3-20] 水処理設備の方式

生物学的脱窒素処理方式の種類	標準的な希釈倍率
① 標準脱窒素処理方式	5~10 倍
② 高負荷脱窒素処理方式	1.5~2.5 倍
③ 膜分離高負荷脱窒素処理方式	1.5~2.0 倍
④ 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式	1.5~2.0 倍

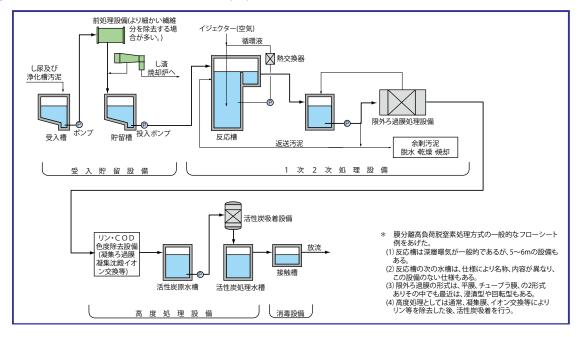
① 標準脱窒素処理フロー (例)



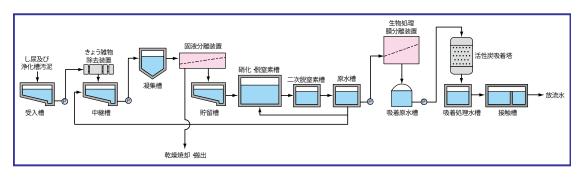
② 高負荷脱窒素処理フロー (例)



③ 膜分離高負荷脱窒素処理フロー(例)



④ 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理フロー (例)



(3) 資源化の方式

汚泥再生処理センターの資源化設備については、水処理設備と同様に循環型社会形成推進 交付金の交付対象となる方式を採用する必要がある。本町では、地域特性を踏まえたい肥化 や汚泥助燃剤化など、資源化物の供給先の調査検討等を行い決定するものとする。

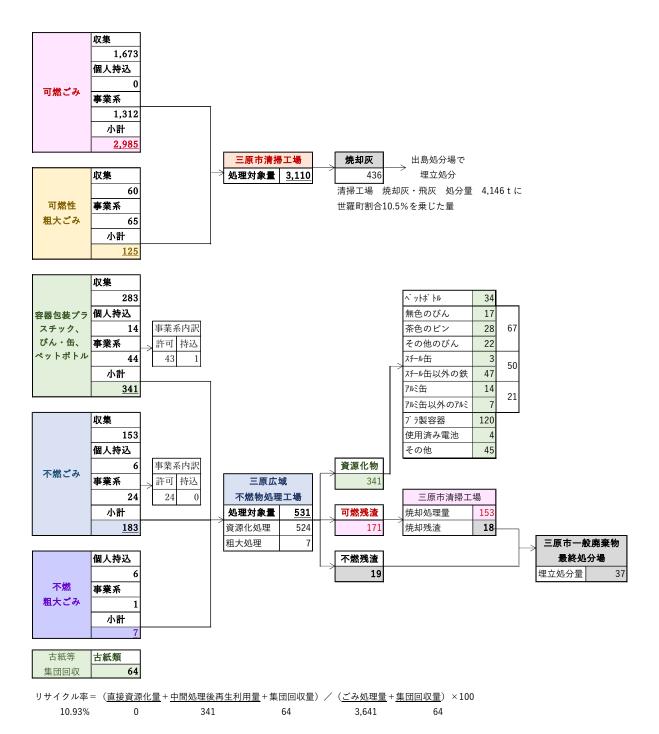
[表 3-21] 資源化設備の方式

:	資源化方式	資源回収方法	使用材料	製品	需要先	経済性
有機性	汚泥助燃剤化	汚泥の含水率を 70% 以下に脱水し、助燃剤 を製造する。	余剰汚泥	助燃剤	焼却施設等にて 有効利用	安 価
	メタン発酵	メタン生成菌により メタンを発生させ、燃 料や発電に使用する。	し尿等 生ごみ	熱利用	熱利用施設が 別途必要	高 価
イクル推	たい肥化	微生物により有機物 を分解し、堆肥を製造 する。	脱水汽泥	肥料等	需要先の確保が必要	高 価
進施設	リン回収	し尿中のリンを回収 し、リン製品を製造す る。		肥料等	需要先の確保が必要	高 価

資料編目次

[資料- 1]施設搬入量、中間処理量、最終処分量の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 1
[資料-2] 施設搬入量、中間処理量、最終処分量の現状と推計結果の総括(施策前)・・	資料 2
[資料-3] 施設搬入量、中間処理量、最終処分量の現状と推計結果の総括(施策後)・・・	資料 3
[資料-4] 生活排水処理人口及び、処理量の現状と推計結果の総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 4
[資料- 5] 収集区域内人口の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 5
[資料-6] 可燃ごみ (家庭系) 原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 6
[資料-7] 可燃ごみ量(事業系)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 7
[資料-8] 不燃ごみ (家庭系) 原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 8
[資料-9] 不燃ごみ量(事業系)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 9
[資料-10] 不燃ごみ量(直接搬入)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 10
[資料-11] 資源化ごみ(家庭系)原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 11
[資料-12] 資源化ごみ量(事業系)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 12
[資料-13] 資源化ごみ量(直接搬入)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 13
[資料-14] 可燃粗大ごみ(家庭系)原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 14
[資料-15] 可燃粗大ごみ量(事業系)の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 15
[資料-16] 不燃粗大ごみ (家庭系) 原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 16
[資料-17] 集団回収量原単位の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 17
[資料-18] 世羅町の世帯数の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 18
[資料-19] し尿収集人口の推計結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 19
[資料-20] ごみ減量化施策(リユース推進<不要品一括査定サービス>)・・・・・・・	資料 20
[資料-21] ごみ資源化施策 (リサイクル推進<使用済みペン回収ボックス>) ・・・・	資料 21
[資料-22] 古紙等資源集団回収奨励金制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 22
[資料-23] 事業系一般廃棄物の適正処理について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料 23
[資料-24] 不燃物処理工場 (Ecoro) への搬入方法 ······	資料 24

[資料-1] 施設搬入量、中間処理量、最終処分量の実績(令和4(2022)年度)



※直接資源化量

資源化等を行う施設を経ずに直接再生業者等に搬入される量

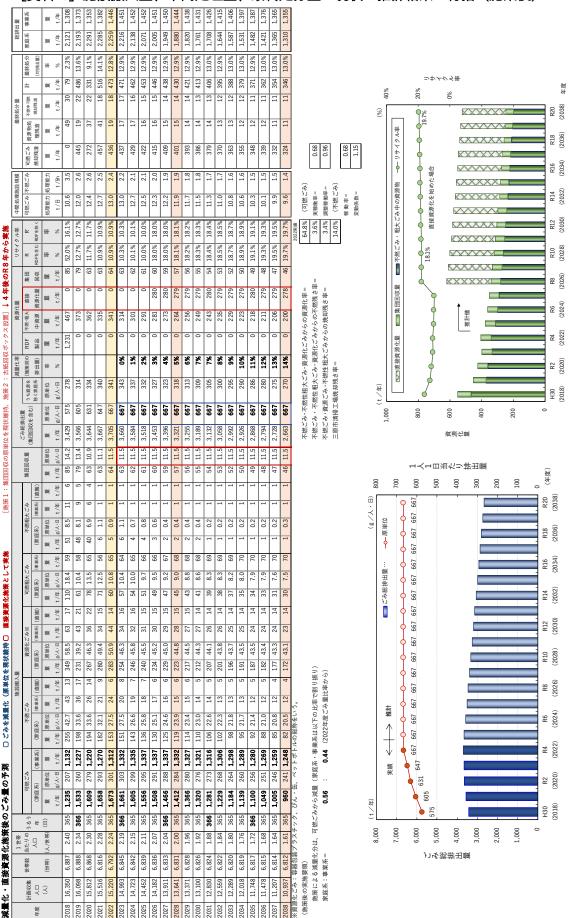
※中間処理後再生利用量

焼却施設+粗大ごみ処理施設+ごみ堆肥化施設+ごみ飼料化施設+メタン化施設+ごみ燃料化施設+その他の資源化等を行う施設+その他の施設)における再生利用量 ※ごみ処理量 = 直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量

[資料-2] 施設搬入量、中間処理量、最終処分量の現状と推計結果の総括(施策前)

現状の	来来	移した場	合のに	現状のまま推移した場合のごみ量の予測											f							-		ř		Į					Γ
		1 中等中	担能					施設搬入量									明田井総をり				資源化量	4	142	T	中間処理施設規模		最終			戦権圧職	
		市部数 部当たり			15	-	额		읥"	- 1-		11	-	裏上		集団回交職	(集団回収を含む)		うち資源を (対R4の		不際·個大				回蒸りや 杯蒸りゆ	回経げる	遺滅にみ 一般であれる 一般であれる 一般を発力	は 日本 は 発発器	最終処分	家庭系	米米
世 田	73	< 3 3 € 3 € 3 € 3 € 3 € 3 € 3 € 3 € 3 €	# (11)		E条) (事業条) 西出仕 由		E		(家庭米)	(米米市)	926	(美術表) (美術表)	926	(美術学) (美術学)		100	0	- H	11 (単田庫) 単田庫) 日田市	10.77		回报 B	RDFを含む RDFを除 変	v		洗料洗道	が埋然声。		(開田掛权)	+	Ī.
				t #	-		以平田 g/人·日 t/年	# \#		t/#	t/#	+-	t/#	+	t ⊭	# 原平型 t/年 g/人·日	t/#			t #		ut		# 204EEJ	能力 254年能力 日 t/5h	#/#	#\t	■ ■ t/年 t/年	8 %	t/#	#\#
0 2018	16,350	6,887 2	2.40 365	1,235		255		13	349 58.5	63	110		51	:	9		3,429	.	00	1,231	_	10	%	1%		110	6		_	-	1,308
2019	16,098			1,533		198	33.6 36	17		43	61	ш	Ш	8.1	9			605	314		0 373	79 1	12.7% 12.	12.7%	12.0 2.6		19	22 486	6 13.6%		1,373
						194		14		36	78		4	6.9	9 4			631	334								37				1,353
1202						781		n (1/			1.1	- ,			647	340		335						T + T				1,382
2022	14 993	6 845 2	2.24 365 2.19 366	1,660	303 1 332	151	27.6	0 00	254 462	34 16	57	10.4 64	64	1.9	1 1	58 10 6	3,662	667	347 99%		314	58 1	10.2% 10.	10.2%	13.0 2.4	430	17	17 471	1 12 9%	2 210 1	1 451
2024						143		2		32	24			0.8	1 -			675									17				1.470
2025						136		7		31	51			0.7	1			682									16				1,486
2026	14,182 6			5 1,573	304 1,385	130		9					9	9.0	1 1		9 3,561	889	340 96%		0 281			9.3%	12.8 2.0		16	15 462	2 13.0%	2,062 1,	1,499
2027						125		9		Ш			7 2	0.5	1			694			0 273			Ш			15				1,509
2028	13,641 (6,831 2	2.00 365	1,513	304 1,406	119	23.9 15	9	223 44.7	28 15	5 45	8.9	68 2	0.4	1	48 9.6	9,489	701	338 94%) %) 264	48	8.9% 8.	8.9%	12.6 1.9		15	14 454	4 13.0%	1,971 1,	1,518
2029				1,483		114		9		27		8.8 68	8	0.4	1			707			0 256						14				1,524
2030				- 1		110	23.0 14	2					2	0.3	1			714			0 249	45	- 1				14		- 1		1,530
2031	- 1			- 1		106	\perp	2		_		\perp	69 1	0.3	1			719	_		\perp		\perp				14		- 1		1,534
2032	- 1			_	304 1,428	102		2		┙		_	69	0.3	1		_	727									13	12 435	- 1		1,537
2033				_		86		ıc ı	196 43.8	25		8.1	69 1	0.2				734	335 89%							407	13		- 1		1,540
R17 2034 1	12,018	6,819	1.70 365	1 307	304 1,433	S 6	21.6 13	Ω u	191 43.6	25 14	3 3		1 6	0.2		39 85	3,255	742	334 88%		273	n 00	8.0%	8.0% 7.0%	11.0 1.5		12	11 427	7 13.1%	1,714 1,	1,541
0000	- 1			1,00 t		7 0		n L		\perp			1 -	7.0	1 .		\perp	140	┸				\perp				7 7		- 1		2 3
2036	11 207	6 814	1.64 365	1,2/3	304 1,437	8 %	20.0 12	o 4	182 43.4	24 14	33 33	8.77	1 -	0.2	- F	36 8.8	3,177	867	334 86%		206	36	7.7% 7	7.7%	11.6	390	11	11 417	7 13.1%	1,633 I,	1,544
1002						8 6			_				1 5	2.0	1 -			366									11 1				1,040
2038	10,937	0,812		517,1 6	304 1,439	82	20.02	4		23 14		1.0	T O	0.2	T T	34 8.6		9//			0 200		8	1.6% I	11.5 1.4		11		8 13.2%		242
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	が 大 大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	器包装プラ事業系)は 重搬)は、・・ 直搬)は、・・・	※資源化ごみ:容器包装プラスチック、びん・缶、※不燃粗大ごみ(毒業系)は、令和4年度の11/※不燃粗大ごみ(債幾)は、令和4年度の11/4		※資源化乙み:容器包装プラスチック、ぴん・缶、ベットボトルの総称をいう ※不然組大乙み(毒業系)は、令和4年度の11/年が続くものとした。 ※不然組大乙み(直繋)は、令和4年度の11/年が続くものとした。	ルの総称を めとした。 とした。	د ر ب										不 不 不 三	・子然在 ・・子然性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	不然パシ・不然性相大パシ・資源化パタからの資源化率。 不然パシ・不然性相大パシ・資源化パメからの不然終年 不然パシ・子然性相大パシ・資源化パメからの不効深を単 活動によって、一般に対していた。 三原市道器工場婚却残さ等。	製化 バタラップ ボルバル ボルバル アンバル サンドバタ ケン	やらの資源 ・ からの不。 ・ かのの無却別		20223 64.4 3.3 1.4 1.4 1.4	64.8% (可然こ 3.6% 実務商率 3.4% 問整務商率 114.0% (不然こ 務 億 率 = 変動系数	(口禁パギ) 実務意率= 国整務意率= (不禁パギ) 禁意 率= 変態疾数=	0.68 0.96 0.68 1.15					
ų.	۵ 000	(t /#)										(g / X · B)	(E)	-			(t / #)	_									(%)				
			1	<i> </i> - \	古葉					, ,	9		_	2		1,000	_ 8				を を は は は は を は に に に に に に に に に に に に に	1 1 1 1	報用:続き		14/4:14			40%			
	7,000		米		Y	9	J	þ ?	727 917	734	749 758	767	776 700	0							\$ J W.	サントをご	1の真源物	Ì	4717	a.					
_	000	4	6.47	299 299	675 682	688 694	694 701 /U	+T, /O/	3				009			98	008										•	20%			•
りで賞		605	631 047						**************************************	ごみ総排出量…	þ	-原単位	200	≺⊣⊞			<u>}</u>			Ĭ	I	8:9%	4	そのまま推移した場合	いた施か	Ĭ	9.2	\$ ⊃≯ <i>≻√</i> :			
	4,000												400			凝分 嘲			퐾	世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世											- \
	3,000			=									300			40	400														
	2,000												- 200	9 9		20	- 500					_		-	_						-1507
			- -				-							2			0														
	- (2)	H30 (2018) (;	R2 (2020)	R4 (2022) (R6 (2024) (;	R8 (2026)	R10 (2028)	R12 (2030)	R14 (2032)	R16) (2034)		R18 F (2036) (2	R20 (3 (2038)	(年度)			H30 (2018)	R2 (2020)	R4 (2022)	R6 (2024)	R8 (2026)	R10 (2028)	R12 (2030)	R14 (2032)	R16	R18) (2036)	R20 (2038)	年			

[資料-3] 施設搬入量、中間処理量、最終処分量の現状と推計結果の総括(施策後)



[資料-4] 生活排水処理人口及び、処理量の現状と推計結果の総括

Column C	【 推計】 t	正 	世羅町生活排水処理人口	大人の理 上条収集 上条収集 上条収集	理人口 収集 単独浄化情 ロ 処理人口	心理用	処理形態別人口 合併浄化槽処理人口 合併浄化槽処理人口			原単位 上尿 浄 活	華 说		(71 pk)	. —			75% ←含水率 汚泥発生量 し渣 計	水 浄化 清 汚泥比 格	7番 汚水衛生 次水衛生 処理率		家 浄化槽温 処理量			型 郵	循環地域計画
15 15 15 15 15 15 15 15	1								[3≖					_			_		_	_				浄化 *口	争允 華
1,000, 10,00	1 1	\prod			0	<u>п</u>		σ ₍	Ξ Ξ		×	ا ت	$\bar{\mathbf{x}}$	_				-	_		+	T		3	¥ ≺ ≅ (3
1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	ം ന്ര	_							0 0	1.85	2.73			14,390	24 43			<u> </u>	+	1		_			
1985 1881 1882	15919	Ц								1.88	Ш			14,198	43			<u> </u>	Н	Н			1 1	L	
1879 1879	envil (C)									2.02				14,293	43				+	_					
1,000 1,00	. 1 (1)								0 0	2.27	2.59	Ш		14,376	43			ľ	+	$\frac{1}{1}$	\parallel	(R7E)	_[
1,000 1,00	ن ا د،،								0	2.41				14,278	43				+			%6:09		(R	(2 現況)
14.000 15.000 1	1 (4)									3.03				14,261	5 8				+						3,393
14.00 15.0	1I.c	Ц	Ш							3.02	Ц			14,073	42			Ш	H	Н	H				
1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	. 1 (43)									3.02				13,824	47				+		+	(R7目標	(
1,000 1,00	r"l'	Ш	["]		П	Ш	П			3.02	Ш		ш	13,160	40		Ш	ш	-	2 %	59	73.0%			
13564 11.168 2.268 11.668 6.544 8.059 6.06 6.05 2.65 2.450 5.905 11.222 37 81 11.05 1	"I"	\perp								3.02	_			12,849	gg (%		103		+	% %	8 8	_	_\	9,330	4~8目標) -342 A
133710 1128 2148 1158 8848 7880 7890 0 302 261 2379 9149 111547 36 774 1128 11340 1128 2148 11587 789	Tro									3.02				12,232	37		86			7 %	27			1	, iii
13.289 1.288 2.078 1.310 8.158 7.742 5.959 0 3.02 2.61 2.253 2.513 2.513 2.514 2.525 1.325 1	r"l	Ц			П				0	3.02	Ш	2,379	Ш	11,924	36		92		Н		H				
12.58 1.282 2.044 1.151 1.152 1.244 1.152 1.245 1.	ംപം	4	- 1						0 0	3.02	_	2,333		11,617	35		93		+	4	+	_			
12.208 1.373 2.012 1.070 7.834 7.244 5.90 0 3.02 2.61 2.218 8.482 10.700 32 71.318 6.93 1.318 1.382 3.945 7.517 7.055 5.81 0 3.02 2.61 2.155 7.355 3.1001 3.05 6.23 1.318 1.328 3.155 3.255 3.155 3.255 3.155 3.255	, [62	L							0	3.02		2.253		11.005	33 4	734	88	\perp	+	+	+	_			
11.748 1.468 946 7672 7088 587 0 302 2.61 2.155 8.210 10.395 31 693 693 11.748 1.468 1.468 1.968 686 6.668 6.668 6.678 6.68 6.68 6.68 6.68 6.69 6.68 6.69 6.68 6.69 6.68 6.69 6.68 6.69 6.68 6.69 6.68 6.69 6.6	,,,								0	3.02		2,218		10,700	32	713	98								
11,778 1,165 1,805 1,905 1,										3.02	4	2,185		10,395	31		83		+	_	\dashv				
11.207 1.553 1.906 565 7.136 6.606 578 0 3.02 2.61 2.007 7.108 5.10	പ്ര								0 0	3.02		2,155		10,091	8 8		81		+	<u> </u>	+				
1958 1888 1882 1982	100	Н							0	3.02	Ш	2,100	7,382	9,482	53		76		Н	Н	Н				
10.350 1.682 1.884 1	1.3 (3.02		2,076	7,103	9,179	28	612	73						# Proces	(H	
10 11 11 11 11 11 11 11	1 (u)	_	1							3.02	\perp	2,032	6.541	8.571	26	571	1,1		+	_			2,855 562		
は、県の廃棄物実態調査から設定。	794	毎年の増加	Ш			82		- 74		まで毎年の	減少数								1]]	-	1			
は、県の廃棄物実態調査から設定。 日の実績値は、県の実態調査から設定 日の実績値は、県の実態調査から設定 日の実績値は、県の実態調査から設定 日の実績値は、県の実態調査から設定 日の実績値は、県の実態調査から設定 日の実績値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態項目から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査から設定 日の主義値は、県の実態調査がら設定 日の主義値は、県の実態調査がら設定 日の主義値は、東の実態調査がら設定 日の主義値は、東の主義のはないに対している。 日の主義には、東の主義に対している。 日の主義には、東の主義に対している。 日の主義には、東の主義に対している。 日の主義には、東の主義に対している。 日の主義には、東の主義に対している。 日の主義には、東の主義に対している。 日の主義には、東の主義に対している。 日の主義には、東の主義に対している。 日の主義を表しますが、自然には、日の主義には、日の主義には、東の主義に	July	区域内人口	1は、10月1	1日現在(の世羅町のノ	므		[###T]	A:過去1	0年間の実	績をもとい	こ推計した	- [資料-4	1参照 (人口	7推計結集	₹)]									
□の実績値は、県の実態調査から設定	- 0	道人口は、	県の廃棄物	物実態調	査から設定				B:過去!	5年間 [H.	30~R4] c	の年間伸び	率を設定し	,た (45人特	9/年) [1	H30~R4]									
0里人口の実績値は、県の実態調査から設定	πŸ	収集人口の)実績値は、	、県の実	:熊調査から	設定			C:過半;	5年間の実	績をもとり	こ推計した	- [資料-	-18参照]											
(4)	-FI 4	净化槽処理	■人口の実績	績値は、り	県の実態調3	季から設定) [- - - - - - - -	# = <	D: 行政	≥域内人口***	-各処理) (r) ' "	形態別人口 非無辞	とした。	-	4	1									
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	+ 4	计10倍差别	エヘロは、100円結構に	17/4/17 14 (18)	が 一 手能調神を	て、 原来来 で 語子	一旦という	a)の口。 TIE III III III III III III III	11111111111111111111111111111111111111	ずに値入てする今年	、こつ(二)、 単分(二)	N.米米冶匁 × → □ 対ぐ	: テクロ(5): 掛十巻十種	でたしロイン1時間乗	アンドリ語学		三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	. 84~V4)	3/12 1/ 45/4	で作作	200条 人 報告	1/年 (ナギ)	- BS + 6 7 4 2 8 1	+ 7 口海小寮を車	(+,1=
100% 100%	- ×W	集落排水人	「口の実績」	値は、地	域計画、県	の実態調査	から設定		G:汚水\$	心理施設整	備構想「	74年623人	→R22年0	562人] 2	から、毎4	鬞	した権計	した。		: :		-			ì
100% 100%	18%	処理人口0.)実績値は、	、県の実	態調査から	設定			H:血影	処理人口の	実績値は、	実態調査	語果の値と	に、雑ぱり	直は0人に	設定した。									
100% 100%	66°	- Y								ŝ		2	吃聽別処:												
15,000	ŏ				■し尿収	集人口 L	単独浄化		合併浄化槽	% <u> </u>	%00		20,000	3		_		 			一一一一一一	@ F	%0		
15,000	ŏ	- 00	541/	一推	±=					-					₩.	_	\ \ \ \				(_	8		
10,000	\simeq	8		9 % 29		9		75%) }				15,000			26. 26.		%08 ■		}		9 %			
5,000 H30 R2 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20 H30 R2 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20 H30 R2 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20 H30 R20 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20 H30 R20 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20 H30 R30 R30 R30 R30 R30 R30 R30 R30 R30 R	ŏ	00								-			整 整 10,000	0			į								
5,000	\simeq	00								4	%		t mmt									408			
H30 R2 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20 H30 R2 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20 H30 R2 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20	_	- 00								- 21	%(5,000	- 0								502	%		
H30 R2 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20 H30 R2 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20 H30 R2 R4 R6 R8 R10 R12 R14 R16 R18 R20		c				-				Š	ν.						-					ò			
				R4							. 1		-	H30	R2	R4 R			R12	R14	R16 R18	R20			

[資料-5] 収集区域内人口の推計結果

	年度	25		平成	初年度		人口	羅町	世紀
	年	10			データ数				
			-	推計				実績(人)	和暦
						名称	番号	(各年10/1現在)	年度
	₹を x =1とする	※25年度				117	ш	17,647	25
		71,20 1 72		x + 17968	y= -270.43636	 直線式(採用)	1	17,400	26
			78)		y= 18120.0795	べき乗式	2	17,170	27
					y= 18021.7601	指数式	3	16,926	28
	333	17877.3			y= -4.1212121	二次傾向式	4	16,667	29
					v= 22317.9435	ロジスティック式	5	16,350	30
								16,098	1
								15,812	2
						採用式	🖟 入力	15,516	3
				86 x +17968	y= -270.436	直線式(採用)	1	15,220	4
第二次長計画	国立社会保障人口 問題研究所	値	抄	ロジスティック式	二次傾向式	指数式	べき乗式	直線式(採用)	年度
		4,993		14,907	15,128	15,038	15,560	14,993	5
		4,723		14,592	14,808	14,792	15,474	14,723	6
15,0	13,820	4,452		14,270	14,480	14,551	15,395	14,452	7
		4,182		13,943	14,143	14,313	15,323	14,182	8
		3,911		13,610	13,799	14,080	15,256	13,911	9
		3,641		13,273	13,446	13,850	15,194	13,641	10
		3,371		12,932	13,085	13,624	15,135	13,371	11
	12,618	3,100		12,587	12,715	13,401	15,080	13,100	12
		2,830		12,240	12,338	13,183	15,029	12,830	13
		2,559		11,891	11,952	12,967	14,980	12,559	14
		2,289		11,540	11,558	12,756	14,934	12,289	15
		2,018		11,188	11,156	12,548	14,889	12,018	16
	11,468	1,748		10,836	10,745	12,343	14,847	11,748	17
		1,478		10,485	10,326	12,141	14,807	11,478	18
		1,207		10,135	9,899	11,943	14,769	11,207	19
		0,937		9,787	9,464	11,748	14,732	10,937	20
		0,666		9,442	9,020	11,556	14,697	10,666	21
	10,302	0,396		9,101	8,569	11,368	14,663	10,396	22
		0,125		8,763	8,109	11,182	14,630	10,125	23
		9,855		8,429	7,640	11,000	14,599	9,855	24
		9,584		8,101	7,164	10,820	14,569	9,584	25
		9,314		7,779	6,679	10,644	14,539	9,314	26
	9,173	9,044		7,462	6,186	10,470	14,511	9,044	27
		8,773		7,152	5,685	10,299	14,483	8,773	28
		8,503		6,849	5,175	10,131	14,457	8,503	29
		8,232		6,554	4,658	9,965	14,431	8,232	30
		.9991		0.9999	0.9999	0.9981	0.9329	0.9991	目関係数(r)
		3		1	2	4	5	3	r(順位)
\neg		-			羅町の人			中 健 <i>l</i> 体	(人) 25,000
→ 実績値 → 直線式(採用) → べき乗式 → 指数式 → 二次傾向式 → □ □ □ ン スティック式									
	· 計画	ツグス 長期総合			^{関미式} 社会保障人口問			→ 指数式 - → 採用値	
	I FI I III	文 州 椛 百		ᆲᄳᆌ	11.五体降人口间:	□ ■ □		一 休用但	20,000
<×	****	× × ×	: × >	× × × × Э-д-а-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~~~ ~~~	•••• <u> </u>	****	15,000
	*	♦ ♦	-ô -∂	1 X 6-0-0					
\rightarrow	-0-0-0-	~~~	7						10,000
\sim			7						
	1								

 $(2013) \, (2015) \, (2017) \, (2019) \, (2021) \, (2023) \, (2025) \, (2027) \, (2029) \, (2031) \, (2033) \, (2035) \, (2037) \, (2039) \, (2041) \, (2043) \, (2045) \, (2047) \, ($

3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23 25 27

[資料-6] 可燃ごみ (家庭系) 原単位の推計結果

 世羅町
 可燃ごみ家庭系原単位
 初年度
 平成
 30
 年度

 データ数
 5
 年

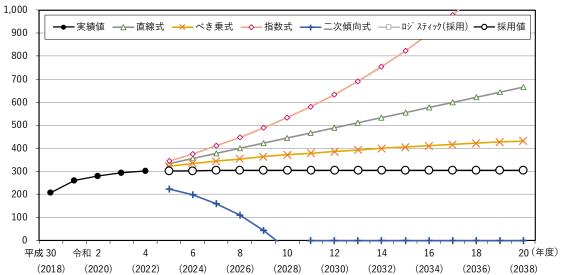
 浮入力
 採用式

 5
 ロジ・スティック(採用)

 y= 303.867626/(1+1.26831436×e^(-0.9428076x))

※30年度を x =1とする 和暦 原単位 推 計 年度 (g/人·日) 番号 名称 式 y = 22.12 x + 201.62直線式 y= 212.702298 × (x ^0.23226723) べき乗式 指数式 y= 204.701723 × (1.09080036[^] x) 二次傾向式 $y = -6.7428571(x^2) + 62.5771428(x) + 154.42$ ロジスティック(採用) $y = 303.867626/(1 + 1.26831436 \times e^{(-0.9428076 \times 1)}$ 年度 直線式 べき乗式 指数式 二次傾向式 ロジスティック(採用) 採用値 備考 -36 1,067 1,164 1,270 1,385 1,511 1,648 1.798 1.961 2,139 2.333 2.545 2,776 3,028 0.9898 相関係数(r) 0.9324 0.9814 0.9137 0.9912 0.9898 r(順位)





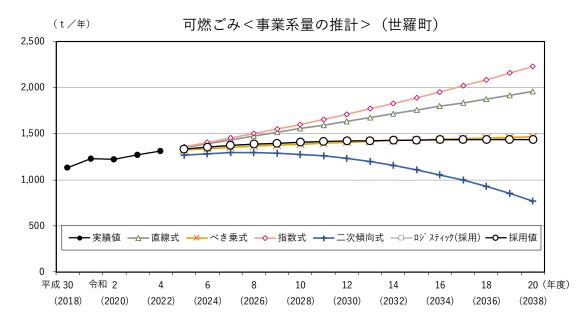
[資料-7] 可燃ごみ量(事業系)の推計結果

 世羅町
 可燃ごみ事業系量
 初年度
 平成
 30
 年度

 データ数
 5
 年

採用式 19・スティック(採用) y= 1443.2/(1+0.32610131×e^(-0.22787608 x))

※30年度を x =1とする 和暦 ごみ量 推 計 年度 (t/年) 番号 名称 式 y = 40.3 x + 1111.31.132 2018 30 1 直線式 y= 1136.21819 × (x ^0.08343653) 1.227 べき乗式 2019 2 1 指数式 y= 1114.85268 × (1.03350694[^] x) 2020 2 1,220 3 3 1,270 4 二次傾向式 $y = -3.5(x^2) + 61.3(x) + 1086.8$ 2021 2022 4 1,312 5 ロジスティック(採用) $y = 1443.2/(1 + 0.32610131 \times e^{(-0.22787608 \times)})$ 年度 直線式 べき乗式 指数式 二次傾向式 ロジスティック(採用) 採用値 備考 2023 5 1,353 1,319 1,359 1,267 1,332 1,332 2024 6 1,393 1,337 1,404 1,283 1,354 1,354 2025 7 1,434 1,351 1,451 1,292 1,371 1,371 2026 8 1,474 1,365 1,500 1,294 1,385 1,385 1,514 1,377 1,550 1,289 1,397 2027 9 1,397 1,555 1,388 1,602 1,276 1,406 1,406 2028 10 1,413 1,595 1,398 1,656 1,257 11 1,413 2029 1,407 1,711 1,231 1,419 1,419 12 1,635 2030 1,676 1,416 1,769 1,198 1,424 1,424 2031 13 1,428 2032 14 1,716 1,424 1,828 1,158 1,428 1,432 1,889 1,110 1,431 2033 15 1,756 1,431 1,439 1,952 1,056 1,433 1,433 16 1,796 2035 17 1,837 1,446 2,018 995 1,435 1,435 2036 18 1,877 1,453 2,085 927 1,437 1,437 2037 19 1,917 1,459 2,155 852 1,438 1,438 2038 20 1,958 1,465 2,227 769 1,439 1,439 680 2039 21 1,998 1,471 2,302 1,440 1,440 584 2040 22 2,038 1,476 2,379 1,441 1,441 481 23 2.079 1.481 2.459 1.441 1,441 2041 24 2,119 1,486 2,541 371 1,442 1,442 2042 25 2,159 1,491 2,626 253 1,442 1,442 2043 129 2044 26 2.199 1.496 2.714 1.442 1.442 27 2,240 1,500 2,805 1,442 2045 -2 1,442 28 2,280 1,505 2,899 0 1,443 1,443 29 2,320 1,509 2,997 0 1,443 1,443 30 2,361 1,513 3,097 0 1,443 1,443 相関係数(r) 0.9495 0.9545 0.9607 0.9619 0.9454 0.9607



5

2

r(順位)

4

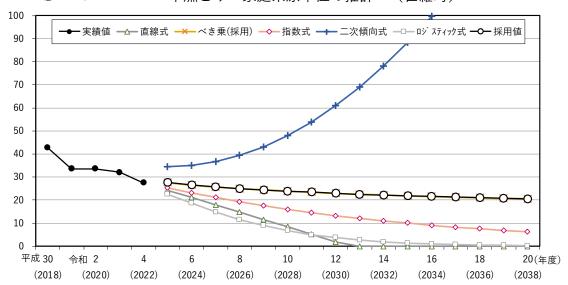
[資料-8] 不燃ごみ (家庭系) 原単位の推計結果

不燃ごみ家庭系原単位 世羅町 平成 30 年度 初年度 5 データ数 年

> ₽ 入力 採用式 y= 42.0262304×(x^-0.2350242) 2 べき乗(採用)

							※30年度を	x =1とする
	和暦	原単位			推	t e		
	年度	(g/人・日)	番号	名称		式		
2018	30	42.7	1	直線式	y = -3.19 x + 43.			
2019	1	33.6	2	べき乗(採用)		× (x ^-0.2350242)		
2020	2	33.6	3	指数式		× (0.91158577^ x)		
2021	3	32.1	4	二次傾向式	y= 0.53571428(x ^2) - 6.4042857	(x) + 47.22	
2022	4	27.5	5	ロジスティック式	•	$(1+0.16085953 \times$	e ^(-0.3340159	x))
	年度	直線式	べき乗(採用)	指数式	二次傾向式	ロジスティック式	採用値	備考
2023	5	24.3	27.6	25.4	34.5	22.6	27.6	
2024	6	21.1	26.6	23.2	35.0	18.6	26.6	
2025	7	18.0	25.8	21.1	36.7	14.9	25.8	
2026	8	14.8	25.1	19.3	39.4	11.7	25.1	
2027	9	11.6	24.5	17.6	43.2	9.0	24.5	
2028	10	8.4	23.9	16.0	48.0	6.8	23.9	
2029	11	5.2	23.4	14.6	53.9	5.0	23.4	
2030	12	2.0	23.0	13.3	60.9	3.7	23.0	
2031	13	0.0	22.6	12.1	69.0	2.7	22.6	
2032	14	0.0	22.2	11.1	78.1	2.0	22.2	
2033	15	0.0	21.9	10.1	88.3	1.4	21.9	
2034	16	0.0	21.6	9.2	99.6	1.0	21.6	
2035	17	0.0	21.3	8.4	111.9	0.7	21.3	
2036	18	0.0	21.0	7.6	125.3	0.5	21.0	
2037	19	0.0	20.8	7.0	139.8	0.4	20.8	
2038	20	0.0	20.6	6.3	155.4	0.3	20.6	
2039	21	0.0	20.3	5.8	172.0	0.2	20.3	
2040	22	0.0	20.1	5.3	189.7	0.1	20.1	
2041	23	0.0	19.9	4.8	208.5	0.1	19.9	
2042	24	0.0	19.7	4.4	228.3	0.1	19.7	
2043	25	0.0	19.5	4.0	249.3	0.1	19.5	
2044	26	0.0	19.4	3.6	271.2	0.0	19.4	
2045	27	0.0	19.2	3.3	294.3	0.0	19.2	
2046	28	0.0	19.1	3.0	318.4	0.0	19.1	
2047	29	0.0	18.9	2.8	343.6	0.0	18.9	
2048	30	0.0	18.8	2.5	369.9	0.0	18.8	
	相関係数(r)	0.9140	0.9463	0.9273	0.9318	0.8859	0.9463	
	r(順位)	4	1	3	2	5	1	



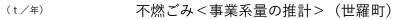


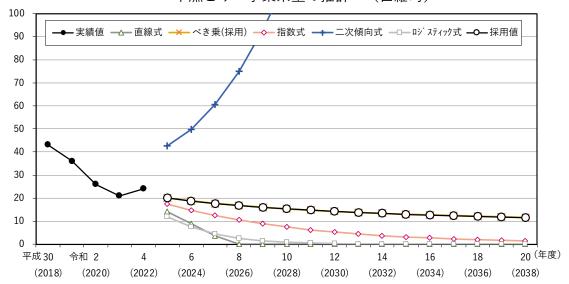
[資料-9] 不燃ごみ量(事業系)の推計結果

世羅町 不燃ごみ事業系量 平成 30 年度 初年度 5 データ数 年

> ₽ 入力 採用式 y= 44.1145254×(x^-0.4404297) 2 べき乗(採用)

		'					※30年度を:	x =1とする
	和暦	ごみ量			推	H		
	年度	(t /年)	番号	名称		式		
2018	30	43	1	直線式	y = -5.3 x + 45.9			
2019	1	36	2	べき乗(採用)	y= 44.1145254	< (x ^-0.4404297)		
2020	2	26	3	指数式	y= 48.2629938 >	<(0.84321871^ x)		
2021	3	21	4	二次傾向式	y= 1.78571428(x ^2) - 16.014285(x)+58.4	
2022	4	24	5	ロジスティック式	y = 47.3/(1+0.0)	8441851× e ^(-0.5	5929731 x))	
	年度	直線式	べき乗(採用)	指数式	二次傾向式	ロジスティック式	採用値	備考
2023	5	14	20	17	43	12	20	
2024	6	9	19	15	50	7	19	
2025	7	4	18	12	61	4	18	
2026	8	0	17	10	75	3	17	
2027	9	0	16	9	93	1	16	
2028	10	0	15	7	114	1	15	
2029	11	0	15	6	139	0	15	
2030	12	0	14	5	168	0	14	
2031	13	0	14	4	200	0	14	
2032	14	0	13	4	236	0	13	
2033	15	0	13	3	275	0	13	
2034	16	0	13	3	318	0	13	
2035	17	0	12	2	365	0	12	
2036	18	0	12	2	415	0	12	
2037	19	0	12	2	468	0	12	
2038	20	0	12	1	526	0	12	
2039	21	0	11	1	586	0	11	
2040	22	0	11	1	651	0	11	
2041	23	0	11	1	719	0	11	
2042	24	0	11	1	790	0	11	
2043	25	0	11	1	865	0	11	
2044	26	0	10	0	944	0	10	
2045	27	0	10	0	1,026	0	10	
2046	28	0	10	0	1,112	0	10	
2047	29	0	10	0	1,201	0	10	
2048	30	0	10	0	1,294	0	10	
	相関係数(r)	0.9116	0.9411	0.9066	0.9814	0.9007	0.9411	
	r(順位)	3	2	4	1	5	2	





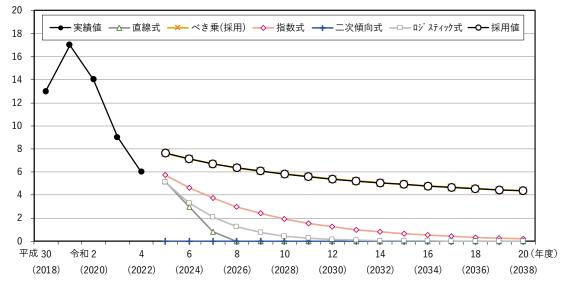
[資料-10] 不燃ごみ量(直接搬入)の推計結果

 世羅町
 不燃ごみ直接搬入量
 初年度
 平成
 30
 年度

 データ数
 5
 年

※30年度を x =1とする 和暦 ごみ量 計 推 年度 (t/年) 番号 名称 式 直線式 y = -2.2 x + 18.4べき乗(採用) y= 17.0013701 × (x ^-0.4470536) 指数式 y= 21.3265202 × (0.80393500[^] x) 二次傾向式 $y = -1.1428571(x^2) + 4.65714285(x) + 10.4$ ロジスティック式 $y=18.7/(1+0.09665520 \times e^{(-0.5526137 \times)})$ 年度 直線式 べき乗(採用) 指数式 二次傾向式 ロジスティック式 備考 7.6 7.1 6.7 6.4 6.1 5.8 5.6 5.4 5.2 5.1 4.9 4.8 4.7 4.6 4.5 4.4 4.3 4.2 4.1 4.0 4.0 3.9 3.8 3.8 3.7 相関係数(r) 0.8044 0.6876 0.8351 0.9442 0.7494 0.6876 r(順位)

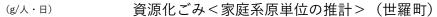
(t/年) 不燃ごみく直接搬入量の推計> (世羅町)

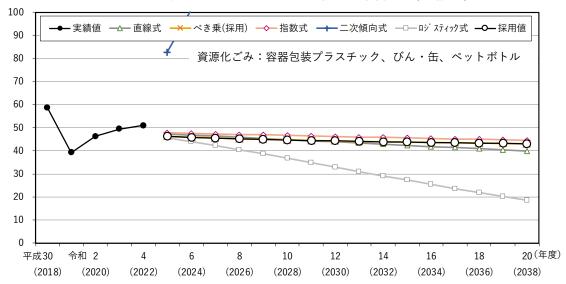


[資料-11] 資源化ごみ (家庭系) 原単位の推計結果

	世羅町	資源化さ	ごみ※ 家庭	系原単位	初年度	平成	30	年度
_		※容器包装プ	ラスチック、ぴん・缶、	ペットポトル	データ数		5	年
			🖟 入力	採用式	y= 51.1166358×(x	A 0.0EE0E6	4)	
			2	べき乗(採用)	y= 51.1100356 ^ (X	-0.055550	+)	
							※30年度を	x =1とする

							※30年度を1	x = 1とする
	和暦	原単位			推	H		
	年度	(g/人・日)	番号	名称		式		
2018	30	58.5	1	直線式	y= -0.5000000 x	+ 50.36		
2019	1	39.2	2	べき乗(採用)	y= 51.1166358 >	(x ^-0.0559564)		
2020	2	46.3	3	指数式	y= 49.1387513 >	(0.99530565^ x)		
2021	3	49.4	4	二次傾向式	y= 2.68571428(x ^2) - 16.614285(x)+69.16	
2022	4	50.9	5	ロジスティック式	y = 64.35/(1+0.	20179573× e ^(-0.	1191982 x))	
	年度	直線式	べき乗(採用)	指数式	二次傾向式	ロジスティック式	採用値	備考
2023	5	47.4	46.2	47.8	82.8	45.6	46.2	
2024	6	46.9	45.8	47.6	101.1	43.9	45.8	
2025	7	46.4	45.5	47.3	124.8	42.2	45.5	
2026	8	45.9	45.2	47.1	153.8	40.5	45.2	
2027	9	45.4	44.9	46.9	188.2	38.7	44.9	
2028	10	44.9	44.7	46.7	228.0	36.8	44.7	
2029	11	44.4	44.5	46.4	273.2	34.9	44.5	
2030	12	43.9	44.3	46.2	323.7	33.0	44.3	
2031	13	43.4	44.1	46.0	379.6	31.1	44.1	
2032	14	42.9	43.9	45.8	440.9	29.2	43.9	
2033	15	42.4	43.8	45.6	507.5	27.3	43.8	
2034	16	41.9	43.6	45.4	579.5	25.4	43.6	
2035	17	41.4	43.5	45.2	656.9	23.6	43.5	
2036	18	40.9	43.4	44.9	739.7	21.9	43.4	
2037	19	40.4	43.2	44.7	827.8	20.2	43.2	
2038	20	39.9	43.1	44.5	921.3	18.6	43.1	
2039	21	39.4	43.0	44.3	1,020.2	17.0	43.0	
2040	22	38.9	42.9	44.1	1,124.4	15.6	42.9	
2041	23	38.4	42.8	43.9	1,234.0	14.2	42.8	
2042	24	37.9	42.7	43.7	1,349.0	12.9	42.7	
2043	25	37.4	42.6	43.5	1,469.4	11.8	42.6	
2044	26	36.9	42.5	43.3	1,595.1	10.7	42.5	
2045	27	36.4	42.4	43.1	1,726.2	9.6	42.4	
2046	28	35.9	42.3	42.9	1,862.7	8.7	42.3	
2047	29	35.4	42.3	42.7	2,004.5	7.8	42.3	
2048	30	34.9	42.2	42.5	2,151.7	7.1	42.2	
	相関係数(r)	0.1126	0.2435	0.0510	0.7243	0.2762	0.2435	
	r(順位)	4	3	5	1	2	3	





[資料-12] 資源化ごみ量(事業系)の推計結果

 世羅町
 資源化ごみ※事業系量
 初年度
 平成
 30
 年度

 ※容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル
 データ数
 5
 年

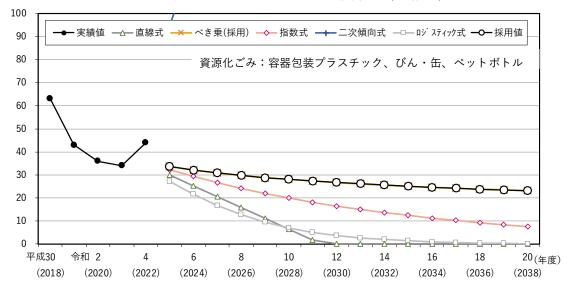
 採用式
 採用式

 2
 べき乗(採用)

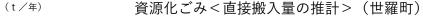
※30年度を x =1とする

							※30年度を	x =1とする
	和暦	ごみ量			推	it		
	年度	(t /年)	番号	名称		式		
2018	30	63	1	直線式	y= -4.7 x +58.1			
2019	1	43	2	べき乗(採用)	y= 56.9454159 >	(x ^-0.2949481)		
2020	2	36	3	指数式	y= 57.1397328	(0.90912472^ x)		
2021	3	34	4	二次傾向式	y= 4.64285714(x ^2) - 32.557142	(x)+90.6	
2022	4	44	5	ロジスティック式	y= 72.4870030/	$(1+0.21459414 \times$	e ^(-0.3418151	(x))
	年度	直線式	べき乗(採用)	指数式	二次傾向式	ロジスティック式	採用値	備考
2023	5	30	34	32	95	27	34	
2024	6	25	32	29	123	22	32	
2025	7	21	31	27	160	17	31	
2026	8	16	30	24	206	13	30	
2027	9	11	29	22	262	10	29	
2028	10	6	28	20	327	7	28	
2029	11	2	27	18	401	5	27	
2030	12	0	27	17	485	4	27	
2031	13	0	26	15	577	3	26	
2032	14	0	26	14	679	2	26	
2033	15	0	25	12	791	1	25	
2034	16	0	25	11	911	1	25	
2035	17	0	24	10	1,041	1	24	
2036	18	0	24	9	1,181	1	24	
2037	19	0	24	9	1,329	0	24	
2038	20	0	23	8	1,487	0	23	
2039	21	0	23	7	1,654	0	23	
2040	22	0	23	6	1,830	0	23	
2041	23	0	22	6	2,016	0	22	
2042	24	0	22	5	2,211	0	22	
2043	25	0	22	5	2,415	0	22	
2044	26	0	22	4	2,629	0	22	
2045	27	0	21	4	2,852	0	21	
2046	28	0	21	4	3,084	0	21	
2047	29	0	21	3	3,325	0	21	
2048	30	0	21	3	3,576	0	21	
	相関係数(r)	0.6480	0.7765	0.6240	0.9968	0.6688	0.7765	
	r(順位)	4	2	5	1	3	2	

(t/年) 資源化ごみ<事業系量の推計>(世羅町)



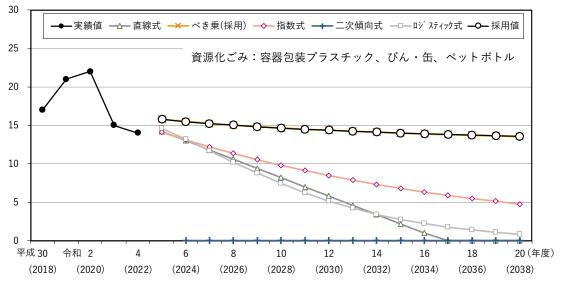
[資料-13] 資源化ごみ量(直接搬入)の推計結果



0.3928

相関係数(r) r(順位)

0.5324



0.5730

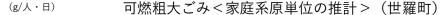
0.8597

0.4466

0.3928

[資料-14] 可燃粗大ごみ (家庭系) 原単位の推計結果

可燃粗大ごみ家庭系原単位 世羅町 平成 30 初年度 年度 5 データ数 年 🖟 入力 採用式 $y = 16.3310266 \times (x^{-0.2513242})$ 2 べき乗(採用) ※30年度を x =1とする 和暦 原単位 推 計 年度 (g/人・日) 番号 名称 式 2018 30 18.4 直線式 y = -1.31 x + 17.052019 1 10.4 2 べき乗(採用) $y = 16.3310266 \times (x^{-0.2513242})$ 2 $y = 16.7254256 \times (0.91560647^{x})$ 2020 13.5 3 指数式 12.5 4 二次傾向式 $y = 0.60714285(x^2) - 4.9528571(x) + 21.3$ 2021 3 $y = 20.24/(1 + 0.14854010 \times e^{(-0.3912013 \times)})$ 4 10.8 ロジスティック式 5 2022 年度 べき乗(採用) 二次傾向式 直線式 指数式 ロジスティック式 備考 18.4 2023 5 7.9 10.4 9.2 10.4 9.9 6 7.9 10.0 9.0 21.3 6.1 10.0 2024 2025 7 6.6 9.7 8.3 25.5 4.6 9.7 2026 8 5.3 9.4 7.6 30.9 3.4 9.4 9 4.0 9.2 6.9 37.4 2.4 9.2 10 2.6 8.9 6.3 45.2 1.7 8.9 11 1.3 8.8 5.8 54.3 1.2 8.8 2030 12 0.0 8.6 5.3 64.5 0.8 8.6 2031 13 0.0 8.4 4.9 75.9 0.6 8.4 4.5 2032 14 0.0 8.3 88.6 0.4 8.3 102.4 2033 15 0.0 4.1 0.3 8.1 8.1 0.0 3.7 117.5 0.2 16 8.0 2034 8.0 2035 133.8 7.9 17 0.0 7.9 3.4 0.1 2036 18 0.0 7.8 3.1 151.3 0.1 7.8 2.9 170.1 2037 19 0.0 7.7 0.1 7.7 190.0 20 0.0 7.6 2.6 0.0 7.6 2039 21 0.0 7.5 2.4 211.2 0.0 7.5 2040 22 0.0 7.4 2.2 233.5 0.0 7.4 2041 23 0.0 7.4 2.0 257.1 0.0 7.4 2042 24 0.0 7.3 1.9 281.9 0.0 7.3 2043 25 0.0 7.2 1.7 307.9 0.0 7.2 2044 26 0.0 7.1 1.6 335.1 0.0 7.1 0.0 1.4 0.0 7.1 2045 27 7.1 363.6 28 0.0 1.3 393.2 0.0 7.0 2046 7.0 2047 0.0 7.0 1.2 424.1 0.0 7.0 29 2048 30 0.0 6.9 1.1 456.2 0.0 6.9



0.6128

0.7362

0.6762

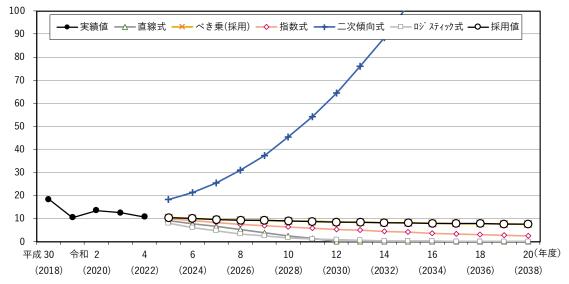
0.7020

0.7020

相関係数(r)

r(順位)

0.6455



[資料-15] 可燃粗大ごみ量(事業系)の推計結果

 世羅町
 可燃粗大ごみ事業系量
 初年度
 平成
 30
 年度

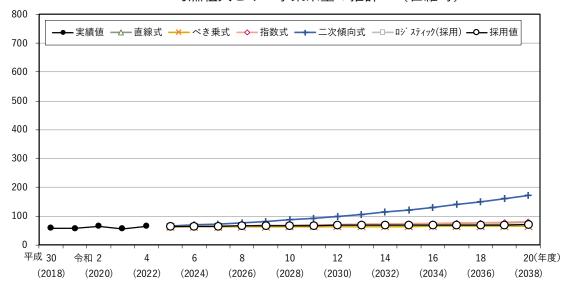
 データ数
 5
 年

 ダスカ
 採用式

 ロシ・スティック(採用)
 y= 71.5/(1+0.25123776×e^(-0.13283109 x))

_		ı					※30年度を	x =1とする
	和暦	ごみ量			推	<u>=</u> +		
	年度	(t /年)	番号	名称		式		
2018	30	59	1	直線式	y = 1 x + 57.6			
2019	1	58	2	べき乗式	y= 58.4097218	× (x ^0.03648987)		
2020	2	65	3	指数式	y= 57.6758670	×(1.01598728^ x)		
2021	3	56	4	二次傾向式	y= 0.28571428((x ^2) - 0.7142857	(x) + 59.6	
2022	4	65	5	ロジスティック(採用)	y = 71.5/(1+0.2)	25123776× e ^(-0.	13283109 x))	
	年度	直線式	べき乗式	指数式	二次傾向式	ロシ・スティック(採用)	採用値	備考
2023	5	64	62	63	66	64	64	
2024	6	65	63	64	69	65	65	
2025	7	66	63	65	73	66	66	
2026	8	67	63	67	77	66	66	
2027	9	68	64	68	82	67	67	
2028	10	69	64	69	87	68	68	
2029	11	70	64	70	93	68	68	
2030	12	71	64	71	99	68	68	
2031	13	72	64	72	106	69	69	
2032	14	73	64	73	114	69	69	
2033	15	74	65	74	122	69	69	
2034	16	75	65	76	131	70	70	
2035	17	76	65	77	140	70	70	
2036	18	77	65	78	150	70	70	
2037	19	78	65	79	160	70	70	
2038	20	79	65	80	171	70	70	
2039	21	80	65	82	183	71	71	
2040	22	81	65	83	195	71	71	
2041	23	82	66	84	208	71	71	
2042	24	83	66	86	221	71	71	
2043	25	84	66	87	235	71	71	
2044	26	85	66	89	249	71	71	
2045	27	86	66	90	264	71	71	
2046	28	87	66	91	280	71	71	
2047	29	88	66	93	296	71	71	
2048	30	89	66	94	313	71	71	
	相関係数(r)	0.3801	0.3393	0.3670	0.4013	0.4315	0.4315	
	r(順位)	3	5	4	2	1	1	

(t/年) 可燃粗大ごみ<事業系量の推計> (世羅町)



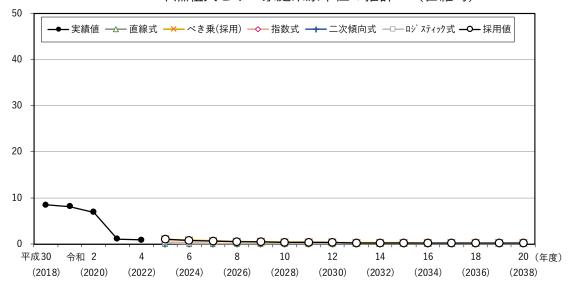
[資料-16] 不燃粗大ごみ(家庭系) 原単位の推計結果

不燃粗大ごみ家庭系原単位 世羅町 平成 30 年度 初年度 5 データ数 年 🖟 入力 採用式 y= 13.8443873 × (x ^-1.4592188) 2 べき乗(採用) ※30年度を x =1とする 和暦 ごみ量 推 計 年度 (t/年) 番号 名称 式 30 y = -2.22 x + 11.76201 8.5 1 直線式 2 べき乗(採用) y= 13.8443873 × (x ^-1.4592188) 2019 1 8.1 y= 23.9723823 × (0.52270359[^] x) 2 3 6.9 指数式 2021 3 1.1 4 二次傾向式 $y = -0.3000000(x^2) - 0.4199999(x) + 9.65999999$ 4 0.9 5 ロジスティック式 $y = 9.35/(1 + 0.01689367 \times e^{(-1.2967847 \times)})$ 年度 直線式 べき乗(採用) 指数式 二次傾向式 ロジスティック式 備考 202 5 0.0 1.0 0.5 0.0 0.2 1.0 6 0.1 202 0.0 0.8 0.3 0.0 0.8 0.7 7 0.7 0.1 0.0 0.0 202 0.0 8 0.1 0.0 0.0 202 0.0 0.6 0.6 9 0.0 0.0 0.0 0.5 0.0 0.5 202 10 0.0 0.0 0.0 0.4 202 0.0 0.4 11 0.0 0.4 0.0 0.0 0.0 0.4 12 0.0 0.3 0.0 0.0 0.0 0.3 13 0.0 0.3 0.0 0.0 0.0 0.3 2032 14 0.0 0.3 0.0 0.0 0.0 0.3 203 15 0.0 0.2 0.0 0.0 0.0 0.2 203 16 0.0 0.2 0.0 0.0 0.0 0.2 203 17 0.0 0.2 0.0 0.0 0.0 0.2 203 18 0.0 0.2 0.0 0.0 0.0 0.2 0.0 0.2 0.0 0.0 0.0 0.2 203 19 0.0 0.0 20 0.0 0.0 0.2 203 0.2 2039 0.0 0.2 0.0 0.0 0.0 0.2 21 22 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 204 0.1 204 23 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.1 24 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.1 25 0.0 0.0 0.0 0.0 0.1 0.1 2044 26 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.1 2045 27 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.1 2046 28 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.1 2047 29 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.1 2048 30 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.1 0.9468 相関係数(r) 0.9263 0.8186 0.9054 0.9381 0.8186

(t/年) 不燃粗大ごみく家庭系原単位の推計>(世羅町)

5

r(順位)

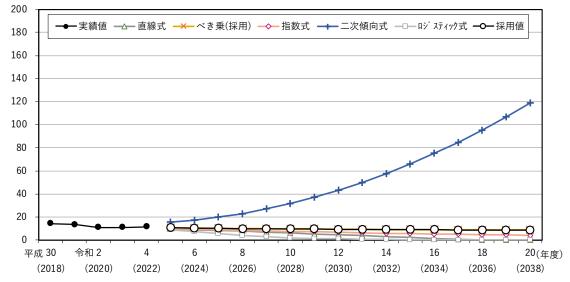


[資料-17] 集団回収量原単位の推計結果

	世羅町	集	集団回収 原単	位位	初年月	芰	平成	30	年度
					データ	数		5	年
			🖟 入力	採用式	v= 14 2160	n20 v /	(x ^-0.164095	E)	
			2	べき乗(採用)	y- 14.2103	020 ^ t	(X -0.104035	3)	
								※30年度を	x =1とする
	和暦	原単位			推	計			
	年度	(g/人・日)	番号	名称			式		
18	30	14.2	1	直線式	y = -0.77 x + 3	14.53			

	和暦	原単位	推計					
	年度	(g/人·日)	番号	名称 式				
2018	30	14.2	1	直線式	y= -0.77 x +14.	53		
2019	1	13.4	2	べき乗(採用)	y= 14.2169020 >	< (x ^-0.1640955)		
2020	2	10.9	3	指数式	y= 14.5900553	< (0.94081388^ x)		
2021	3	11.1	4	二次傾向式	y= 0.36428571(x ^2) - 2.9557142(x)+17.08	
2022	4	11.5	5	ロジスティック式	y= 15.0326728/	$(1+0.05288204 \times 6)$	e ^(-0.4379538	x))
	年度	直線式	べき乗(採用)	指数式	二次傾向式	ロジスティック式	採用値	備考
2023	5	9.9	10.6	10.1	15.4	8.7	10.6	
2024	6	9.1	10.3	9.5	17.2	7.0	10.3	
2025	7	8.4	10.1	9.0	19.7	5.5	10.1	
2026	8	7.6	9.9	8.4	22.9	4.0	9.9	
2027	9	6.8	9.7	7.9	26.9	2.9	9.7	
2028	10	6.1	9.6	7.5	31.6	2.0	9.6	
2029	11	5.3	9.5	7.0	37.0	1.4	9.5	
2030	12	4.5	9.3	6.6	43.2	0.9	9.3	
2031	13	3.8	9.2	6.2	50.1	0.6	9.2	
2032	14	3.0	9.1	5.8	57.7	0.4	9.1	
2033	15	2.2	9.0	5.5	66.0	0.3	9.0	
2034	16	1.4	8.9	5.2	75.1	0.2	8.9	
2035	17	0.7	8.9	4.9	84.9	0.1	8.9	
2036	18	0.0	8.8	4.6	95.4	0.1	8.8	
2037	19	0.0	8.7	4.3	106.6	0.0	8.7	
2038	20	0.0	8.6	4.1	118.6	0.0	8.6	
2039	21	0.0	8.6	3.8	131.3	0.0	8.6	
2040	22	0.0	8.5	3.6	144.8	0.0	8.5	
2041	23	0.0	8.4	3.4	158.9	0.0	8.4	
2042	24	0.0	8.4	3.2	173.8	0.0	8.4	
2043	25	0.0	8.3	3.0	189.4	0.0	8.3	
2044	26	0.0	8.3	2.8	205.8	0.0	8.3	
2045	27	0.0	8.2	2.6	222.9	0.0	8.2	
2046	28	0.0	8.2	2.5	240.7	0.0	8.2	
2047	29	0.0	8.1	2.3	259.2	0.0	8.1	
2048	30	0.0	8.1	2.2	278.5	0.0	8.1	
	相関係数(r)	0.8195	0.8745	0.8090	0.9392	0.8476	0.8745	
	r(順位)	4	2	5	1	3	2	





[資料-18] 世羅町の世帯数の推計結果

初年度

平成

25 年度

世帯数

世羅町

2042

204

204

2048

25

26

27

28

29

30

相関係数(r)

6,577

6,565

6,553

6,542

6,530

6,518

0.8375

6,805

6,804

6,803

6,802

6,801

6,800

0.6620

6,583

6,571

6,560

6,549

6,537

6,526

0.8370

4,719

4,558

4,392

4,220

4,042

3,858

0.9812

6,527

6,510 6,494

6,477

6,460

6,442

0.8412

6,805

6,804

6,803

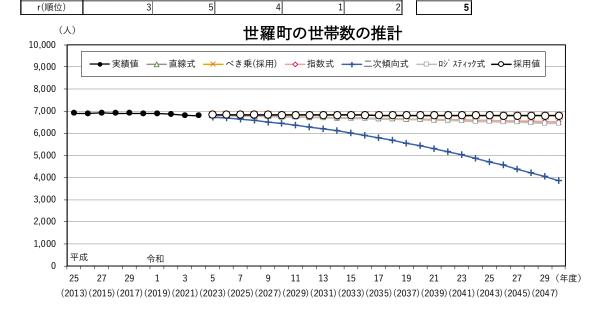
6,802

6,801

6,800

0.6620

	<u> </u>		— 11-24						
			データ数				10	年	
	和暦	実績(人)	推計						
	年度	(各年10/1現在)	番号	番号 名称 式					
2013	25	6,907					※25年)	度を x =1とする	
2014	26	6,900	1	直線式	y= -11.866666	x + 6945.06666			
2015	27	6,915	2	べき乗(採用)	y= 6938.65676	6×(x^-0.005651	.4)		
2016	28	6,913	3	指数式	y= 6945.44980	0×(0.99827154 [^]	x)		
2017	29	6,912	4	二次傾向式	y= -2.8636363	3(x ^2) + 19.6333	333(x) + 6882.	06666	
2018	30	6,887	5	ロジスティック式	y= 7606.5/(1-	+0.09571407× e	^(-0.0176491 x))	
2019	1	6,888							
2020	2	6,868							
2021	3	6,816	🏻 入力	採用式	v_ 6030 6E6	76 × (× A 0 006	:CE14)		
2022	4	6,792	2	べき乗(採用)	y= 6938.65676×(x^-0.0056514)				
	年度	直線式	べき乗(採用)	指数式	二次傾向式	ロジスティック式	採用値	国立社会保障人口 問題研究所	第二次長期総合 計画
2023	5	6,815	6,845	6,815	6,732	6,815	6,845		
2024	6	6,803	6,842	6,803	6,686	6,802	6,842		
2025	7	6,791	6,839	6,791	6,634	6,789	6,839		
2026	8	6,779	6,836	6,779	6,576	6,776	6,836		
2027	9	6,767	6,833	6,768	6,513	6,763	6,833		
2028	10	6,755	6,831	6,756	6,443	6,750	6,831		
2029	11	6,743	6,828	6,744	6,369	6,736	6,828		
2030	12	6,731	6,826	6,733	6,288	6,722	6,826		
2031	13	6,720	6,824	6,721	6,202	6,709	6,824		
2032	14	6,708	6,822	6,709	6,110	6,695	6,822		
2033	15	6,696	6,820	6,698	6,012	6,680	6,820		
2034	16	6,684	6,819	6,686	5,908	6,666	6,819		
2035	17	6,672	6,817	6,675	5,799	6,651	6,817		
2036	18	6,660	6,815	6,663	5,684	6,636	6,815		
2037	19	6,648	6,814	6,651	5,563	6,621	6,814		
2038	20	6,637	6,812	6,640	5,437	6,606	6,812		
2039	21	6,625	6,811	6,629	5,305	6,591	6,811		
2040	22	6,613	6,809	6,617	5,167	6,575	6,809		
2041	23	6,601	6,808	6,606	5,023	6,559	6,808		
2042	24	6,589	6,807	6,594	4,874	6,543	6,807		
				0.500		0.505			



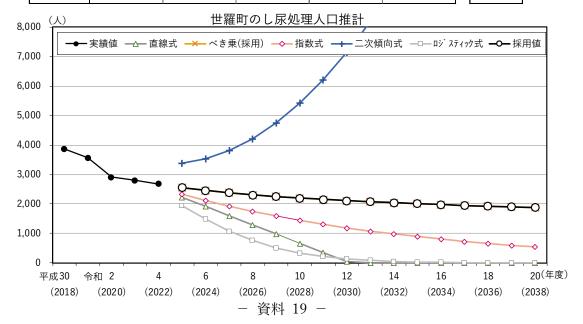
[資料-19] し尿収集人口の推計結果

 世羅町
 し尿収集人口
 初年度
 平成
 30
 年度

 データ数
 5
 年

※30年度を x =1とする

							※30年度を	x =1とする
	和暦	実績			推計			
	年度	(人)	番号	名称		式		
2018	30	3,861	1	直線式	y= -311.5 x + 40			
2019	1	3,563		2 べき乗(採用) y= 3952.31679×(x^-0.2435323)				
2020	2	2,904	3	指数式	,	<(0.90777954^ x)		
2021	3	2,804	4	二次傾向式		x ^2) - 702.78571		
2022	4	2,683	5		ロシ・スティック式 y= 4247.1/(1+0.07893413× e ^(-0.4511920 x))			
	年度	直線式	べき乗(採用)	指数式	二次傾向式	ロジスティック式	採用値	参考値
2023	5	2,229	2,555	2,342	3,388	1,946	2,555	
2024	6	1,917	2,461	2,126	3,533	1,486	2,461	
2025	7	1,606	2,382	1,930	3,808	1,084	2,382	
2026	8	1,294	2,315	1,752	4,214	761	2,315	
2027	9	983	2,256	1,590	4,750	519	2,256	
2028	10	671	2,204	1,444	5,417	346	2,204	
2029	11	360	2,158	1,310	6,214	227	2,158	
2030	12	48	2,116	1,190	7,142	147	2,116	
2031	13	0	2,078	1,080	8,200	95	2,078	
2032	14	0	2,044	980	9,388	61	2,044	
2033	15	0	2,012	890	10,707	39	2,012	
2034	16	0	1,982	808	12,156	25	1,982	
2035	17	0	1,955	733	13,736	16	1,955	
2036	18	0	1,929	666	15,446	10	1,929	
2037	19	0	1,906	604	17,287	6	1,906	
2038	20	0	1,883	549	19,258	4	1,883	
2039	21	0	1,862	498	21,359	3	1,862	
2040	22	0	1,842	452	23,591	2	1,842	
2041	23	0	1,823	410	25,953	1	1,823	
2042	24	0	1,805	373	28,446	1	1,805	
2043	25	0	1,788	338	31,069	0	1,788	
2044	26	0	1,771	307	33,823	0	1,771	
2045	27	0	1,756	279	36,707	0	1,756	
2046	28	0	1,741	253	39,721	0	1,741	
2047	29	0	1,726	230	42,866	0	1,726	
2048	30	0	1,713	208	46,141	0	1,713	
	相関係数(r)	0.9507	0.9678	0.9566	0.9794	0.9358	0.9678	
	r(順位)	4	2	3	1	5	2	



ごみとして捨てる前に売却して『リユース』し ませんか?



自宅から持ち出し収集場所まで運ぶ手間が無くなるかもしれません。

複数のショップの買取価格を比較し、手間なく売却が できるサービス「おいくら」をご利用ください!

不要品の一括査定サービス「おいくら」への申込みはこちらをクリック <外部リンク>



<外部リンク>

- 処分費用を払わずに、売却できる可能性がある。
- 自分では運べないような大型品も売却対象。
- 出張買取は、自宅まで買取に来てくれる。
- 土日祝日や最短当日中に売却できる場合がある。

「おいくら」はオンライン査定フォームに入力することで複数のリユース業者に査定が依頼できるサービスです。ソファーやベッド、たんすや本棚などの大型家具、冷蔵庫や洗濯機、テレビなどの家電製品、昔集めたコレクションや趣味嗜好品まで幅広い品物が買取の対象になります。

(注記) 再販できる品物が買取の対象となりますので、全ての品物をお引取りできるわけではありません。予めご 承知おきください。また、「おいくら」に関するお問合せは<u>「おいくらサービスカウンター」</u> <外部リンク> にご 連絡ください。

町ではごみの減量への取組として、リユースプラットフォーム「おいくら」を運営する<u>株式会社マーケットエンタープライズ</u> <外部リンク> と事業連携協定を締結し、不要品のリユース促進に向けた取組を行っています。

ごみを処分せずに「リユース」することで、大気中の二酸化炭素を減らすことにつながり、自然環境への負担を抑える「サスティナブル」な取組となります。

ご家庭で不要になったプラスチック製の筆記具 を回収しています



町ではプラスチック資源の有効活用のため、株式会社パイロットコーポレーションとの連携により町内 2箇所に「使用済みペン回収ボックス」を設置しました。回収された筆記具は、新たなボールペンなど の素材としてリサイクルされます。回収にご協力をお願いします。

設置場所等

次の場所に「使用済みペン回収ボックス」を設置しています。

(1) 世羅町役場 本庁舎1階 町民ロビー

回収時間:8時30分~17時15分

閉庁日 : 土日祝、年末年始(12月29日~1月3日)



(2) 世羅保健福祉センター ロビー

回収時間:8時30分~17時15分

閉庁日 : 土日祝、年末年始 (12月29日~1月3日)



古紙等資源集団回収奨励金制度について



ごみの減量化と限りある資源のリサイクルを促進するため、古紙等資源の回収活動を行う団体へ奨励 金を交付します。

交付対象者



町内会、自治会、PTA、子ども会、女性会、老人クラブ等の町内に住所を有する者で組織され、営利を目的としない団体で年間2回以上の回収を行う団体

交付対象品目



町内の家庭から排出される

- ・ 古紙類 (新聞紙、雑誌類、段ボール)
- ・金属類(飲料用スチール缶、飲料用アルミ缶)※鉄くず等は対象になりません。

奨励金の額

次の(1)と(2)の合計額(10円未満切り捨て)

- (1) 回収を実施した月について、1回を限度として1,000円
- (2) 回収した古紙類の重量1キログラムにつき5円、 回収した金属類の重量1キログラムにつき10円

集団回収団体届出書の提出



回収を実施される前に団体届出書の提出が必要です。 (継続して集団回収活動に取り組まれる団体 も、届出の提出が必要です。)

奨励金交付申請書の提出



「古紙等資源集団回収事業奨励金交付申請書」に資源回収業者が発行した計量書等の原本を添えて、 上半期(4月から9月に実施)分を10月末日まで、下半期(10月から3月に実施)分を3月末日まで に提出してください。

団体届出書・奨励金交付申請書の提出先



町民課環境整備係又は、せらにし支所で受付けます。(各種様式がダウンロードできます。) なお、交付申請には資源回収業者が発行した計量書等の原本の添付が必要です。

奨励金の交付



奨励金交付申請書の提出後、確認審査の上、申請書に指定された口座に振り込みます。

事業系一般廃棄物の適正処理をお願いします!



事業系一般廃棄物の適正処理は、事業者の責務です。

処理方法は次の2通りです。

一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する

町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。

- ※事業系一般廃棄物の処理を依頼することができる業者は、町から許可を得ている業者に限られます。
- ※「事業系一般廃棄物」を「産業廃棄物」として処理することはできません。
- (例) 事業系一般廃棄物の伐採木を、一般廃棄物の許可を持たない産業廃棄物処理業者へ収集運搬、処分を依頼した。→法律違反となります。

処理工場へ自己搬入する

可燃ごみ (三原市清掃工場)

	三原市清掃工場						
搬入場所	〒723-0061 三原市八坂町10227番地						
	☎0848-62-4197						
受付時	月曜日~金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く。)						
間等	8時30分~12時、13時~16時30分						
処分手 数料	10kgにつき140円(10kg未満は10kgとみなします。)						

不燃系ごみ (不燃物処理工場)

	不燃物処理工場						
搬入場所	〒723-0061 三原市八坂町10227番地						
	☎0848-62-1200						
受付時	月曜日~金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く。)						
間等	8時30分~12時、13時~16時30分						
処分手 数料	10kgにつき140円(10kg未満は10kgとみなします。)						

不燃物処理工場(Ecoro)への搬入方法



更新日:2023年5月29日更新

● 印刷ページ表示

受入日・時間



毎週月曜日〜金曜日(土日、12月31日〜1月3日は休み) 8時30分〜12時00分、13時00分〜16時30分

不燃物処理工場 (Ecoro)



所在地 三原市八坂町10227番地 電話番号 0848-62-1200

不燃物処理工場(Ecoro)への搬入方法



事前に、不燃ごみ(不燃物、発火性危険ごみ、蛍光灯類、電池類、充電式小型家電)、びん・缶、ペットボトル、容器包装プラスチックに分類し、それぞれ透明か中身の見える袋に入れて搬入してください。

世羅町一般廃棄物処理基本計画

令和 6 (2024)年 3 月

世羅町